認定こども園



子ども・子育て支援新制度令和4年度 説明テキスト

公定価格·向上支援費 延長保育事業·補足給付事業

令和4年4月版

こども青少年局保育・教育給付課

目 次

あらかじめご了承ください。

| 1 | 公定価格について | 7 |
|-----|--|----|
| 2 | 向上支援費について | 61 |
| 3 | 延長保育事業について | 83 |
| 4 | 実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】 | 95 |
| | ■ 教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ(3%賃上げ助成)について② 給付費の額の通知について【幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のみ】 | |
| *本資 | 資料内の記述は、すべて案であり、市会での予算議決等を経て確定します。 | |

資格証・免許状の提出について

雇用状況表に記載の有資格者については、保育・教育給付課市内施設給付担当へ資格証・ 免許状を提出していただく必要があります。また、<u>資格証・免許状の登録年月日や授与年</u> 月日以前の期間は原則、有資格者として雇用状況表に記載することはできませんのでご注 意ください。

1 提出日

令和4年4月5日(令和4年4月分の雇用状況表に記載の職員について)

- ※年度途中で新しく雇用、又は配属する職員については、その職員が記載された最初 の「雇用状況表」の提出までに送付をお願いいたします。
- ※令和3年度以前に在籍しており、<u>既に資格証・免許状が提出済みの職員については、</u> 提出は不要です。

2 提出が必要な資格証・免許状

職種別に必要書類の提出をお願いします。 ※<別表・職種別必要書類>を参照

3 幼稚園教諭免許状について

幼稚園教諭免許状は、保育士証と異なり、<u>有効期間又は修了確認期間が定められています</u>。幼稚園教職員として<u>配置基準に含めるためには必要に応じて更新手続きを行い、</u>有効な免許を所持している必要があります。

※平成21年4月1日より教員免許更新制が導入されており、平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状)には有効期限が定められています。平成21年3月31日以前に授与された免許状(旧免許状)には生年月日別に修了確認期限が定められており、更新には更新講習の受講等の手続きが必要になります。

<参考> 新旧免許状と有効期間・修了確認期限について

| 所持免許状 | 有効期間・修了確認期限 |
|-----------------------|--|
| 新免許状のみ H21.4.1以降授与 | 有効期間が免許状に記載 ※有効期間は授与資格を得てから10年間になります。 ※ <u>平成29年度に有効期限を迎える方はいません</u> 。(最も早い方で平成31年度) |
| 旧免許状あり | 生年月日別に修了確認期限が設定されており、現職の教員については <u>一定の期間内に</u> |
| (新免許状所持の場合 | 更新講習を受講し、更新手続きを行う必要があります。 |
| も含む) | ※更新講習を受講し、更新手続きが完了した方については、幼稚園免許状と併せて更新 |
| H21.3.31以前に授与 | 講習修了確認証明書の提出をお願いします。 |

原則は上記の取扱ですが、一定の条件下で上記取扱いとは異なるケースもございます。 詳しい内容は以下をご参照ください。

『文部科学省 教員の免許に関するページ』 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm 『神奈川県 教員免許に関するページ』 https://www.pref.kanagawa.jp/menu/3/10/61/

4 保育教諭の免許・資格について

保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要となります。幼稚園教諭免許は、「3 幼稚園教諭免許状について」のとおり、有効期間や更新講習受講など、有効な免許とするために必要な手続きがあり注意が必要です。

幼保連携型認定こども園の保育教諭には、令和7年3月31日までの経過措置があり、 どちらかの資格・免許が有効であれば保育教諭として扱うことが可能です。(その場合で も、保育士資格がない方は有効な幼稚園教諭免許状が必要です。)

令和7年度からは、保育士資格と有効な幼稚園教諭免許状を併有していないと配置基準に含める教職員になれませんので、保育士資格取得や幼稚園教諭免許の更新講習受講について教職員の方への御周知と資格・免許の管理をお願いいたします。

5 注意点

有効な資格士証もしくは免許状の提出がされない場合は、当該職員を雇用状況表に記載することができず、給付上の職員配置に含めることができません。各種加算の要件に含めることもできませんので、既に雇用状況表に記載の職員につきましては、雇用状況表の差替え及び過誤再請求が必要になる場合がございます。

<別表-職種別必要書類>

| 職種 | 必要書類 | 備考 |
|---------|----------------|-----------------------------|
| 施設長 | ①対象職員の履歴書 | ①か②のどちらかを提出 |
| (保育所のみ) | ②研修等受講修了書 | ※①については、児童福祉事業等に2年以上従事したこ |
| | | とがわかるもの |
| | | ※施設長が変更になった場合は、再度提出をお願いしま |
| | | <u>す。</u> |
| 保育士 | 保育士証 | ・登録年月日より保育士として勤務可能 |
| | ※国家戦略特別区域限定保育士 | • 保母資格証明書、保育士資格証明書、試験合格通知書、 |
| | 証を含む | 指定保育士養成施設卒業見込証明書、保育士登録済通知 |
| | | 書は保育士証等の代わりとはなりません。 |
| | | ・新卒や保育士試験合格者について、雇用状況表に記載 |
| | | の時点で保育士証が申請中の方は、「保育士登録済通知 |
| | | 書」等をご提出いただき、保育士証が到着次第、保育士 |
| | | 証の提出をお願いします。_ |
| 看護師 | 看護師免許証明 | ・登録年月日より看護師(准看護師)勤務可能 |
| (准看護師) | (准看護師免許証) | |
| 栄養士 | 栄養士免許証 | ・免許証記載年月日より栄養士(管理栄養士)として勤 |
| | (管理栄養士免許証) | 務可能 |
| 保健師 | 保健師免許証 | ・免許証記載年月日より保健師として勤務可能 |
| 幼稚園教諭 | 幼稚園教諭1種(2種)免許 | ・幼稚園教諭免許状については、「3 幼稚園教諭免許状 |
| | 状 | <u>について」をご確認ください。</u> |
| | ※修了確認期限が過ぎている場 | |
| | 合は更新講習修了確認証明書も | |
| | 提出 | |
| 保育教諭 | ①幼稚園教諭1種(2種)免 | ・幼保連携型認定こども園において、子どもの保育・教 |
| | 許状 | 育に従事する方は、①幼稚園教諭免許状、②保育士証の |
| | ※修了確認期限が過ぎている場 | 双方を併有する必要があります。(令和7年3月31日ま |
| | 合は更新講習修了確認証明書も | では経過措置あり) |
| | 提出 | |
| | ②保育士証 | ※保育教諭の免許・資格及び経過措置については、「4 |
| | ※国家戦略特別区域限定保育士 | 保育教諭の免許・資格について」をご確認ください。 |
| | 証を含む | |

<雇用状況表記載の注意点>

有資格者としての雇用状況表への記載は、<u>原則該当月1日以前の登録年月日・授与年月日</u> となっている資格証・免許状を有する職員が対象となります。

【例】保育士(登録年月日:令和4年4月10日)

<保育士として雇用状況表へ記載>※雇用状況表は該当月1日の状態を記載

<u>令和4年4月分</u> ⇒× (<u>※</u>) 令和4年5月分以降 ⇒○

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。 ※★がついている挙証資料につきましては、令和3年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和4年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

| | - 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | | | | | | |
|------|--|-------|-----|------------|--------------|--|-----------------------------------|
| 加算種別 | 加算項目 | 保育所 | 幼稚園 | 認定こども園(1号) | 認定こども園(2・3号) | 举証資料 | 提出時期 |
| 公定価格 | 副園長·教頭配置加算 | | 0 | 0 | | 履歴書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 学級編制調整加配加算 | | | 0 | | - | - |
| 公定価格 | 3歳児配置改善加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 公定価格 | 満3歳児対応加配加算 | | 0 | 0 | | - | - |
| 公定価格 | 講師配置加算 | | 0 | 0 | | - | - |
| 公定価格 | 休日保育加算 | 0 | | | 0 | 休日保育実施兼加算適用届出書 休日保育利用児童実績報告書 | 加算適用申請を行う当月15日まで 加算対象月の翌月15日まで |
| 公定価格 | 夜間保育加算 | 0 | | | 0 | - | - |
| 公定価格 | チーム保育加配加算 | | 0 | 0 | 〇(2号) | - | - |
| 公定価格 | 通園送迎加算 | | 0 | 0 | | ★通園送迎の実施状況が分かる資料(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 給食実施加算 | | 0 | 0 | | ★給食の実施状況がわかる資料(写) ★給食の実施形態の別がわかる資料(写) ※調理業務を委託する場合のみ | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 減価償却費加算 | 0 | | | 0 | 建物を整備又は取得した際の契約書類(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 賃借料加算 | 0 | | | 0 | 賃貸借契約書(写) ※変更・更新等があった場合は変更後のもの | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | チーム保育推進加算 | 0 | | | | - | - |
| 公定価格 | 副食費徴収免除加算 | 〇(2号) | 0 | 0 | 〇(2号) | 副食提供状況報告書(参考様式) ※1号のみ | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 分園を設置している場合 (減算項目) | • | | | • | - | - |
| 公定価格 | 施設長を配置していない場合 (減算項目) | • | | | | - | - |
| 公定価格 | 土曜日に閉所する場合 (減算項目) | • | | | • | - | - |
| 公定価格 | 主幹教諭等の専任化による子 育て支援の取組を実施してい ない場合(減算項目) | | | • | • | ★横浜市接続期カリキュラム「アプローチカリ キュラム」(写)※項目④を適用する場合のみ | 調整適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 年齢別配置基準を下回る場合 (減算項目) | | • | • | • | - | - |
| 公定価格 | 配置基準上求められる職員資格を有しない場合(減算項目) | | | • | • | - | - |
| 公定価格 | 1号認定子どもの利用定員を 設定しない場合 | | | | 0 | - | - |
| 公定価格 | 定員を恒常的に超過する場合 | • | • | • | • | - | - |
| 公定価格 | 主任保育士専任加算 | 0 | | | | - | - |
| 公定価格 | 主幹教諭等専任加算 | | 0 | | | ★横浜市接続期カリキュラム「アプローチカリキュラム」(写)※項目⑤を適用する場合のみ | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 子育て支援活動費加算 | | 0 | | | ★子育て支援活動の実施状況がわかる資料 (写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 公定価格 | 療育支援加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 特別児童扶養手当証書(写)※A区分で加算申 請する場合のみ | 加算適用申請を行う当月15日まで |

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。 ※★がついている挙証資料につきましては、令和3年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和4年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

| | | | 対象 | 施設 | Į. | | |
|-------|--------------|-----|-----|------------|--------------|--|--|
| 加算種別 | 加算項目 | 保育所 | 幼稚園 | 認定こども園(1号) | 認定こども園(2・3号) | 举証資料 | 提出時期 |
| 公定価格 | 事務職員雇上費加算 | 0 | | | | - | - |
| 公定価格 | 事務職員配置加算 | | 0 | 0 | | - | - |
| 公定価格 | 指導充実加配加算 | | 0 | 0 | | - | - |
| 公定価格 | 事務負担対応加配加算 | | 0 | 0 | | - | - |
| 公定価格 | 冷暖房費加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 公定価格 | 栄養管理加算 | 0 | 0 | | 0 | - | - |
| 公定価格 | 高齢者等活躍促進加算 | 0 | | | 0 | 高齢者等活躍促進加算申請書 高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表 加算対象者の雇用契約書(写) | 令和4年12月末まで |
| | | | | | | 高齡者等活躍促進加算報告書 高齡者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表 | 令和5年3月15日まで |
| 公定価格 | 施設機能強化推進費加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 施設機能強化推進費加算申請書 申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写) | 令和4年12月末まで |
| 公足Ш伯 | // | | | | | 施設機能強化推進費加算報告書 取組みに要した経費がわかる領収書(写)等 | 令和5年3月15日まで |
| 公定価格 | 小学校接続加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 小学校接続加算実施報告書 横浜市接続期カリキュラム令和4年度版アプローチカリキュラム」 | 令和5年3月15日まで |
| A | かー **=** / | | | | | 第三者評価受審加算申請書 | 令和4年12月末まで |
| 公定価格 | 第三者評価受審加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写) | 令和5年3月15日まで |
| | | | | | | 施設関係者評価加算申請書 | 令和4年12月末まで |
| 公定価格 | 施設関係者評価加算 | | 0 | 0 | 0 | 施設関係者評価加算報告書 自己評価及び施設関係者評価の実施状況がわ かる資料(写) 公開保育の実施状況がわかる資料 | 令和5年3月15日まで |
| 公定価格 | 外部監査費加算 | | 0 | 0 | 0 | 公認会計士又は監査法人との契約書等(写) 監査報告書(写) | 令和5年3月15日まで ※監査報告書については作成次 第速やかに |
| 向上支援費 | 職員配置加算 | 0 | | | 0 | - | - |
| 向上支援費 | 職員配置加算(休日) | 0 | | | 0 | 休日保育実施兼加算適用届出書 | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 連携施設受諾促進加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | ★連携実施(変更)届出書 ★地域型保育事業者と締結した連携に関する 覚書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 保育者業務支援事業費助成 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 向上支援費 | 食育推進助成① | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 向上支援費 | 食育推進助成② | 0 | 0 | 0 | 0 | - | |
| 向上支援費 | 食育推進助成(休日) | 0 | | | 0 | 休日保育実施兼加算適用届出書 | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | アレルギー児童対応費 | 0 | 0 | 0 | 0 | ★アレルギー児童数報告書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 産休等代替職員雇用費 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・産休等代替職員雇用費実績報告書 ・産休等職員の賃金の全額を支給することがわかる就業規則又は労働契約書(写) ・産前産後休暇の期間がわかる就業規則(写) ・産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母子健康手帳(写) ・出産日を証する書類(写) ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |

挙証資料一覧

※挙証資料一覧の中には、資格証、免許状は含みません。 ※★がついている挙証資料につきましては、令和3年度に提出し、内容に変更がない場合でも、令和4年度に再度ご提出(初めて加算適用申請を行う月の15日まで)をお願いします。

○:加算 ●減算

| | | 対象施設 | | | ţ | | |
|---------|---------------------|------|-----|------------|--------------|--|---------------------------|
| 加算種別 | 加算項目 | 保育所 | 幼稚園 | 認定こども園(1号) | 認定こども園(2・3号) | 挙証資料 | 提出時期 |
| 向上支援費 | 障害児等受入加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | 障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)もしくは医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) 障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 障害児等受入加算(休日) | 0 | | | 0 | 障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)もしくは医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写) 障害児保育教育対象児童等申請・認定確認書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 被虐待児童対応費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通 知書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 看護職雇用加算 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 向上支援費 | 医療的ケア対応看護師雇用費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書 (写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 外国人児童保育事業助成 | 0 | 0 | 0 | 0 | 外国人児童報告書(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 向上支援費 | 保育補助者雇用経費 | 0 | | | 0 | - | - |
| 向上支援費 | ローテーション保育士(保育教諭)雇用費 | 0 | | | 0 | - | - |
| 向上支援費 | 保育士育成促進費 | 0 | | | 0 | 保育士証(写) | - |
| 向上支援費 | 第三者評価受審費助成 | 0 | | 0 | 0 | 第三者評価受審加算申請書 第三者評価受審加算報告書 受審費用の支払いに係る領収書(写) | 令和4年12月末まで 令和5年3月15日まで |
| 延長保育事業費 | 延長保育実施加算(平日) | 0 | | | 0 | - | - |
| 延長保育事業費 | 延長保育実施加算(土曜) | 0 | | | 0 | - | - |
| 延長保育事業費 | 延長保育従事職員雇用費 | 0 | | | 0 | - | - |
| 延長保育事業費 | 調理人雇用費 | 0 | | | 0 | - | - |
| 延長保育事業費 | 延長保育障害児等受入加算 | 0 | | | 0 | - | - |
| 延長保育事業費 | 夜間保育所費 | 0 | | | | - | _ |
| 延長保育事業費 | 分園加算 | 0 | | | | - | - |
| 延長保育事業費 | 延長保育AB階層減免費 | 0 | | | 0 | AB階層減免費内訳報告書 | 請求月分の請求書提出時に添付 |
| 延長保育事業費 | 延長保育実施加算(休日) | 0 | | | 0 | 休日保育実施兼加算適用届出書 | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 延長保育事業費 | 調理人雇用費(休日) | 0 | | | 0 | 休日保育実施兼加算適用届出書 | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 延長保育事業費 | 延長保育障害児等受入加算 (休日) | 0 | | | 0 | 休日保育実施兼加算適用届出書 休日保育利用児童報告書 | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| 延長保育事業費 | 延長保育AB階層減免費(休日) | 0 | | | 0 | AB階層減免費内訳報告書 休日保育利用児童報告書 | 加算適用申請を行う当月15日まで |
| その他 | 補足給付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 補足給付確認書 補足給付対象物品を購入した際の業者からの 領収書等(写) | 加算適用申請を行う当月15日まで |

1 公定価格について

本資料内の単価等は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定します ので、あらかじめご了承ください。

公定価格には基本分単価のほか、各事業所からの申請に基づき市が認定する加算がありますので、各項目について確認し、<u>申請に必要な様式の作成と要件確認のための挙証資料の準備・</u>作成等をお願いします。

<令和4年度の変更点について>

(1) 人事院勧告を受けての単価改定

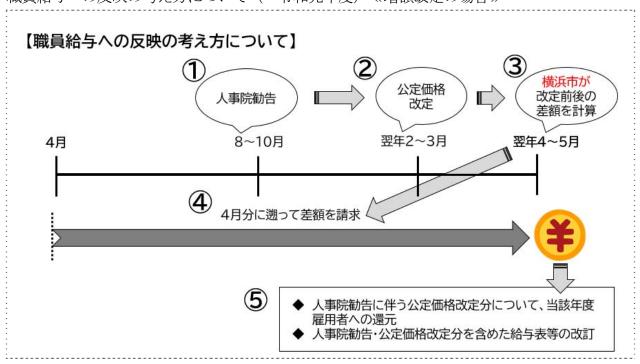
公定価格の単価のうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定しています。令和3年度の国家公務員給与の改定を踏まえ、令和4年4月分の公定価格(令和4年度の単価表)に対して年額人件費▲0.9%程度の反映を予定しています。(令和3年度の公定価格の減額改定は行いません。)

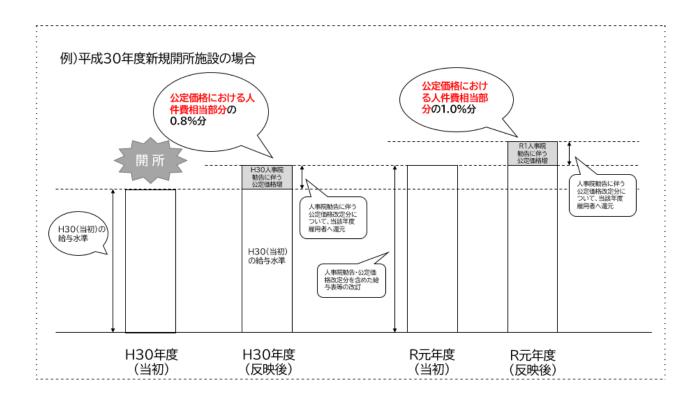
なお令和4年4月から9月の間、上記の減額分(人件費▲0.9%)に対応する金額については、横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に合わせて補助します。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定です。詳細については103ページの【参考1】教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ(3%賃上げ助成)をご確認下さい。

【参考】

公定価格の単価のうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定しています。 毎年、人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定を踏まえ、年度途中に公定価格が改定されてい ます。単価変更の趣旨をご理解いただき、職員給与への反映をお願いします。

職員給与への反映の考え方について(~令和元年度)《増額改定の場合》





★表記について

「教育標準時間認定」部分については、「1号」、「保育認定」部分については、「2号・3号」と表記しています。 (様式等も同様)

I 地域区分等

1 **地域区分** 施設の所在する地域(市町村)に応じて8区分設定されています。 横浜市は、16/100地域 が適用されます。

また後述の減価償却費加算、賃借料加算の地域区分は以下となります。

減価償却費加算:認定こども園(幼稚園型除く)は「認可施設・都市部」の単価を、幼稚園型の認定こども園は「機能部分・都市部」の単価を適用します。

賃借料加算:認定こども園(幼稚園型除く)は「a 地域・認可施設・都市部」の単価を、 幼稚園型の認定こども園は「a 地域・機能部分・都市部」の単価を適用します。

2 定員区分

施設の利用定員に応じて区分設定されており、利用定員(※)の合計人数に応じた区分を適用します。

- (※)利用定員:給付対象とする利用者の定員。認可定員と一致することを基本とする。 認可定員:施設・設備や職員配置等に基づく定員
- (※)利用定員が見直された場合、公定価格単価の適用が変更される可能性があります。 令和4年度公定価格単価表を本市のHP等でご確認ください。

◆1号:17区分設定

~15 人 16~25 人 ・・・・(10 人・15 人・30 人単位)・・・

271~300 人 301 人~

◆2号・3号:18区分設定

~10 人 | 11~20 人 | 21~30 人 | …(10 人単位)… | 161~170 人 | 171 人~

3 認定区分

利用子どもの認定区分に応じて適用します。

(教育標準時間認定 満3歳児以上:1号)

(保育認定 満3歳以上:2号、満3歳未満:3号)

4 年齡区分

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用としますが、運用上、年度初日の前日における満年齢に基づき区分します。

(公定価格単価表調整額欄((注)の欄)に定める額が適用)

そのため、クラス年齢同様、年度の途中で誕生日を迎えた場合でも、年度初日の前日の満年齢の区分を適用しますので、年度内での年齢区分の単価変更は生じません。

- ◆1号:2区分(3歳児、4歳児以上)
- ◆2号・3号:4区分(4歳以上児、3歳児、1、2満児、0歳児)

5 保育必要量区分・・・ 2号・3号

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用します。 (保育標準時間認定(11時間)、保育短時間認定(8時間))

Ⅱ 基本部分

6 基本分単価

(1)額の算定

1号については<u>I</u> 地域区分等、2号・3号については<u>I</u> 地域区分等の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価で単価表に定められた額です。基本分単価に含まれる内容は、それぞれの認定部分により異なり、下表の内容が含まれます。また、職員の管理費や子どものための教育費用・保育費用も基本分単価に含まれます。

< 1号の基本分単価に含まれる項目>

| | | を行う。十回に口の心のは口と |
|-----|-----|-------------------------------------|
| 区分 | • | 内容 |
| 車 | Y | (1)常勤職員給与 |
| 発 | 4 | ①本俸、教職調整額 |
| 事務費 | 人件費 | ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、 |
| | | 住居手当、通勤手当等) |
| | | ③社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等) |
| | | (2) 非常勤職員雇上費 |
| | | ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 (※) |
| | | ②非常勤職員雇上費(事務職員) |
| | | ③年休代替要員費 |
| 1 | 熔 | <職員の数に比例して積算しているもの> |
| | 管理費 | 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 |
| | 費 | <子どもの数に比例して積算しているもの> |
| | , | 保健衛生費、減価償却費 |
| | | <1施設当たりの費用として積算しているもの> |
| | | 補修費、特別管理費(※)、苦情解決対策費(※)、子育て支援活動費(※) |
| 事業 | 費 | <生活諸費> |
| | | 一般生活費(教材費、光熱水費) |

(※) 1号と2号・3号で費用を等分して計上

<2号・3号の基本分単価に含まれる項目>

| 区分 | ` | 内容 |
|-----|-----|--|
| 車 | Y | (1)常勤職員給与 |
| 終 | 华 | ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 |
| 事務費 | 人件費 | ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤 |
| | | 手当等) |
| | 注 | ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) |
| | | (2) 非常勤職員雇上費 |
| | | ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当(※) |
| | | ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) |
| | | ③年休代替要員費 ④研修代替要員費 |
| | 焙 | <職員の数に比例して積算しているもの> |
| | 管理費 | 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 |
| | 費 | <子どもの数に比例して積算しているもの> |
| | | 保健衛生費 |
| | | <1施設当たりの費用として積算しているもの> |
| | | 補修費、特別管理費(※)、苦情解決対策費(※)、子育て支援活動費(※) |
| 事業 | 費 | <生活諸費> |
| | | 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *3歳未満児:主食費、副食費 |

(※) 1号と2号・3号で費用を等分して計上

(2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足してください。

なお、国の公定価格における保育教諭の数は、(イ)の考え方のとおりですが、横浜市では、保育認定の児童(2号・3号)に対する保育教諭等の配置は、国の配置基準上保育教諭等数以上の配置を求めており、市配置基準の保育教諭等を確保するために必要な経費を助成します。そのため、保育認定児童に対する保育時間(11時間)は、市配置基準の保育教諭等配置が必要です。保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育も同様に、市配置基準の保育教諭等の配置が必要です。

(ア) 園長 1人

(イ) 保育教諭等

基本分単価における必要保育教諭等の数(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下、「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)) 第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和 31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く。)は以下の①と②を合計した数であること。

①年齢別配置基準(※)

| 年齢区分 | 国の配置基準 | 市の配置基準 |
|---------------------|----------|----------|
| 乳 児 | 3:1 | 3:1 |
| 1 歳 児 | 6:1 | 4:1 |
| 2 歳 児 (保育認定子どもに限る。) | 6:1 | 5:1 |
| 3 歳 児 | 20:1 (%) | 15:1 (%) |
| 4歳以上児 | 30:1 | 24:1 |

- (注1) 「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者(令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。)をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。(なお、副園長・教頭については、免許を有していない場合を含む。)
- (注2) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。)。

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日に おける満年齢が2歳で、年度途中に満3歳に達して入園した者
- ・ 2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中に満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者
- (注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。

<算式>

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}

- + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)}
- + {1、2歳児数(保育認定を受けた子どもに限る。)×1/6(同)}
- +{乳児数×1/3(同)}=配置基準上保育教諭等数(小数点以下四捨五入)

②その他

- a 保育認定子どもに係る利用定員が90 人以下の施設については1人加配
- b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人を加配(注1)
- c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)(注2)
- d 上記①及び②のa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間3日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)(注3)

- (注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は 非常勤の保育士としても差し支えないこと。
- (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
- (注3) 当該費用については、非常勤講師の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外に おける研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

※分園における職員配置について

内閣府より公定価格の基本分単価上の分園の保育士配置についての見解が整理されました。

従前は「90人以下の施設の保育士加配」及び「標準時間対応保育士」については本園又は分園のいずれかに1名ずつが基本分単価に含まれる職員配置としてきましたが、今後は本園、及び分園の両方に1名ずつが基本分単価に含まれるものとして給付費を計算します。以下がイメージ図ですので、併せてご確認ください。

改定後 従来 本園 それぞれ定員が 90人以下となる ため、配置が必要 90人以下の 標準時間 90人以下の 標準時間 園長 配置基準 園長 配置基準 施設の加配 対応保育士 施設の加配 対応保育士 合わせて定員が91人以上 であるため、配置不要 分園 本園定員:90人 変更部分 分園定員:50人 分園にも配置が必要 の場合

公定価格(基本分単価)に含まれる保育士

(ウ) 調理員等

保育認定子どもに係る利用定員40 人以下の施設は1人、41 人以上150 人以下の施設は2人、151 人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)

(エ) 事務職員及び非常勤事務職員

施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 非常勤事務職員については、1人分の費用(教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。) 及び週2日分の費用を算定。

(オ) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)

Ⅲ 基本加算部分

7 処遇改善等加算 I

職員の経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基 に加算します。詳細は子ども・子育て支援新制度令和4年度説明テキスト処遇改善等加算 Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費~制度編~のテキストをご参照ください。

【処遇改善等加算 I 単価が設定されている加算項目】

- ◇副園長・教頭配置加算(1号のみ)
- ◇チーム保育加配加算(1・2号のみ)
- ◇学級編制調整加配加算(1号のみ)
- ◇通園送迎加算(1号のみ)

◇3歳児配置改善加算

- ◇給食実施加算(1号のみ)
- ◇満3歳児対応加配加算(1号のみ)
- ◇休日保育加算(2・3号のみ)
- ◇講師配置加算(1号のみ)
- ◇療育支援加算
- ◇1号認定こどもの利用定員を設定しない場合(2・3号のみ) ◇事務職員配置加算(1号のみ)
 - ◇指導充実加配加算(1号のみ)
- ◇事務負担対応加配加算(1号のみ)
- ◇栄養管理加算
- ◇夜間保育加算(2·3号のみ)

【処遇改善等加算 I 単価が設定されている減算項目】

- ◇主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合
- ◇年齢別配置基準を下回る場合
- ◇配置基準上求められる職員資格を有しない場合
- ◇定員を恒常的に超過する場合
- ◇分園の場合(2・3号のみ)
- ◇土曜日に閉所する場合(2・3号のみ)

8 副園長・教頭配置加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

園長(施設長)以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置してい る施設(保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、次の要件に 準じて副園長又は教頭を配置している施設) に加算します。配置人数にかかわらず同 額です。

- □就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年 法律第77号。以下、「認定こども園法」という。) 第14条又は学校教育法(昭和 22 年法律第26 号)第27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっている。 学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。
- □就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行 規則」という。)第 14 条において準用する第 13 条又は学校教育法施行規則(昭和 25 年文部省令第11 号)第23 条において準用する第20 条から第22 条までに該当 するものとして発令を受けている。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。
- □当該施設に常時勤務する者であること(月120時間以上の勤務を契約している)
- □園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項 の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は 幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しない。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-------------------|---------------------|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |
| 対象職員の履歴書(写) | ⇒副園長・教頭の交代があった場合は、再 |
| 刈水帆貝♡/腹腔音(子) | 度提出が必要になります。 |

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

9 学級編制調整加配加算(1号のみ)

全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人(常勤)加配するための費用を加算します。(利用定員36人以上300人以下の施設を対象)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下である。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。

(処遇改善等加算 I の適用あり)

10 3歳児配置改善加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□基本分単価の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-------------------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書(第4号様式の3) | |
| 雇用状況表(第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの一律の単価で算定されます。

(処遇改善等加算 I の適用あり)

11 満3歳児対応加配加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

【3歳児配置改善加算の適用がない場合】

□年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人)により実施している。

< 定式 >

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切 り捨て))}+{3 歳児数(満3歳児を除く)×1/20(同)}+{満3歳児×1/6(同)}=配置基準上保育 教諭等数(小数点以下四捨五入)

【3歳児配置改善加算の適用がある場合】

□年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人(満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人)により実施している。

<算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}+{3 歳児数(満3歳児を除く)×1/15(同)}+{満3歳児×1/6(同)}=配置基準上保育 教諭等数(小数点以下四捨五入)

※満3歳児は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいいます。月途中入所の児童については、入所の翌月より加算の対象となります。

- 【例】令和3年5月1日時点では、満3歳児が0人だった施設の場合
 - (1)令和3年5月11日に満3歳児のAさんが月途中で入所した。 ⇒翌月の6月1日から加算の対象となります。
 - (2)令和3年12月15日に満3歳児のBさんが月途中で入所した。 ⇒満3歳児のAさんが継続して入所している場合は、12月15日から 日割りした金額が加算されることとなります。

(Aさんが在園していることで、すでに12月1日時点で加算の対象となっているため。)

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-------------------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書(第4号様式の3) | |
| 雇用状況表(第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、児童一人あたりの一律の単価で算定されます。

(処遇改善等加算 I の適用あり)

12 講師配置加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

- □1号認定子どもの利用定員が35人以下又は121人以上の施設である。
- □基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて非常 勤講師等(幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者)を月 60 時間 以上配置している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

13 チーム保育加配加算(1・2号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- □国基準による必要な保育教諭等と他の加算等の数を超えて、保育教諭等(幼稚園教 諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。)を配置し ている。
- □副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど3 歳以上子ども(認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども (4歳以上児及び3歳児に限る。)をいう。以下同じ。)に対し、低年齢児を中心と して小集団化したグループ教育を実施している。
- ※加配人数は、3歳以上子どもに係る利用定員に応じた上限人数(注1)の範囲内で、 必要保育教諭等の数を超えて配置する保育教諭等の数(注2)とします。
 - (注1) 3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数(雇用状況表の参考様式により計算)

45 人以下: 1人、 46 人以上 150 人以下: 2人、

151 人以上 240 人以下: 3人、 241 人以上 270 人以下: 3. 5人

271 人以上300 人以下: 5人、301 人以上450 人以下: 6人、

451 人以上: 8人

- (注2) 「必要保育教諭等の数」を超えて配置する教員数に応じ、以下のとおり 取り扱うこととする。(雇用状況表への入力内容により自動計算)
 - ① 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前)による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。

(例) 2. 3人の場合、2人

- ② 常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前) による配置教員数から必要教員数を減じて得た員数が3人以上の場合 小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。
 - (例) 3.2 人の場合→3 人、3.4 人の場合→3.5 人、3.6 人の場合→4 人

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、3歳以上子どもの利用定員の区分に応じた単価に、チーム保育加配加算の加配人数を乗じた額を児童一人あたりの単価として算定されます。

(処遇改善等加算 I の適用あり)

14 通園送迎加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っている。
- ※年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、通園送迎を利用していない 園児についても同額を加算し、長期休業期間の単価も加算の対象となります。送迎の 実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問いません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|--|---|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 通園送迎の実施状況が分かる資料 (例) (写) 「保護者向けおたより」や「バスコース予 定表」など | 初めて加算適用を受けようとする月の 15日までに提出 ※前年度以前に提出し、変更がない場合 も当該年度に再度提出をお願いします。 |

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

15 給食実施加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- □給食を実施している。(実施方法は業務委託、外部搬入等は問いません。)
 - ⇒「週当たり実施日数」に応じた加算となります。

「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して算出(小数点第1位を四捨五入)することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなします。

保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含みます。

年間に必要な経費を平準化して単価を設定しているため、長期休業期間も加算の対象になります。

※4月に午前登園等の理由で、1号認定子どもの児童全員に給食を提供していない 日は給食実施日数に含めません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|--|--|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 給食の実施状況がわかる資料(写) (例) 「保護者向けおたより」「献立表」 など | 初めて加算適用を受けようとする月分を 15 日までに提出 ※前年度以前に提出し、変更がない場合も当該年度に再度提出をお願いします。 |
| 給食の実施形態の別がわかる資料 (写) ※(3)アを適用し、調理業務を第三 者に委託する場合) (例)委託契約書など | 初めて加算適用を受けようとする月の 15 日までに提出 |

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分、以下の給食の実施形態の別に応じて定められた単価及び週当たりの給食実施日数に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。(処遇改善等加算 I の適用あり)

- (ア) 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合(注1)
- (イ) 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合(注2)
- (注1) 施設の職員が調理を行っている場合のほか、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合を含む。
- (注2) 搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合を含む。

16 休日保育加算(2号・3号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- □休日保育実施施設として横浜市に届出している。
- □横浜市休日保育実施要領で定める職員配置基準を満たしている。
- □対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供している。
- □対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである。

(2) 加算額の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|------------------------------|---|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 休日保育実施兼加算適用届出書 (第 10 号様式) | <u>kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp</u> にデ |
| | ータを添付して提出。(当該年度で初めて |
| | 請求する月の15日まで) |
| 休日保育利用児童実績報告書(第7号 様式) | kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp_にデ |
| | ータを添付して提出。(加算対象月の翌月 |
| | 15 日まで) |

(3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等及び『休日保育実施兼加算適用届出書』により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下、「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に加算率を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とします。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

※延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4人と計算すること。 ※休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対 象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含む こと。

17 夜間保育加算(2号・3号のみ)

市が夜間保育所として設置認可等した施設に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□夜間保育を実施している。

※「夜間保育所の設置認可等について(平成12 年 3 月30 日 児発第298 号厚生省児童家 庭局長通知)」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以 下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設。

<夜間保育の要件>

(ア) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものである。

(イ) 事業所

保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門(1号認定子どもを除く。)の施設である。

(ウ) 職員

施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めている。

(エ) 設備及び備品

仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えている。

(オ) 開所時間

保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとしている。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、定員区分及び年齢区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

18 減価償却費加算(2号・3号のみ)

施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域(※)に応じて減価償却費の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

- □認定こども園の用に供する建物が自己所有である(注1)
- □建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している
- □建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)
- 口賃借料加算の対象となっていないこと
 - (注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も自己所有(本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。
 - (注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には「建物の整備に当たって、整備費等の国庫補助金の交付を受けていない」に該当することとして差し支えない。
 - ①老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
 - ②当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
 - ③1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること上記①~③要件全てに該当する場合は、こども青少年局保育・教育給付課市内施設担当にご連絡頂き、関係課に確認が出来次第回答致します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------------|----|
| 公定価格加算·調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 建物を整備又は取得した際の契約書類(写) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

横浜市の認定こども園(幼稚園型を除く)は「認可施設・都市部」の単価を、幼稚園型の認定こども園は「機能部分・都市部」の単価を適用します。

※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/kmg以上の市町村

19 賃借料加算(2号・3号のみ)

賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域(※)に応じて賃借料の一部を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算します。

- □認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること(注)
- □賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- □「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助(ただし、「認可保育所等設置支援 事業の実施について」に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による 国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと
- □減価償却費加算の対象となっていないこと
 - (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。本園・分園が自己所有と賃貸物件で分かれている場合も賃貸 (本園または分園)の建物の延べ面積が施設全体(本園+分園)の面積の50%以上であること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|--------------------|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 賃貸契約書(写) | 賃貸契約に更新・変更があった場合は、 |
| | 変更後の賃貸契約書 (写) |

(3) 加算の算定

加算額は、定員区分に応じた、児童一人あたりの単価で算定されます。

※横浜市の認定こども園(幼稚園型を除く)は「a 地域・認可施設・都市部」の単価を、 幼稚園型の認定こども園は「a 地域・機能部分・都市部」の単価を適用します。

※加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))

※都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

20-1 副食費徴収免除加算(1号)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

※免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

- □副食費の徴収が免除されることについて、本市から通知がされた子どもがいる。 (注1)
- 口利用子どもの全てに副食の全てを提供する日があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども(注 2)に副食の全てを提供する日がある。(注 $3 \cdot 4 \cdot 5$)
 - (注1) 副食費免除対象者は所在区福祉保健センタ―から送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。
 - (注2) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町 村から通知がされた子どもとします。
 - ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26 年内閣府令第39 号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360 万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども
 - ②特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども
 - ③保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育標準時間認定子ども
 - (注3) 副食の提供状況については、保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日 における副食の提供予定によります。
 - (注4) 施設の都合によらず、副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては、副 食の全てを提供しているものとします。給食の希望制をとっている場合、希望する子ど も全員に副食のすべてを提供できる体制をとっている日については、給食実施日に該当 します。なお、預かり保育や一時預かり事業における副食の提供については、副食費徴 収免除加算における給食実施日に該当しません。
 - (注5) 牛乳やおやつのみの提供など副食の一部のみを提供する日については、副食のすべてを 提供していないため、給食実施日に該当しません。なお、給食実施日として計上されず、 副食費徴収免除加算の対象とならない副食の提供に要する費用については、保護者から 徴収することが可能です。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-----------------------------|--------------------------|
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |
| 副食提供状況報告書(参考様式) | 加算適用を受けようとする月の 15 日までに提出 |

※給食実施日数について確認が必要になった場合、根拠となる資料を求めることがあります。必ず給食実施日数が把握できる資料を施設で保管してください。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額に、各月の給食実施日数(注)を乗じて得た額とし、副食費 徴収免除対象子どもについて加算します(算定して得た額に10円未満の端数がある場合 は切り捨てる。)。

(注) 20を超える場合には20とします。

20-2 副食費徵収免除加算(2号)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

※免除対象者から副食費を実費徴収することはできません。

□副食費の徴収が免除されることについて、本市から通知がされた子どもがいる。

※副食費免除対象者は区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧をご確認ください。

(2)加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-----------------------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども(注)に加算します。

- (注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町 村から通知がされた子どもの数とします。
 - ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の 運営に関する基準 (平成26 年内閣府令第39 号。以下「特定教育・保育施設等運営基 準」という。) 第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360 万円未満相当 世帯に属する保育認定子ども
 - ②特定教育・保育施設等運営基準第13 条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3 子以降の保育認定子ども
 - ③保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第213 号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に 準ずる者である子ども

IV 加減調整部分

- 21 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合
 - (1)調整の適用を受ける施設の要件1号認定部分と2・3号認定部分で調整項目、要件が分かれております。

【1号認定部分】

以下の対象事業等①~④、⑨のうち、該当項目が1つ以下である。

【2・3号認定部分】

以下の対象事業等⑤~⑨のうち、該当項目が1つ以下である。

【対象事業等】

- □① 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施していること
- □② 市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の 保育や、非在園児の預かり保育を実施していること
- □③ 月の初日に満3歳児が1人以上利用していること
- □④ 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で、以下の全ての要件を満たすもの (ア)施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の 担当する業務が明確になっている。
 - (イ)以下①~④を併せて年 10 回以上 (※) 実施していること。 ただし、小学校との連携 (②、③が該当) は少なくとも年 1 回以上実施すること。
 - (1)幼保小連携に関する研修・研究会への参加
 - ②小学校との子ども同士の交流活動
 - ③教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した子どもの姿の共有や保育・教育場面の小学校教諭の参観
 - ④近隣の保育・教育施設との交流
 - (※) ①~④については具体例を43ページに記載しております。
- □⑤ 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8 時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11 時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- □⑥ 横浜市一時保育事業(一般型)を実施し、一時保育において当該年度の4月又は 5月(又は事業開始月)の非定型的保育又は緊急保育又はリフレッシュ保育利用者 数が1人以上(見込み)いること
- □⑦ 病児・病後児保育事業を実施していること
- □⑧ 当該年度の月の初日に、0歳児が3人以上利用していること
- □⑨ 当該年度に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

(当該加算申請時に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童について申請中だが認定決定がされていない場合は保育・教育給付課市内施設給付担当までご相談ください。)

- ※①~③、⑤、⑥、⑧、⑨について、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、 事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り 扱う。
- ※④について、年度当初における計画により要件を満たしていることをもって4月から 年度を通じて当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|--|---|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 「横浜版接続期カリキュラム 令和4年度版 アプローチカリキュラム」 ※④を適用する場合 | ・各施設で独自に策定しているアプローチカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。 ・現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。 ・初めて④の要件を事由に調整の適用を受けないとする月に提出 |

(3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算 I の単価に加算率を乗じて得た額を加えた額を児童一人あたりの単価として算定します。

(処遇改善等加算 I 部分の調整あり)

22 年齢別配置基準を下回る場合

(1)調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に当てはまる施設は調整の対象となり、必要な教職員数から配置している教職員数を減じて得た人数を算定し調整します。

□施設に配置している保育教諭数が、国の配置基準上必要な数を下回っている。

(2)調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

23 配置基準上求められる職員資格を有しない場合

(1)調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件にあてはまる場合に調整の対象となります。

□配置基準や主幹保育教諭等の保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる。

(2)調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |

(3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

24 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合(2号・3号のみ)

(1)調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件にあてはまる場合に調整の対象となります。

□幼保連携型認定こども園において、1号認定子どもの利用定員を設定していない。

(2)調整の適用を受ける施設の設定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |

(3)調整額の算定

調整額は、定員区分に応じた児童一人あたりの単価で算定されます。 (処遇改善等加算 I の適用あり)

25 分園の場合(2号・3号のみ)

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件にあてはまる場合に調整の対象となります。

□幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園において、分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された分園(幼保連携型認定こども園にあっては、当該分園を設置する保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した場合に限る。)。)を設置している。

(2)調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |

(3)調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価及び処遇改善等加算 I の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

横浜市は(基本分単価の額+処遇改善等加算Iの額)×10/100を適用します。

26 土曜日に閉所する場合(2号・3号のみ)

土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整します。

※認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所することは原則できません。その場合は、国より当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこととされています。

(1)調整の適用を受ける施設の要件

以下のいずれかの要件に該当する施設について、調整を適用します。

- □施設を利用する保育認定(教育・保育給付認定(2・3号))子どもについて、 土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ)に係る保育の利用希望が無い(注 1)などの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある(注2)。
- □本市に土曜日の開所時間が11時間未満である旨を届け出ている。
- (注1)開所していても、保育の提供がない場合には閉所しているものとして取り扱います。
- (注2) 閉所日数は当月1日時点の状況により判断します。閉所予定だったが、保護者からの希望等により開所に至った場合は開所日として取り扱います。
- ※「利用者のニーズに合わせ土曜日において必要とされる時間のみ開所し保育を提供する場合」は、保育の利用希望があり、保育の提供があるものとして取り扱います。
- ※「保育の利用希望が無く保育を提供しない日」については開所・閉所を問わず、「閉所」扱いとなり、調整の適用対象となります。土曜日共同保育を実施している場合であっても、自園の子どもに対して保育の提供が行われていない場合は、閉所しているものと取り扱われます。(A園とB園との共同保育を、A園が実施園であるが、B園の在籍児しか利用がない場合、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。)また、保育所等の本園と分園で土曜日共同保育を実施し、本園と分園のいずれかで保育の提供が行われている場合は、保育所等の本園と分園は開所しているものとして取り扱います。
- ※認定こども園について、教育標準時間認定子ども(1号)への教育の提供や、施設等利用給付認定子ども(2号)への預かり保育の提供があっても、教育・保育給付認定子ども(2号・3号)への保育の提供がない場合、「閉所」扱いとなり、調整の適用対象となります。
- ※開所時間の変更については、各施設・事業種別の「延長保育事業実施(変更)届」 にて行ってください。

(2)調整の適用を受ける施設の認定

調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |

(3)調整額の算定

調整額は、適用される「基本分単価、処遇改善等加算 I 、3歳児配置改善加算及び夜間保育加算」の額の合計に、<u>地域区分等及び閉所日数(当該月の土曜日のうち閉所する</u> 日の数をいう。)に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てます。)

単価(基本分単価+処遇改善等加算 I + 3歳児配置改善加算+夜間保育加算) × 当該月の土曜日に閉所する日数に応じた割合 (定員区分より異なる)

V 乗除調整部分

27 定員を恒常的に超過する場合

★1号: 平成29年度より適用あり ※平成27年度、平成28年度は適用なし 2号・3号: 令和2年度より適用あり※平成27~令和元年度は適用なし

(1)調整の適用を受ける施設の要件

以下の要件に該当する施設について、調整を適用します。

- □直前の連続する2年度間(1号)又は直前の連続する5年度間(2号・3号)常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある。
 - (注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

(2) 調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算·調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |

- (イ) 調整の適用を受ける施設について、下記のいずれかに該当する場合、調整の適用がなくなります。
 - □指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合(注3)(注4)
 - □地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均所在率が 120% 以上の状態にならないものと認められる場合(注5)

- (注3) 見直し等が行われた日の属する月の翌月(ただし、月初日に見直しを行った場合は 当月)から調整の適用がなくなります。
 - 例 見直し等が行われた日が4月1日の場合は4月から、4月2日の場合は5月から調整の適用がなくなります。
- (注4) 利用定員の見直しを行う際には、所在区こども家庭支援課にご相談のうえ、こども 施設整備課へ報告を行ってください。
- (注5)「公定価格加算・調整項目届出書」を提出した月から調整なしとなります。 ただし、翌月の月初在籍児童数が増え、在所率が「120%以上」であることが確認 できた場合は、前月の申し出内容が誤りであったものと判断し、遡って調整の適用 対象となります。

(3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における「基本分単価から配置基準を下回る場合(副食費徴収免除加算は除く)」の額については、それぞれの額の総和に地域区分及び定員区分に応じた調整率を乗じて得た額とします。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

VI 特定加算部分

28 処遇改善等加算Ⅱ

副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用を加算します。

詳細は子ども・子育て支援新制度令和4年度説明テキスト処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費~制度編~のテキストをご参照ください。

29 療育支援加算

障害児を実際に受け入れている施設について、主幹(主任)保育教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)保育教諭等を補助する者に要する経費を加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設について加算します。

- □「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整」の対象施設ではなく、主幹保育教諭を専任させ、子育て支援の取り組みがあること。 □障害児を、月の初日に1人以上受け入れていること。
- ※障害児とは、対象児童の認定を受けていないが、「特別児童扶養手当」の受給対象児童(A区分)、又は障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童(B区分)をいい、手帳等の交付の有無は問わない。
- ※当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、当該要件を満たしているものと取り 扱う。
 - ※障害児加配区分のA区分・B区分とは異なります。
- □主幹保育教諭等を補助する者(資格は問わない)を、月60時間以上の勤務契約により直接雇用又は派遣により配置していること。
- □地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいること。

<取組の例示>

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の 段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・ 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-----------------|-----------------------|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 (第2号様式の3) | |
| | |
| 特別児童扶養手当証書(写) | 「「特別児童扶養手当」の受給対象児童(A区 |
| | 分)で請求する当月15日までに提出 |

(3) 加算額の算定

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設^(注) (A区分) 又はそれ以外の障害児受入施設(B区分)の別に定められた基本額と、処遇改善等加算 I 単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(注)特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。

30 事務職員配置加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている認定こども園に加算します。

- □利用定員が91名以上である。
- □基本分単価に含まれる事務職員と非常勤事務職員等※1を配置した上で、非常勤事務職員等※2を配置している。
 - ※1:園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。
 - ※2: 非常勤事務職員については、月60時間以上の勤務契約をしている必要があります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、区分ごとの基本額に、処遇改善等加算 I 単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

31 指導充実加配加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- □1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271人以上の施設である。
- □講師配置加算の非常勤講師等を配置した上で、別途、非常勤講師等を配置している。
- ※非常勤講師については、原則、有効な幼稚園教諭免許状か保育士証を有し、月60時間以上の勤務契約をしている必要があります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算·調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算 I 単価に加算率(%)を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

32 事務負担対応加配加算(1号のみ)

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている認定こども園に加算します。

- □認定こども園全体の利用定員が271人以上の施設である。
- □基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員等1並びに事務職員配置加算に おいて求められる非常勤事務職員等を超えて、非常勤事務職員等※2を配置している。
- ※1:園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要です。
- ※2:非常勤事務職員については、月60時間以上の勤務契約をしている必要があります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

単価表に定められた基本額と、処遇改善等加算 I 単価に加算率 (%) を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

33 冷暖房費加算

冷暖房費について、所在する地域に応じて全ての施設に加算します。 加算額は、地域の区分に応じた額で、横浜市は110円(その他地域)です。

34 栄養管理加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- □食事の提供にあたり、栄養士の知識等を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言や保護者との面談、食育等に関する継続的な活動(注2)を継続して行っている。
- (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校 栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
- (注2) 食育等に関する活動とは、児童や保護者を対象とした食育に関する講座や食育活動等とする。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|----|
| 公定価格加算·調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(ア) 配置(注1)

定められた基本額と、処遇改善等加算 I の単価に加算率×100を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(イ) 兼務(注2)

定められた基本額と、処遇改善等加算 I の単価に加算率×100を乗じて得た額を合計し、その合計額を各月初日の利用子ども数(合計)で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

(ウ) 嘱託(注3)

定められた基本額に、各月初日の利用子ども数で除して得た額を児童一人あたりの単価とし、加算します。

- (注1) 本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合をいい、「兼務」に該当する場合を除く。 ※派遣の場合を含む。
- (注2) 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。
- (注3)「配置」又は「兼務」に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士として の業務を嘱託等する場合をいう。

例:・法人本部で雇用する場合(※)

- 調理業務を委託し、受託事業者に栄養士がいる場合
- (※) 法人本部で雇用する場合であっても、法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」(「兼務」に該当する場合を除く)となる。なお、単に各施設へ赴くのみならず、個々の子どもの喫食状況、発育・発達状況等に基づく食事の提供や、育児相談、他の職種の職員と協働した食育の推進、衛生面に配慮した調理工程の確認・見直し等を施設に配置されている場合と同様に行うこと。

Ⅲ 3月のみの加算項目

35 高齢者等活躍促進加算(2・3号)

(1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、 また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件 を満たしており、さらに【対象事業等】のいずれかを実施している施設に加算します。

□ 高齢者等(注1)を市の職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3) し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年 度の高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。 また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設 を含む。)でその補助の対象となる職員は対象となりません。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用 子ども等の処遇の向上が期待される場合には、加算対象として差し支えありません。

(注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満 60歳以上の者
- ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
- iv 精神障害者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) に規定する精神障害者保健福祉手帳を保持している者
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)
- (注2) 非常勤職員の範囲・・・1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。
- (注3) 雇用の範囲・・・雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

※業務委託による場合は加算対象外です。 例:掃除業務を外部の会社に委託する場合

(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示

利用子ども等との話し相手、相談相手、身の回りの世話(爪切り、洗面等)、通院、買い物、散歩の付き添い、クラブ活動の指導、給食のあとかたづけ、喫食の介助、洗濯、清掃等の業務、その他高齢者等に適した業務

【対象事業等】①~⑤でいずれかを実施していること

- □① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8 時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11 時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- □② 横浜市一時保育事業(一般型)を実施し、一時保育において当該年度の4月又は 5月(又は事業開始月)の非定型的保育又は緊急保育又はリフレッシュ保育利用者 数が1人以上(見込み)いること
- □③ 病児・病後児保育事業を実施していること
- □④ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して0歳児が3人以上利用していること

- □⑤ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること (当該加算申請時に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童について申請中だが認定決定がされていない場合は保育・教育給付課市内施設給付担当までご相談ください。)
- ※①②については、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する 体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和4年12月末期限】

| 1/1/10 = 1 == 2471499112 | | |
|--------------------------|----------------------------|--|
| 必要書類 | 備考 | |
| 高齢者等活躍促進加算(申請・報告)書 | 本加算対象者と雇用状況表記載職員 | |
| (第7号様式の1) | との重複は <u>年間を通じて</u> できません。 | |
| 高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳書 | 提出時点では実績(4~11 月)と雇 | |
| (第7号様式の2) | 用契約時間(12~3月)を記入 | |
| 加質社会老の房田初始書(写) | 年齢や勤務時間、雇用開始日がわかる | |
| 加算対象者の雇用契約書(写) | ものを提出願います。 | |

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 令和5年3月15日期限】

| 1/2 C C T K T C T C 2 3 T C T 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | |
|---|----------------------|
| 必要書類 | 備考 |
| 公定価格加算・調整項目届出書 | |
| (第4号様式の3) | |
| 高齢者等活躍促進加算(申請・報告)書 | |
| (第7号様式の1) | |
| 高齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表 (第7号様式の2) | 報告時においては、申請時の4月から |
| | 11 月分の記載時間は変更せず、12 月 |
| | から2月分の実際の勤務時間を記入 |
| | してください。 |
| | ※3月のみは見込み時間を記入 |

(注)加算が「可」となった施設について、報告時の雇用時間内訳書(第7号様式の2) に記載の勤務時間が加算要件を満たさなくなった場合は、当該加算の対象外となるこ とがあります。

(3) 加算額の算定

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

36 施設機能強化推進費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしており、さらに【対象事業等】を2つ以上実施している施設に加算します。

□施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行っている。

【対象事業等】①~⑦で2つ以上実施していること

- □① 横浜市延長保育事業を実施し、保育時間(8 時間)を超えて延長保育を利用する短時間認定子どもの月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上又保育時間(11 時間)を超えて30分以上の延長保育を実施し、月の各週毎の最多利用児童数の平均(小数点以下第一位を四捨五入)が1人以上いること
- □② 市や県の補助・助成対象となっている幼稚園での預かり保育を実施していること (月の平均対象子どもが1人以上)
- □③ 横浜市一時保育事業(一般型)を実施し、一時保育において当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の非定型的保育又は緊急保育またはリフレッシュ保育利用者数が1人以上又は、市や県の補助・助成対象となっている子育て支援活動の推進等による未就園児の保育や、非在園時の預かり保育などを実施し、当該年度の4月又は5月(又は事業開始月)の利用者数が1人以上いること
- □④ 病児・病後児保育事業を実施していること
- □⑤ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること
- □⑥ 当該年度の4月から11月までの各月初日を平均して0歳児が3人以上利用して
- □⑦ 当該年度の4月から11月までの間に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童と区福祉保健センター長が認めた児童が1人以上利用していること

(当該加算申請時に、障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童に申請中だが決定がされていない場合は保育・教育給付課市内施設給付担当までご相談ください。)

- ※①~③について、当該要件を満たした月以降は、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。
- (注1) 取組の実施方法の例示
 - i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
 - ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。
- (注2) 取組に必要となる経費

取組に必要となる経費の総額が、16万円以上(税込み)見込まれること。16万円未満は対象外。経費の支払いは、当年度内に限る。

(注3) 支出対象経費

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に通常要する費用は含まない。)

| 【参考】 | 保育・教育で使用する | | 防災で使用する | |
|-----------|--------------------------------|---|--|---|
| 機能を強化する | ・テレビ・DVDレコーダー ・トランシーバー・拡声器等 | X | ・防災教材・防災ヘルメット ・LEDヘッドライト等 | 0 |
| 備えておくべきもの | ・ベビーカー ・おんぶ紐 ・スコップ ・防炎カーテン等 | X | ・非常食(備蓄)・消火器・救急箱 ・懐中電灯等 | × |

※令和4年度の対象物品詳細については、年度途中に本市よりご連絡させていただきますので、内容をご確認の上、対象物品一覧より申請・購入をお願いいたします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和4年12月末期限】

| 必要書類 | 備考 |
|--|---|
| 施設機能強化推進費加算 (<u>申請</u> ・報告) 書(第8号様式の3) | |
| 申請製品がわかるカタログ、パンフレット等(写) | ⇒製品名、金額及び製品のスペックが確認できるもの ※申請書の金額がカタログ等と異なる場合は、別 途見積書等で申請書の金額が確認できるものが必 要となります。 |

申請書提出後、加算要件の適合可否について本市よりご連絡いたします。加算「可」となった施設については「手続き②」が必要となります。

【手続き②報告 令和5年3月15日期限】

| 必要書類 | 備考 |
|--|-----------------|
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |
| 施設機能強化推進費加算 (申請・ <mark>報告</mark>) 書(第8号様式の3) | |
| 取組みに要した経費がわかる領収書 (写)等 | ⇒製品名、金額が確認できるもの |

(注) 申請書提出後、加算が「可」となった施設について、以下に該当する場合は 当該加算の対象外となります。

- ・報告時に合計金額が16万円未満となっている場合
- ・申請時と異なる物品を購入された場合
- ・支払日(領収書の日付)が令和4年4月1日から令和5年3月31日以外に なっている場合

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

37 小学校接続加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- □施設や設置法人の事務分掌や事務取扱、規則等に、小学校との連携・接続の担当する 業務が明確になっている。
- □以下①~④を併せて年10回以上(※)実施していること。

ただし、小学校との連携(②、③、⑤が該当)は少なくとも年1回以上実施すること。

- (1)幼保小連携に関する研修・研究会への参加
- ②小学校との子ども同士の交流活動
- ③教職員間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用した子どもの姿の共 有や保育・教育場面の小学校教諭の参観
- ④近隣の保育・教育施設との交流
 - (※) ①~④については具体例を(4)で掲載しています。
- □小学校との接続を見通したカリキュラムを作成し実践していること。作成にあたっては「横浜版接続期カリキュラム令和4年度版 アプローチカリキュラム作成例」の様式を活用する。ただし、各施設で独自に策定しているカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の資料により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---|---|
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |
| 小学校接続加算実施報告書 (第9号様式) | |
| 「横浜版接続期カリキュラム 令和4年度版 アプローチカリキュラム」 | ・各施設で独自に策定しているカリキュラムが同様の内容を満たしていればその様式に替えることができる。 ・現在は完成していないが、策定に着手している場合は、途中経過のわかる協議記録等の書類でも可能とする。 |

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

(4) 「10回以上」の要件に数えることができるものの例示

| ①「幼保小連携に関す | 「る研修・研究会への参加」の例(オンラインでの「参加」も含む) |
|-------------|--|
| 関係する教育施設で | ・小学校の授業研究会への園の職員の参加 |
| の研修会 | ・園内研修への小学校職員の参加 |
| 区で行われている研 | ・小学校の授業研究会への園の職員の参加 |
| 修会 | ・園内研修への小学校職員の参加 |
| | ・各区幼保小教育交流事業における研修会・交流会・総会・園長 |
| | 校長会等 |
| 横浜市こども青少年 | ・幼保小教育連携研修会への参加 |
| 局や教育委員会が主 | ・幼保小接続期研修会への参加 |
| 催する研修 | ・幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区での研 |
| | 修会・連絡会への参加 |
| 県や自治体、国、出 | ・県幼稚園教育課程研修講座など、小学校職員等も参加する研修 |
| 版社等が主催する研 | 会への参加 |
| 修会 | ・県内、県外で行われている小学校の生活科等の研修会へ |
| | の参加 |
| ②「小学校との子ども | 。 同士の交流活動」の例 |
| 直接的な交流活動例 | ・小学校の授業時間を中心とした交流(学習発表等) |
| | ・作品展・栽培・収穫体験等の行事での交流(協働活動等) |
| | ・近隣の園などの保育・教育施設同士の子どもたちの交流(近隣 |
| | の小学校入学を見据えた、近隣園間の交流活動) |
| | ・園や小学校の校庭・園庭、施設、図書館、遊具などの利用を通 |
| | しての交流 |
| | ・近隣の公園や施設における交流活動 |
| | ・小学校の児童を園に招いての交流 |
| | ・避難訓練・防災訓練等を合同で行う |
| 間接的な交流活動例 | ・互いの作品を鑑賞し、感想などを手紙で送る活動 |
| | ・園小学校で同じ図書を購入し、感想などを送り合う活動 |
| | ・園小学校で同じ植物を栽培し、写真などで共有する活動 |
| ICT 機器などを活用 | ・学習発表等をオンラインや録画で共有する活動 |
| した交流活動 | ・オンライン作品展などで、互いの作品を味わい感想を交流する |
| | 活動 |
| | ・オンライン読み聞かせやオンライン観劇などを一緒に行う活動 |
| | ・互いの園や学校の様子などを録画し、交換する活動 |
| ③「教職員間で「幼児 | 期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した子どもの姿の共有 |
| や保育・教育場面の小 | ▽学校教諭の参観 <u>及び④「</u> 近隣の保育・教育施設との交流 <u>」の例</u> |
| ・スタートカリキュニ | 7人の宝践や 運動会・発表会等の間・学校行事などへの参観 |

- ・スタートカリキュラムの実践や、運動会・発表会等の園・学校行事などへの参観
- ・互いの保護者会への園・学校職員の参加
- ·保育·授業参観
- ・互いの園、学校説明会への参加
- ・入学に向けた情報交換
- ※本例示内の具体的な内容については、こども青少年局子育て支援部子育て支援課幼保小連携担当へお問い合わせください。(子育て支援部子育て支援課は、令和4年4月1日より、保育・教育部保育・教育支援課になります。)

38 第三者評価受審加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- □「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が定める評価基準に沿って、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。
 - ※受審をした当該年度内に受審費用の支払いが済んでいるものに限ります。
 - ※受審は令和4年度中に済んでいるが、支払日が令和5年4月以降になった場合は 令和5年度に加算の対象となります。
- ※加算の5年に1回の起算点及び加算対象年度については、以下の例示をご確認ください。 【加算対象年度の考え方の例示】
- ・ 平成29年度が受審年度かつ加算対象年度
 - ⇒令和4年度が次回の加算対象年度(受審費用の支払いが5年度であれば加算年度も5年度となります。)
- ・平成29年度が受審年度だが平成30年度が加算対象年度
 - ⇒令和4年度内に受審し、受審費用も令和4年度内に支払い済みであれば加算対象年度 は4年度となります。(受審費用の支払いが5年度であれば加算年度も5年度となり ます。)
 - <参照>「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」が認証する評価機関一覧 http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/318c3db710a1f9157afe5733d4b9a06a

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和4年12月末期限】

| 必要書類 | 備考 |
|---|--------------------------|
| 第三者評価受審加算(<mark>申請</mark> ・報告)書 (第5号様式) | 申請時は、「2 受審費用について」は未記入です。 |

【手続き②報告 令和5年3月 15 日期限】

| 必要書類 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------------|
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |
| 第三者評価受審加算(申請・ <u>報告</u>)書 (第5号様式) | |
| 受審費用の支払いに係る領収書(写) | 当該年度内に支払われたものに限ります |

(注) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。) が行われることが確認できる場合は本加算の対象となります。

(3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

39 施設関係者評価加算

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たしている施設に加算します。

- □学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価(以下「自己評価」という。)を実施するとともに、第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園教員を除く。)による評価(以下「施設関係者評価」という。)を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表している。
- □施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体が作成したものを含む。)に準拠し、自己評価の結果に基づき実施するとともに、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和4年12月末期限】

| 必要書類 | 備考 |
|--------------------------------|----|
| 施設関係者評価加算(申請・報告)書 (第 6 号様式) | |

【手続き②報告 令和5年3月15日期限】

| 1 WIC STREE 11/14 O 1 O 71 10 H /9/17/2 | |
|--|----|
| 必要書類 | 備考 |
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |
| 施設関係者評価加算(申請·報告)書(第 6号様式) | |
| 自己評価及び施設関係者評価の実施状 況がわかる資料(写) (例)ホームページや広報誌の抜粋等 | |
| 公開保育の実施状況がわかる資料(写) | |

(3) 加算額の算定

加算額は、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設(注)とそれ以外の施設の別に応じて定められた額を3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)を児童一人あたりの単価とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算します。

(注) 幼児期の教育・保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て、他の幼稚園・認定こども園・保育所の職員や地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等を招いて行われる公開保育を実施するとともに、当該公開保育に施設関係者評価の評価者の全部又は一部を参加させ、その結果を踏まえて施設関係者評価を行う施設をいう。

40 外部監査費加算

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

□幼稚園や認定こども園を設置する学校法人等において、当年度の幼稚園や認定こど も園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査(以下「外部監査」という。)を受けている。

※監査は当該年度に実施したものが対象となります。

※外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-----------------------------|--|
| 公定価格加算・調整項目届出書 (第4号様式の3) | |
| 監査報告書(写) | ⇒作成次第速やかにこども青少年局保育・教育給付課市内施設担当まで提出 ※届出書を提出する時点で監査報告書が作成されていない場合については、公認会計士又は監査法人との契約書を提出すること。 |

(3) 加算額の算定

加算額は、利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に 加算します。

令和4年度 認定こども園(教育標準時間認定) 公定価格単価表

| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | 基本分単価 | Ī | 処遇こ | 女善等加算 Ⅰ | | 副園長 | Į., | 教頭配置加算 | | ※1号·2号 <i>0</i> |)利月 | 整加配加算 月定員の合計が 下の場合に加算 |
|-----------|--------------------|------|-----------|------------------------------|-----|------------|--|-----------------|--------|-----|---------------|---|-----------------|-----|-----------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | (注) ⑤ | | | (注) ⑥ | | | | 処遇改善等 加算 I | | | 8 | 処遇改善等 加算 I |
| | 15人 まで | 1号 | 4歳以上児 | 84, 160 (91, 870) | + | 820 | (900) ×加算至 | + | 7, 420 | + | 70×加算率 | + | 30, 830 | + | 300×加算率 |
| | | | 3 歳 児 | 91, 870 | + | 900 | ×加算率 | <u>K</u> | | | | | | - | |
| | 16人 から 25人 | 1号 | 4歳以上児 | 52, 210 (59, 920) | + | 500 | (580) ×加算3 | + | 4, 450 | + | 40×加算率 | + | 18, 500 | + | 180×加算率 |
| | まで | | 3 歳 児 | 59, 920 | + | 580 | ×加算至 | | | | | | | E | |
| | 26人 から 35人 | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | 40, 750 (48, 460) 48, 460 | + + | 390 460 | (460) ×加算 ² ×加算 ² | + | 3, 180 | + | 30×加算率 | + | 13, 210 | + | 130×加算率 |
| | まで 36人 | | 4歳以上児 | 36, 130 (43, 840) | + | 340 | (420) ×加算2 | | | | | | | F | |
| | から 45人 まで | 1号 | 3 歳 児 | 43, 840 | + | 420 | ×加算3 | + | 2, 470 | + | 20×加算率 | + | 10, 270 | + | 100×加算率 |
| | 46人 から | 4.5 | 4歳以上児 | 32, 010 (39, 720) | + | 300 | (380) ×加算3 | | 1.050 | | 40 | | 7 700 | | 70 |
| | 60人 まで | 1号 | 3 歳 児 | 39, 720 | + | 380 | ×加算基 | <u>+</u> | 1, 850 | + | 10×加算率 | + | 7, 700 | + | 70×加算率 |
| | 61人 から | 1号 | 4歳以上児 | 29, 580 (37, 290) | + | 270 | (350) ×加算3 | <u>K</u> + | 1, 480 | _ | 10×加算率 | + | 6, 160 | _ | 60×加算率 |
| | 75人 まで | 1.5 | 3 歳 児 | 37, 290 | + | 350 | ×加算基 | | 1, 400 | ' | 10八加昇平 | ' | 0, 100 | _ | 00~加昇平 |
| | 76人 から | 1号 | 4歳以上児 | 27, 920 (35, 630) | + | 260 | (330) ×加算3 | <u>K</u> + | 1, 230 | + | 10×加算率 | + | 5, 130 | + | 50×加算率 |
| | 90人 まで | | 3 歳 児 | 35, 630 | + | 330 | ×加算基 | | ., | | | | -, | | 22 227 1 |
| | 91人 から | 1号 | 4歳以上児 | 27, 410 (35, 120) | + | 250 | (330) ×加算3 | <u>«</u> + | 1, 060 | + | 10×加算率 | + | 4, 400 | + | 40×加算率 |
| | 105人 まで | | 3 歳 児 | 35, 120 | + | 330 | ×加算型 | <u> </u> | | | | | | - | |
| 16/100 地域 | 106人 から 120人 | 1号 | 4歳以上児 | 26, 470 (34, 180) | + | 240 | (320) ×加算3 | <u>«</u> + | 920 | + | 9×加算率 | + | 3, 850 | + | 30×加算率 |
| 10.4% | まで | | 3 歳 児 | 34, 180 | + | 320 | ×加算基 | <u>K</u> | | | | | | - | |
| | 121人 から 135人 | 1号 | 4歳以上児 | 25, 710 (33, 420) | + | 240 | (310) ×加算3 | <u>«</u> – + | 820 | + | 8×加算率 | + | 3, 420 | + | 30×加算率 |
| | まで | | 3 歳 児 | 33, 420 | + | 310 | ×加算率 | <u>K</u> | | | | | | - | |
| | 136人 から 150人 | 1号 | 4歳以上児 | 25, 120 (32, 830) | + | 230 | (310) ×加算至 | + | 740 | + | 7×加算率 | + | 3, 080 | + | 30×加算率 |
| | まで 151人 | | 3 歳 児 | 32, 830 24, 230 (31, 940) | + | 310 | ×加算 ² | - | | | | | | - | |
| | から 180人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | 24, 230 (31, 940) 31, 940 | + | 300 | (300) ×加算 ² ×加算 ² | + | 610 | + | 6×加算率 | + | 2, 560 | + | 20×加算率 |
| | 181人 | | 4歳以上児 | 23, 570 (31, 280) | + | 210 | (290) ×加算2 | _ | | | | | | - | |
| | から 210人 まで | 1号 | 3 歳 児 | 31, 280 | + | 290 | ×加算至 | + | 530 | + | 5×加算率 | + | 2, 200 | + | 20×加算率 |
| | 211人 から | 1.5 | 4歳以上児 | 23, 090 (30, 800) | + | 210 | (290) ×加算3 | | 100 | | 4 | | 1 000 | | 40 |
| | 240人 まで | 1号 | 3 歳 児 | 30, 800 | + | 290 | ×加算率 | + | 460 | + | 4×加算率 | + | 1, 920 | + | 10×加算率 |
| | 241人 から | 1号 | 4歳以上児 | 22, 720 (30, 430) | + | 210 | (280) ×加算3 | <u>K</u> + | 410 | _ | 4×加算率 | + | 1, 710 | _ | 10×加算率 |
| | 270人 まで | 1.7 | 3 歳 児 | 30, 430 | + | 280 | ×加算率 | | 410 | _ | マハ 川昇平 | | 1, 710 | | ⅳ낐加昇平 |
| | 271人 から | 1号 | 4歳以上児 | 22, 420 (30, 130) | + | 200 | (280) ×加算3 | <u>«</u> + | 370 | + | 3×加算率 | + | 1, 540 | + | 10×加算率 |
| | 300人 まで | | 3 歳 児 | 30, 130 | + | 280 | ×加算基 | | | | 3271 + | | , | | |
| | 301人 以上 | 1号 | 4歳以上児 | 22, 180 (29, 890) | + | 200 | (280) ×加算3 | <u>«</u> + | 330 | + | 3×加算率 | | | | |
| | 以上 | | 3 歳 児 | 29, 890 | + | 280 | ×加算图 | <u>x</u> | | | | | | | |

| | | | | | |] | |
|--------|------------------|----------|--------------|------------|----------|--------|--|
| 地域 | | 認定 | (T-#A)(T-/A) | 3歳児酉 | 記置改善加算 | | 満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算無し) (3歳児配置改善加算有り) |
| 区分 | 定員区分 | 区分 | 年齢区分 | | 処遇改善等 | | 処遇改善等 処遇改善等 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | | 加算Ⅰ | | 加算Ⅰ 加算Ⅰ 加算Ⅰ |
| | • | 9 | | (7. 710) | | !] | |
| | 15人 まで | 1号 | 4歳以上児 | | (70×加算率) | | F2 000 F20 x to \$5.50 400 x to \$5.50 |
| | 10.1 | | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53, 960 + 530×加算率 + 46, 250 + 460×加算率 |
| | 16人 から 25人 | 1号 | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | まで | | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 26人 から | 1号 | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 35人 まで | | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 36人 から | 1号 | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 45人 まで | 1.5 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 46人 から | 1号 | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 60人 まで | 1.5 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 61人 から | 1号 | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 75人 まで | 15 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 76人 から | | 4歳以上児 | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 90人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 91人 から | | 4歳以上児 - | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 105人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| 16/100 | 106人 から | | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| 地域 | 120人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53, 960 + 530×加算率 + 46, 250 + 460×加算率 |
| | 121人 から | | 4歳以上児 - | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 135人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 136人 から | | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 150人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 151人 から | | 4歳以上児 - | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 180人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 181人 から | | 4歳以上児 | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 210人 まで | 1号 | 3 歳 児 | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 211人 から | | 4歳以上児 | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 240人 まで | 1号 | 3 歳 児 | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53, 960 + 530×加算率 + 46, 250 + 460×加算率 |
| | 241人 から | | 4歳以上児 | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 270人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | - 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 271人 から | | 4歳以上児- | (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 300人 まで | 1号 | 3 歳 児 - | 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| | 301人 | | 4歳以上児- | - (7, 710) | (70×加算率) | | |
| | 以上 | 1号 | 3 歳 児 - | - 7, 710 | 70×加算率 | + | 53,960 + 530×加算率 + 46,250 + 460×加算率 |
| Ь | | <u> </u> | | <u> </u> | <u> </u> | l | |

| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | | 講 | 師酉 | 记置加算 | | ※1号·: | 2号の利用定 | 員台 | 育加配加算 合計に応じて利用子どもの に加算 | | 通 | 園道 | 送迎加算 |
|--------------|------------------------------|------|-------------------------|---|--------|----|---------------|---|-----------------|---------------|----|------------------------------|---|--------|----|---------------|
| | | | | | | | 処遇改善等 加算 I | | | | | 処遇改善等 加算 I | | | | 処遇改善等 加算 I |
| 1 | ② 15人 まで | 3 1号 | 4歳以上児 | + | 5, 780 | | ① 50×加算率 | | | 15人 ×加配人数 | + | ⑫ 300×加算率×加配人数 | + | 3, 640 | | ③ 30×加算率 |
| | 16人 から 25人 | 1号 | 3 歳 児 4歳以上児 3 歳 児 | + | 3, 470 | + | 30×加算率 | | 16人~ 18, 500 | 25人 ×加配人数 | + | 180×加算率×加配人数 | + | 2, 490 | + | 20×加算率 |
| | まで 26人 から 35人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | + | 2, 480 | + | 20×加算率 | | 26人~ 13, 210 | 35人 ×加配人数 | + | 130×加算率×加配人数 | + | 2, 000 | + | 20×加算率 |
| | 36人 から 45人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | - | + | _ | | 36人~ 10, 270 | 45人 ×加配人数 | + | 100×加算率×加配人数 | + | 1, 730 | + | 10×加算率 |
| | 46人 から 60人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | - | + | _ | | 46人~ 7, 700 | 60人 ×加配人数 | + | 70×加算率×加配人数 | + | 1, 300 | + | 10×加算率 |
| | 61人 から 75人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | - | + | _ | | 61人~ 6, 160 | 75人 ×加配人数 | + | 60×加算率×加配人数 | + | 1, 040 | + | 10×加算率 |
| | 76人 から 90人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | - | + | - | | 76人~ 5, 130 | 90人 ×加配人数 | + | 50×加算率×加配人数 | + | 860 | + | 8×加算率 |
| | 91人 から 105人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | - | + | - | | 91人~ 4, 400 | 105人 ×加配人数 | + | 40×加算率×加配人数 | + | 740 | + | 7×加算率 |
| 16/100 地域 | 106人 から 120人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | - | + | - | + | 106人~ 3, 850 | 120人 ×加配人数 | + | 30×加算率×加配人数 | + | 650 | + | 6×加算率 |
| | 121人 から 135人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 640 | + | 6×加算率 | | 121人~ 3, 420 | 135人 ×加配人数 | + | 30×加算率×加配人数 | + | 570 | + | 5×加算率 |
| | 136人 から 150人 まで | 1号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | + | 570 | + | 5×加算率 | | 136人~ 3, 080 | 150人 ×加配人数 | + | 30×加算率×加配人数 | + | 520 | + | 5×加算率 |
| | 151人 から 180人 まで | 1号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | + | 480 | + | 4×加算率 | | 151人~ 2, 560 | 180人 ×加配人数 | + | 20×加算率×加配人数 | + | 500 | + | 5×加算率 |
| | 181人 から 210人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 410 | + | 4×加算率 | | 181人~ 2, 200 | 210人 ×加配人数 | + | 20×加算率×加配人数 | + | 500 | + | 5×加算率 |
| | 211人 から 240人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 360 | + | 3×加算率 | | 211人~ 1, 920 | 240人 ×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 500 | + | 5×加算率 |
| | 241人 から 270人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 320 | + | 3×加算率 | | 241人~ 1, 710 | 270人 ×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 500 | + | 5×加算率 |
| | 271人 から 300人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 280 | + | 2×加算率 | | 271人~ 1, 540 | 300人 ×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 500 | + | 5×加算率 |
| | 301人 以上 | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 260 | + | 2×加算率 | | 301人~ 1, 400 | ×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 500 | + | 5×加算率 |

| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | | 給食実施 | 5加4 | 算(施設内調理) | | 給食実 | 施加 | 9 (外部搬入) |
|--------------|--------------------------|------|------------------------------------|---|--------------------|-----|--------------------------|---|------------------|----|-------------------------|
| | | | | | | | 処遇改善等加算Ⅰ | | | | 処遇改善等加算 I |
| 1 | ② 15人 まで | 3 1号 | 4歳以上児歳児 | + | 2,730 ×週当たり実施日数 | + | ② 20 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 480 ×週当たり実施日数 | + | ④ 4 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 16人 から 25人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 1,630 ×週当たり実施日数 | + | 10 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 290 ×週当たり実施日数 | + | 2 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 26人 から 35人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 1,170 ×週当たり実施日数 | + | 10 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 200 ×週当たり実施日数 | + | 2 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 36人 から 45人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 910 ×週当たり実施日数 | + | 9 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 160 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 46人 から 60人 まで | 1号 | 4歳以上児3 歳児 | + | 680 ×週当たり実施日数 | + | 6 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 120 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 61人 から 75人 まで | 1号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | + | 570 ×週当たり実施日数 | + | 5 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 100 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 76人 から 90人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 500 ×週当たり実施日数 | + | 5 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 80 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 91人 から 105人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 440 ×週当たり実施日数 | + | 4 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 80 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| 16/100 地域 | 106人 から 120人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | + | 410 ×週当たり実施日数 | + | 4 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 70 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 121人 から 135人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | + | 370 ×週当たり実施日数 | + | 3 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 60 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 136人 から 150人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 350 ×週当たり実施日数 | + | 3 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 60 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 151人 から 180人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 300 ×週当たり実施日数 | + | 3 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 50 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 181人 から 210人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 270 ×週当たり実施日数 | + | 2 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 40 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 211人 から 240人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 250 ×週当たり実施日数 | + | 2 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 40 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 241人 から 270人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 220 ×週当たり実施日数 | + | 2 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 40 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 271人 から 300人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 200 ×週当たり実施日数 | + | 2 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 30 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |
| | 301人 以上 | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 180 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 | + | 30 ×週当たり実施日数 | + | 1 ×週当たり実施日数×加算率 |

| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | | 外部監査費 加算 ※認定こども園全体の利用 定員の区分に応じて加算 ※3月分の単価に加算 | | 副食費徴収 免除加算 ※副食費の徴収が免除される 子どもの単価に加算 | | 主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取り組みを実施して いない場合 |
|--------------|--------------------------|------|-----------|---|--|---|---|---|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | | 15 | | (6) | | 17 |
| | 15人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | ~ 15人 27, 330 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (7,500 +70×加算率) |
| | 16人 から 25人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 16人~ 25人 16,800 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (4,500 +40×加算率) |
| | 26人 から 35人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 26人~ 35人 12, 280 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (3, 210 +30×加算率) |
| | 36人 から 45人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 36人~ 45人 9, 770 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (2,500 +20×加算率) |
| | 46人 から 60人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 46人~ 60人 7,500 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (1,870 +10×加算率) |
| | 61人 から 75人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 61人~ 75人 6, 130 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (1,500 +10×加算率) |
| | 76人 から 90人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 76人~ 90人 5, 220 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (1, 250 +10×加算率) |
| | 91人 から 105人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 91人~ 105人 4,660 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (1, 070 +10×加算率) |
| 16/100 地域 | 106人 から 120人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | + | 106人~ 120人 4, 250 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (930 +9×加算率) |
| | 121人 から 135人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 121人~ 135人 3, 920 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (830 +8×加算率) |
| | 136人 から 150人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 136人~ 150人 3, 660 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (750 +8×加算率) |
| | 151人 から 180人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 151人~ 180人 3, 160 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (620 +6×加算率) |
| | 181人 から 210人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 181人~ 210人 2, 810 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (530 +5×加算率) |
| | 211人 から 240人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | | 211人~ 240人 2,540 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (460 +5×加算率) |
| | 241人 から 270人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 241人~ 270人 2, 440 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (410 +4×加算率) |
| | 271人 から 300人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 271人~ 300人 2, 360 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (370 +4×加算率) |
| | 301人 以上 | 1号 | 4歳以上児3歳児 | | 301人~ 2, 150 | + | 225 ×各月の給食 実施日数 | _ | (340 +3×加算率) |

| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齡区分 | | 年齢別配置基準を 下回る場合 | | 配置基準上求められる 職員資格を有しない場合 | 定員を恒常的に超過する場合 |
|--------------|--------------------------|------|-----------|----|--------------------------|---|---------------------------|---------------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | | (18) | | (9) | 20 |
| | 15人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (30, 830 +300×加算率)×人数 | _ | (22, 850 +220×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 63/100 |
| | 16人 から 25人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (18,500 +180×加算率)×人数 | _ | (13, 710 +130×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 78/100 |
| | 26人 から 35人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (13, 210 +130×加算率)×人数 | _ | (9,790 +90×加算率)×人数 | (⑤~⑨(⑯を除く。)) × 86/100 |
| | 36人 から 45人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (10, 270 +100×加算率)×人数 | _ | (7,610 +70×加算率)×人数 | (⑤~⑨(⑥を除く。)) × 95/100 |
| | 46人 から 60人 ま | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (7, 710 +70×加算率)×人数 | _ | (5,710 +50×加算率)×人数 | (⑤~⑨(⑯を除く。)) × 89/100 |
| | 61人 から 75人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (6, 160 +60×加算率)×人数 | _ | (4,570 +40×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 92/100 |
| | 76人 から 90人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (5, 140 +50×加算率)×人数 | _ | (3,800 +30×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 90/100 |
| | 91人 から 105人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (4, 400 +40×加算率)×人数 | _ | (3, 260 +30×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 91/100 |
| 16/100 地域 | 106人 から 120人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (3,850 +30×加算率)×人数 | _ | (2,850 +20×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 93/100 |
| | 121人 から 135人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (3, 420 +30×加算率)×人数 | _ | (2,530 +20×加算率)×人数 | (⑤~⑨(⑯を除く。)) × 96/100 |
| | 136人 から 150人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (3, 080 +30×加算率)×人数 | _ | (2, 280 +20×加算率)×人数 | (⑤~⑨(⑯を除く。)) × 99/100 |
| | 151人 から 180人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (2,570 +20×加算率)×人数 | _ | (1,900 +10×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 92/100 |
| | 181人 から 210人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (2, 200 +20×加算率)×人数 | _ | (1,630 +10×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 95/100 |
| | 211人 から 240人 まで | 1号 | 4歳以上児 3歳児 | _ | (1,920 +10×加算率)×人数 | _ | (1,420 +10×加算率)×人数 | (⑤~⑲ (⑯を除く。)) × 99/100 |
| | 241人 から 270人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | _ | (1,710 +10×加算率)×人数 | _ | (1, 270 +10×加算率)×人数 | (⑤~⑨(⑥を除く。)) × 99/100 |
| | 271人 から 300人 まで | 1号 | 4歳以上児3歳児 | _ | (1,540 +10×加算率)×人数 | _ | (1, 140 +10×加算率)×人数 | (⑤~⑨ (⑥を除く。)) × 99/100 |
| | 301人 以上 | 1号 | 4歳以上児3歳児 | -[| (1, 400 +10×加算率)×人数 | _ | (1,030 +10×加算率)×人数 | (⑤~⑲(⑯を除く。)) × 99/100 |

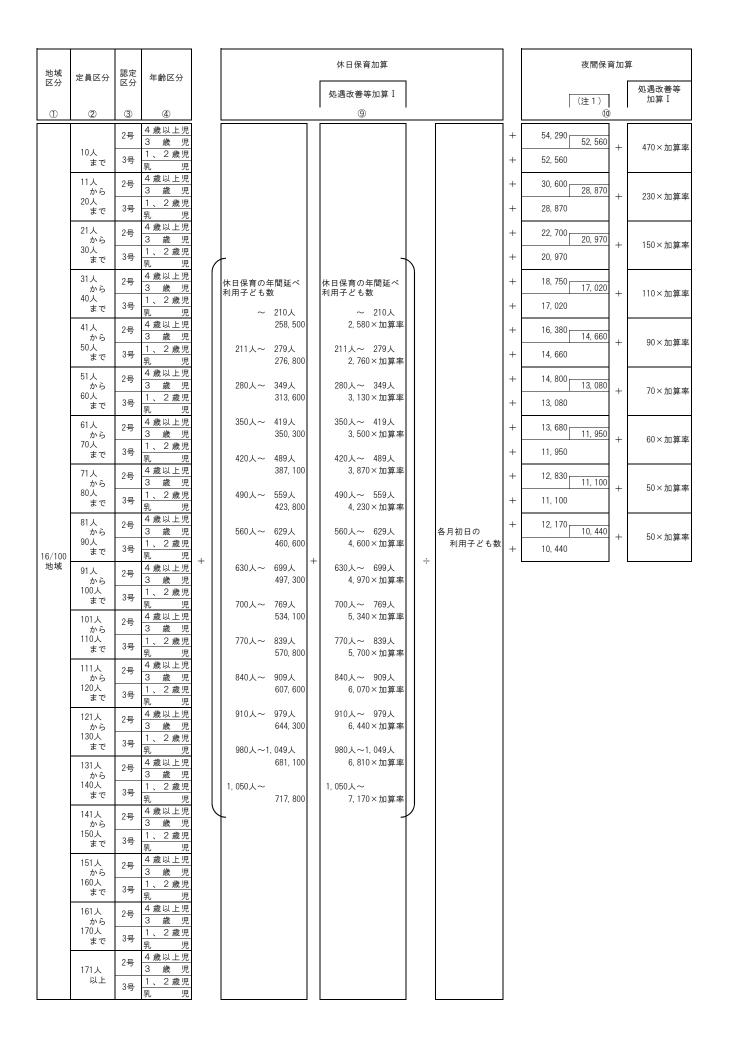
加算部分2

| · 佐谷 古 坪 加 笆 | 21) | А | | 遇改善等加算 I 180×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A:特別児童共養モツ古給対象児童悪温・複数 |
|------------------------------|------|-----|--|---|--|
| 療育支援加算 | (21) | | | 遇改善等加算 I 120×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | - A:特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B:それ以外の障害児受入施設 |
| | | | | | |
| 事務職員配置加算 | 22 |) | | 遇改善等加算 I 780×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※認定こども園全体(1号~3号)の利用定員が91人以上の場合に 各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| | | | | · 171101 07497111 C 03x | |
| | | | | | 1 |
| 指導充実加配加算 | 23 |) | | 遇改善等加算 I 820×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| | | | | H,110/H (1)/11/1 = 6/M | |
| 事務負担対応加配加算 | 24 |) | | 遇改善等加算 I 690×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 | ※各月初日の利用子どもの単価に加算 |
| | | | | | |
| 処遇改善等加算Ⅱ | 25 | した | 左額 処遇改善等加算Ⅱ一① - | | ※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める |
| | | ٠ ٨ | 処遇改善等加算Ⅱ一② ———————————————————————————————————— | 6,250 × 人数B × 1/2 | |
| | | | | 1 | , |
| 冷暖房費加算 | 26 | 1 2 | 級 地 1,800 | 4 級 地 1,240 その他地域 110 | ※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24年法律第200号)第1条第1号及び第 |
| | | 3 | 級 地 1,570 |) | 2号に掲げる地域 その他地域:1級地から4級地以外の地域 |
| | | | | | |
| +t-=0.88 /z -t/ =17 /m +n /m | | А | 153, 010÷3月: | 初日の利用子ども数 | ※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 施設関係者評価加算 | 27 | В | 30, 260÷ 3 月ネ | 刃日の利用子ども数 | A:公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B:それ以外の施設 |
| | | | | | |
| 除雪費加算 | 28 |) | 6, | 120 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 |
| <u></u> | | | | | |
| 降灰除去費加算 | 29 |) | 77, 440÷3月初 | 日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 施設機能強化推進費加算 | 30 |) | 80,000(限度額)÷3 | 3月初日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 |
| 小学校接続加算 | 31) |) | 48, 420÷3月初 | 日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 |
| | | | | | |
| 第三者評価受審加算 | 32 |) | 75, 000÷3月初 | 日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 |

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

令和4年度 認定こども園(保育認定) 公定価格単価表

| | | | | 保育。 | 要量区分 ⑤ |) | | | 処遇改善 | 等加算I | | | 3 : | 华旧西 | 己置改善加算 |
|--------|------------|-----|--------------|-------------------------------------|--------------------------|------------|------------|---------------------------------|--------------|------------------|----------------------|--------------|------------|------|--------------------|
| 地域 | 定員区分 | 認定 | 年齢区分 | 保育標準時間認 | 民 保育知 | 時間認定 | 1 | 保育標準時間 | 引認定 | 保育 | 育短時間記 | 忍定 | 1 3, | 戏 近日 | 比直以告加异 |
| 区分 | 2223 | 区分 | 1 80 - 23 | 基本分単価 | 基本 | 分単価 |] [| | | _ | | | 1 | | 処遇改善等 |
| | | | | (注1 |) | (注1) | | (注1) | | | (注1) | | | | 加算 I |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 6 | | 6 | 1 [| 7 | | | 7 | | ļ L | | 8 |
| | | 2号 | 4歳以上児 | 234, 740 (242, 2 | | (191, 680) | + | 2, 320 (2, 390) | ×加算率 | 1, 820 | (1, 890) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | 10.1 | 27 | 3 歳 児 | 242, 240 (302, 8 | | | _ | 2, 390 (2, 920) | ×加算率 | | (2, 410) | ×加算率 | + 7, 9 | 500 | 70×加算率 |
| | 10人 まで | 3号 | 1、2歳児 | 302, 820 (377, 8 | | | - | 2, 920 (3, 670) | ×加算率 | | (3, 160) | ×加算率 | | | |
| - | | | 乳 児 4歳以上児 | 377, 850 127, 410 (134, 9 | 327, 290 10) 102, 130 | | + | 3, 670 1, 250 (1, 320) | ×加算率 | 3, 160 1, 000 | (1, 070) | ×加算率 | + (7, 50 | 201 | (70~加賀玄) |
| | 11人 から | 2号 | 3 歳 児 | 134, 910 (134, 910) | | | - | 1, 320 (1, 840) | ×加算率 ×加算率 | | (1, 590) | ×加算率 ×加算率 | + (7, 50 | | (70×加算率) 70×加算率 |
| | 20人 | | 1、2歳児 | 195, 490 (270, 1 | | | - | 1, 840 (2, 590) | ×加算率 | | (2, 340) | ×加算率 | 7, \ | 500 | 70八加升十 |
| | まで | 3号 | 乳児 | 270, 520 | 245, 240 | | + | 2, 590 | ×加算率 | 2, 340 | (=, , | ×加算率 | | | |
| | 21人 | 2号 | 4歳以上児 | 91, 520 (99, 0 | 20) 74, 670 | (82, 170) | + | 890 (960) | ×加算率 | 720 | (790) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | から | 2.7 | 3 歳 児 | 99, 020 (159, 0 | | | - | 960 (1, 490) | ×加算率 | | (1, 320) | ×加算率 | + 7, 5 | 500 | 70×加算率 |
| | 30人 まで | 3号 | 1、2歳児 | 159, 600 (234, 0 | | | - | 1, 490 (2, 240) | ×加算率 | | (2, 070) | ×加算率 | | | |
| F | | | 乳 児 4 歳以上児 | 234, 630 73, 830 (81, 3 | 217, 780 30) 61, 180 | | + | 2, 240 720 (790) | ×加算率 | 2, 070 590 | (660) | ×加算率 ×加算率 | + (7, 50 | 201 | (70×加算率) |
| | 31人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | 81, 330 (141, 9 | | | - | 790 (1, 310) | ×加昇率 | 660 | (1, 180) | ×加算率 | + (7, 50 | | 70×加昇率) 70×加算率 |
| | から 40人 | | 1、2歳児 | 141, 910 (216, 9 | | | - 1 | 1, 310 (2, 060) | ×加算率 | | (1, 930) | ×加算率 | /, , | 500 | 70 八加升十 |
| | まで | 3号 | 乳 児 | 216, 940 | 204, 290 | | + | 2, 060 | ×加算率 | 1, 930 | , , , | ×加算率 | | | |
| | 41人 | 2号 | 4歳以上児 | 68, 620 (76, | 20) 58, 510 | (66, 010) | + | 660 (730) | ×加算率 | 560 | (630) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | から | 27 | 3 歳 児 | 76, 120 (136, | | | + | 730 (1, 260) | ×加算率 | 630 | (1, 160) | ×加算率 | + 7, 5 | 500 | 70×加算率 |
| | 50人 まで | 3号 | 1、2歳児 | 136, 700 (211, | | | - | 1, 260 (2, 010) | | 1, 160 | (1, 910) | ×加算率 | | | |
| | | | 乳 児 | 211, 730 | 201, 620 | | + | 2, 010 | ×加算率 | 1, 910 | (ECO) | ×加算率 | 1 /7 5/ | 20) | (70 × 40 年本) |
| | 51人 | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | 60, 020 (67, 9 67, 520 (128, 1 | | | - 1 | 580 (650) 650 (1, 170) | ×加算率 ×加算率 | 490 560 | (560) (1, 090) | ×加算率 ×加算率 | + (7, 50 | | (70×加算率) 70×加算率 |
| | から 60人 | | 1、2歳児 | 128, 100 (203, | | | - | 1, 170 (1, 920) | ×加算率 | 1, 090 | (1, 840) | ×加算率 | T 7, ; | 000 | /0 ^ 加昇平 |
| | まで | 3号 | 乳児 | 203, 130 | 194, 700 | | + | 1, 920 | ×加算率 | 1, 840 | (1, 040) | ×加算率 | | | |
| | 61人 | 0 0 | 4歳以上児 | 53, 950 (61, | | | + | 520 (590) | ×加算率 | 440 | (510) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | から | 2号 | 3 歳 児 | 61, 450 (122, | 30) 54, 230 | (114, 810) | + | 590 (1, 110) | ×加算率 | 510 | (1, 040) | ×加算率 | + 7, 5 | 500 | 70×加算率 |
| | 70人 | 3号 | 1、2歳児 | 122, 030 (197, 0 | | | + | 1, 110 (1, 860) | ×加算率 | | (1, 790) | ×加算率 | | | |
| L | まで | 0.5 | 乳 児 | 197, 060 | 189, 840 | _ | + | 1, 860 | ×加算率 | 1, 790 | () | ×加算率 | | | (== 1 t+ 1) |
| | 71人 | 2号 | 4歳以上児 | 49, 450 (56, 9 | | | - | 470 (540) | ×加算率 | 410 | (480) | ×加算率 | + (7, 50 | | (70×加算率) |
| | から 80人 | | 3 歳 児 1、2歳児 | 56, 950 (117, 9 117, 530 (192, 9 | | , , , | - | 540 (1, 060) 1, 060 (1, 810) | ×加算率 ×加算率 | | (1, 000) (1, 750) | ×加算率 ×加算率 | + 7, 5 | 000 | 70×加算率 |
| | まで | 3号 | 乳 児 | 192, 560 | 186, 240 | | + | 1, 810 | ×加算率 | 1, 750 | (1, 750) | ×加算率 | | | |
| F | 81人 | 0.0 | 4歳以上児 | 45, 900 (53, | | | → 1 | 440 (510) | ×加算率 | 380 | (450) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | から | 2号 | 3 歳 児 | 53, 400 (113, 9 | 30) 47, 790 | (108, 370) | + | 510 (1, 030) | ×加算率 | 450 | (970) | ×加算率 | + 7, 9 | 500 | 70×加算率 |
| | 90人 | 3号 | 1、2歳児 | 113, 980 (189, 0 | 10) 108, 370 | (183, 400) | + | 1, 030 (1, 780) | ×加算率 | 970 | (1, 720) | ×加算率 | | | |
| 16/100 | まで | 0-5 | 乳 児 | 189, 010 | 183, 400 | | + | 1, 780 | ×加算率 | 1, 720 | | ×加算率 | | | |
| 地域 | 91人 | 2号 | 4歳以上児 | 39, 750 (47, 1 | | | - | 370 (440) | ×加算率 | 320 | (390) | ×加算率 | + (7, 50 | | (70×加算率) |
| | から 100人 | | 3 歳 児 1、2歳児 | 47, 250 (107, 1 107, 830 (182, 1 | | | - | 970 (1, 720) | ×加算率 | 390 920 | (920) (1, 670) | ×加算率 ×加算率 | + 7, 5 | 000 | 70×加算率 |
| | まで | 3号 | 1、2威先 | 182, 860 | 177, 800 | | + | 1, 720 | ×加算率 ×加算率 | 1, 670 | (1, 670) | ×加算率 | | | |
| - | 101人 | | 4歳以上児 | 37, 770 (45, 2 | | _ | + | 350 (420) | ×加算率 | 310 | (380) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | から | 2号 | 3 歳 児 | 45, 270 (105, 8 | | | - | 420 (950) | ×加算率 | 380 | (900) | ×加算率 | + 7, 5 | | 70×加算率 |
| | 110人 | 3号 | 1、2歳児 | 105, 850 (180, 8 | 30) 101, 250 | (176, 280) | + | 950 (1, 700) | ×加算率 | 900 | (1, 650) | ×加算率 | | | |
| L | まで | 27 | 乳 児 | 180, 880 | 176, 280 | | + | 1, 700 | ×加算率 | 1, 650 | | ×加算率 | | | |
| | 111人 | 2号 | 4歳以上児 | 36, 080 (43, 9 | | | - 1 | 340 (410) | | 300 | (370) | ×加算率 | + (7, 50 | _ | (70×加算率) |
| | から 120人 | | 3 歳 児 | 43, 580 (104, | | | | 410 (930) | | 370 | (890) | ×加算率 | + 7, 5 | 000 | 70×加算率 |
| | まで | 3号 | 1、2歳児 | 104, 160 (179, 179, 190 | 99, 950 174, 980 | | + | 930 (1, 680) 1, 680 | ×加算率 ×加算率 | 890 1, 640 | (1, 640) | ×加算率 ×加算率 | | | |
| F | 101 | | 4歳以上児 | 34, 650 (42, | | | | 320 (390) | | 280 | (350) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | 121人 から | 2号 | 3 歳 児 | 42, 150 (102, | | | - 1 | 390 (920) | | 350 | (880) | ×加算率 | + 7, 5 | _ | 70×加算率 |
| | 130人 | 3号 | 1、2歳児 | 102, 730 (177, | 60) 98, 840 | (173, 870) | | 920 (1, 670) | | 880 | (1, 630) | ×加算率 |] | | |
| L | まで | 0.5 | 乳 児 | 177, 760 | 173, 870 | | + | 1, 670 | ×加算率 | 1, 630 | | ×加算率 | ļ <u> </u> | | |
| | 131人 | 2号 | 4歳以上児 | 33, 460 (40, 9 | | | - 1 | 310 (380) | ×加算率 | 280 | (350) | ×加算率 | + (7, 50 | _ | (70×加算率) |
| | から 140人 | | 3 歳 児 | 40, 960 (101, 1 | | | | 380 (900) | | 350 | (870) (1, 620) | ×加算率 | + 7, 5 | 000 | 70×加算率 |
| | まで | 3号 | 1、2歳児乳 | 101, 540 (176, 9 176, 570 | 70) 97, 930 172, 960 | | + | 900 (1, 650) 1, 650 | ×加算率 ×加算率 | 870 1, 620 | (1, 620) | ×加算率 ×加算率 | | | |
| - | | | 4 歳以上児 | 32, 400 (39, 9 | | | | 300 (370) | | 270 | (340) | ×加算率 | + (7, 50 | 00) | (70×加算率) |
| | 141人 から | 2号 | 3 歳 児 | 39, 900 (100, | | | - 1 | 370 (890) | | 340 | (860) | ×加算率 | + 7, 5 | _ | 70×加算率 |
| | 150人 | 2 - | 1、2歳児 | 100, 480 (175, 9 | | | - | 890 (1, 640) | | | (1, 610) | ×加算率 | | | |
| | まで | 3号 | 乳 児 | 175, 510 | 172, 140 | | + | 1, 640 | ×加算率 | 1, 610 | | ×加算率 | | | |
| | 151人 | 2号 | 4歳以上児 | 32, 340 (39, 8 | | | - | 300 (370) | | 270 | (340) | ×加算率 | + (7, 50 | | (70×加算率) |
| | から | | 3 歳 児 | 39, 840 (100, | | | - | 370 (890) | ×加算率 | 340 | (860) | ×加算率 | + 7, 5 | 500 | 70×加算率 |
| | 160人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 | 100, 420 (175, 4 | | | - | 890 (1, 640) | | | (1, 610) | ×加算率 | 1 | | |
| - | | | 乳 児 4 歳以上児 | 175, 450 31, 500 (39, 0 | 172, 290 00) 28, 530 | | + + | 1, 640 290 (360) | ×加算率 ×加算率 | 1, 610 260 | (330) | ×加算率 ×加算率 | + (7, 50 | 101 | (70×加算率) |
| | 161人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | 39, 000 (99, | | | - | 360 (880) | ×加算率 | 330 | (860) | ×加算率 | + 7, 5 | _ | 70×加昇率) 70×加算率 |
| | 170人 | | 1、2歳児 | 99, 580 (174, 0 | | | | 880 (1, 630) | ×加算率 | | (1, 610) | ×加算率 | ' | | , |
| | まで | 3号 | 乳 児 | 174, 610 | 171, 640 | | + | 1, 630 | ×加算率 | 1, 610 | | ×加算率 | 1 | _ | |
| | | 2号 | 4歳以上児 | 30, 730 (38, 2 | 30) 27, 920 | (35, 420) | | 280 (350) | ×加算率 | 260 | (330) | ×加算率 | + (7, 50 | _ | (70×加算率) |
| | 171人 | 3 | 3 歳 児 | 38, 230 (98, 8 | | | - | 350 (880) | | 330 | (850) | ×加算率 | + 7, 5 | 500 | 70×加算率 |
| | 以上 | 3号 | 1、2歳児 | 98, 810 (173, 8 | | - | - | 880 (1, 630) | | | (1, 600) | ×加算率 | 1 | | |
| | | 35 | 乳 児 | 173, 840 | 171, 030 |) | + | 1, 630 | ×加算率 | 1, 600 | | ×加算率 | | | |



| | | | | > | | 2員1 | 保育加配加算 合計に応じて2号利用子どもの | | | | 却費加算 | | | | 賃 | 借料加算 | | |
|--------------|------------------|------|-------------------------------------|---|--------------------------|-----|--------------------------|--------|---------|---------|---------|--------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 地域 区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | | | 単 | 価に加算 処遇改善等 | | 認可 | 加拿 | 算額 機能 | 部分 | | | 認可 | 加算施設 加第 | □額 機能: | 部分 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | | | | 加算Ⅰ | | 標準 | 都市部 | | 都市部 | | | | 都市部 | | 都市部 |
| | • | 2号 | 4歳以上児 | | | 1 1 | |] | | | | | | a 地域 | 31, 600 | 35, 200 | 22, 100 | 22, 100 |
| | 10人 | _ | 3 歳 児 1、2歳児 | ; | ~ 15人 30,830×加配人数 | + | 300×加算率×加配人数 | + | 14, 700 | 16, 100 | 10, 200 | 10, 200 | + | b 地域 c 地域 | 17, 400 15, 200 | 19, 400 16, 900 | 12, 200 10, 600 | 12, 200 10, 600 |
| | まで | 3号 | 乳 児 | | | | | | | | | | | d地域 | 13, 600 | 15, 100 17, 600 | 9, 500 | 9, 500 |
| | 11人 から | 2号 | 4歳以上児3歳児 | | 16人~ 25人 | + | 180×加算率×加配人数 | + | 7, 300 | 8. 000 | 5, 100 | 5, 100 | + | a 地域 b 地域 | 15, 800 8, 700 | 9, 700 | 11, 000 6, 100 | 11, 000 6, 100 |
| | 20人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 | | 18, 500×加配人数 | ľ | 100 / 101 / 101 / 101 | ľ | 7, 000 | 0, 000 | 0, 100 | 0, 100 | • | c 地域 d 地域 | 7, 600 6, 800 | 8, 400 7, 500 | 5, 300 4, 700 | 5, 300 4, 700 |
| | 21人 | 2号 | 4歳以上児 | | 001 051 | | | | | | | | | a 地域 | 10, 900 | 12, 200 | 7, 600 4, 200 | 7, 600 4, 200 |
| | から 30人 まで | 3号 | 1、2歳児 | | 26人~ 35人 13, 210×加配人数 | + | 130×加算率×加配人数 | + | 5, 100 | 5, 600 | 3, 500 | 3, 500 | + | b 地域 c 地域 | 5, 200 | 6, 700 5, 800 | 3, 600 | 3, 600 |
| | 31人 | | 乳 児 4 歳以上児 | | | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 4, 700 9, 800 | 5, 200 10, 900 | 3, 300 6, 800 | 3, 300 6, 800 |
| | から 40人 | 2号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 36人~ 45人 10,270×加配人数 | + | 100×加算率×加配人数 | + | 4, 400 | 4, 900 | 3, 100 | 3, 100 | + | b 地域 c 地域 | 5, 400 4, 700 | 6, 000 5, 200 | 3, 700 3, 300 | 3, 700 3, 300 |
| | まで | 3号 | 乳 児 | | 10, 27077 //1016/7030 | | | | | | | | | d地域 | 4, 200 | 4, 600 | 2, 900 | 2, 900 |
| | 41人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 46人~ 60人 | | 70 以 40 徳 宏 以 40至7 1 米6 | | 4 000 | 4 400 | 0.000 | 0 000 | | a 地域 b 地域 | 8, 800 4, 800 | 9, 800 5, 400 | 6, 100 3, 400 | 6, 100 3, 400 |
| | 50人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | 7, 700×加配人数 | + | 70×加算率×加配人数 | + | 4, 000 | 4, 400 | 2, 800 | 2, 800 | + | c 地域 d 地域 | 4, 200 3, 800 | 4, 700 4, 200 | 2, 900 2, 600 | 2, 900 2, 600 |
| | 51人 | 2号 | 4歳以上児 | | | | | | | | | | | a 地域 | 7, 200 | 8, 100 | 5, 100 | 5, 100 |
| | から 60人 | 3号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 61人~ 75人 6,160×加配人数 | + | 60×加算率×加配人数 | + | 3, 400 | 3, 700 | 2, 300 | 2, 300 | + | b 地域 c 地域 | 4, 000 3, 500 | 4, 400 3, 800 | 2, 800 2, 400 | 2, 800 2, 400 |
| | まで | | 乳 児 4歳以上児 | | | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 3, 100 6, 300 | 3, 400 7, 100 | 2, 100 4, 400 | 2, 100 4, 400 |
| | 61人 から 70人 | 2号 | 3 歳 児 | | 76人~ 90人 | + | 50×加算率×加配人数 | + | 2, 900 | 3, 200 | 2, 000 | 2, 000 | + | b 地域 | 3, 500 | 3, 900 | 2, 400 | 2, 400 |
| | まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | 5,130×加配人数 | | | | | | | | | c 地域 d 地域 | 3, 000 2, 700 | 3, 400 3, 000 | 2, 100 1, 900 | 2, 100 1, 900 |
| | 71人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | 91人~ 105人 | | | | | | | | | a 地域 b 地域 | 7, 100 3, 900 | 7, 900 4, 300 | 4, 900 2, 700 | 4, 900 2, 700 |
| | 80人 まで | 3号 | 1、2歳児 | | 4, 400×加配人数 | + | 40×加算率×加配人数 | + | 3, 300 | 3, 600 | 2, 300 | 2, 300 | + | c 地域 | 3, 400 | 3, 800 | 2, 300 | 2, 300 |
| | 81人 | 2号 | 乳 児4歳以上児 | | | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 3, 000 6, 300 | 3, 400 7, 100 | 2, 100 4, 400 | 2, 100 4, 400 |
| | から 90人 | | 3 歳 児 1、2歳児 | D | 30×加算率×加配人数 | + | 2, 900 | 3, 200 | 2, 000 | 2, 000 | + | b 地域 c 地域 | 3, 500 3, 000 | 3, 900 3, 400 | 2, 400 2, 100 | 2, 400 2, 100 | | |
| 16/100 地域 | まで | 3号 | 乳 児 4 歳以上児 | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 2, 700 5, 500 | 3, 000 6, 200 | 1, 900 3, 900 | 1, 900 3, 900 | | |
| 10 % | 91人 から | 2号 | 3 歳 児 | | 121人~ 135人 | + | 30×加算率×加配人数 | + | 2, 600 | 2, 900 | 1, 800 | 1, 800 | + | b 地域 | 3, 000 | 3, 400 | 2, 100 | 2, 100 |
| | 100人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | 3, 420×加配人数 | | | | | | | | | c 地域 d 地域 | 2, 600 2, 400 | 2, 900 2, 600 | 1, 800 1, 600 | 1, 800 1, 600 |
| | 101人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | 136人~ 150人 | | | | | | | | | a 地域 b 地域 | 6, 100 3, 300 | 6, 800 3, 700 | 4, 200 2, 300 | 4, 200 2, 300 |
| | 110人 まで | 3号 | 1、2歳児 | | 3, 080×加配人数 | + | 30×加算率×加配人数 | + | 2, 900 | 3, 100 | 2, 000 | 2, 000 | + | c 地域 | 2, 900 | 3, 200 | 2, 000 | 2, 000 |
| | 111人 | 2号 | 乳 児 4 歳以上児 | | | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 2, 600 5, 500 | 2, 900 6, 200 | 1, 800 3, 900 | 1, 800 3, 900 |
| | から 120人 | _ | 3 歳 児 1、2歳児 | | 151人~ 180人 2,560×加配人数 | + | 20×加算率×加配人数 | + | 2, 600 | 2, 900 | 1, 800 | 1, 800 | + | b 地域 c 地域 | 3, 000 2, 600 | 3, 400 2, 900 | 2, 100 1, 800 | 2, 100 1, 800 |
| | まで | 3号 | 乳 児 | | | | | | | | | | | d地域 | 2, 400 5, 100 | 2, 600 5, 700 | 1, 600 3, 500 | 1, 600 3, 500 |
| | 121人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 181人~ 210人 | + | 20×加算率×加配人数 | + | 2, 400 | 2, 700 | 1, 700 | 1, 700 | + | a 地域 b 地域 | 2, 800 | 3, 100 | 1, 900 | 1, 900 |
| | 130人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | 2, 200×加配人数 | | | | | | | | | c 地域 d 地域 | 2, 400 2, 200 | 2, 700 2, 400 | 1, 700 1, 500 | 1, 700 1, 500 |
| | 131人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 211人~ 240人 | | | | | | | | | a 地域 b 地域 | 5, 500 3, 000 | 6, 200 3, 400 | 3, 900 2, 100 | 3, 900 2, 100 |
| | から 140人 まで | 3号 | 1、2歳児 | | 1,920×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 2, 600 | 2, 900 | 1, 800 | 1, 800 | + | c 地域 | 2, 600 | 2, 900 | 1, 800 | 1, 800 |
| | 141人 | 2号 | 乳 児 4 歳以上児 | | | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 2, 400 5, 400 | 2, 600 6, 000 | 1, 600 3, 700 | 1, 600 3, 700 |
| | から 150人 | | 3 歳 児 1、2歳児 | | 241人~ 270人 1,710×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 2, 400 | 2, 700 | 1, 700 | 1, 700 | + | b 地域 c 地域 | 2, 900 2, 500 | 3, 300 2, 800 | 2, 000 1, 800 | 2, 000 1, 800 |
| | まで | 3号 | 乳 児 | | | | | | | | | | | d 地域 | 2, 300 | 2, 500 | 1, 600 | 1, 600 |
| | 151人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | 271人~ 300人 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 2, 300 | 2, 500 | 1, 600 | 1, 600 | _ | a 地域 b 地域 | 4, 800 2, 600 | 5, 400 2, 900 | 3, 400 1, 800 | 3, 400 1, 800 |
| | 160人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | 1,540×加配人数 | | 1011加升十二加比八级 | | _, 500 | _, 500 | ., 550 | ., 550 | | c 地域 d 地域 | 2, 300 2, 000 | 2, 500 2, 300 | 1, 600 1, 400 | 1, 600 1, 400 |
| | 161人 | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 301人~ | | | | | | | | | a 地域 b 地域 | 5, 400 2, 900 | 6, 000 3, 300 | 3, 700 2, 000 | 3, 700 2, 000 |
| | から 170人 まで | 3号 | 1、2歳児 | | 301人~ 1,400×加配人数 | + | 10×加算率×加配人数 | + | 2, 400 | 2, 700 | 1, 700 | 1, 700 | + | c 地域 | 2, 500 | 2, 800 | 1, 800 | 1, 800 |
| | & C | 2号 | 乳 児4歳以上児 | | | | | | | | | | | d 地域 a 地域 | 2, 300 4, 800 | 2, 500 5, 400 | 1, 600 3, 400 | 1, 600 3, 400 |
| | 171人 以上 | | 3 歳 児 1、2歳児 | | | | | + | 2, 300 | 2, 500 | 1, 600 | 1, 600 | + | b 地域 c 地域 | 2, 600 2, 300 | 2, 900 2, 500 | 1, 800 1, 600 | 1, 800 1, 600 |
| | | 3号 | 乳 児 | L | | | | | | | | | | d 地域 | 2, 000 | 2, 300 | 1, 400 | 1, 400 |

| | | | | | 外部監査費加算 | 1 | 副食費徴収 | | | どもの利用定員を | | |
|--------------|------------------|----------|---------------------------------|---|----------------------|---|----------------------------------|---|-----------|---|---|-------------------|
| 地域 区分 | 定員区分 | 認定 区分 | 年齡区分 | | 71 41 11 2 2 3 3 3 1 | | 免除加算 ※副食費の徴収が免除 される子どもの単価に | | 設定 | できます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 分園の場合 |
| ① | 2 | 3 | 4 | | 14) | | 加算 ①5 | | | 加算 I ⑥ | | 17) |
| | | 2号 | 4歳以上児3歳児 | ĺ | | + | 4, 500 | | 24 222 | 010 1 15- | | |
| | 10人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 | | | | | + | 21, 820 + | 210×加算率 | | |
| | 11人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | | + | 4, 500 | | 10.010 | 100 > 45 # 45 | | |
| | 20人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 | | | | | + | 10, 910 + | 100×加算率 | | |
| | 21人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | | + | 4, 500 | + | 7, 270 + | 70×加算率 | | |
| | 30人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | 認定こども園全 体の利用定員 | | | | 7, 270 + | 70~加昇平 | | |
| | 31人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | ~ 15人 27, 330 | + | 4, 500 | + | 5, 450 + | 50×加算率 | | |
| | 40人 まで | 3号 | 1 、 2 歳児 乳 児 | | 16人~ 25人 | | | | 5, 155 | 331.3431 | | |
| | 41人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 16, 800 | + | 4, 500 | + | 4, 370 + | 40×加算率 | | |
| | 50人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | 26人~ 35人 12, 280 | | | ì | | | | |
| | 51人 から 60人 | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 36人~ 45人 | + | 4, 500 | + | 3, 640 + | 30×加算率 | | |
| | まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 4歳以上児 | | 9, 770 46人~ 60人 | | | l | | | | |
| | 61人 から 70人 | 2号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 46人~ 60人 7,500 | + | 4, 500 | + | 3, 110 + | 30×加算率 | | |
| | まで | 3号 | 1、 2 | | 61人~ 75人 6,130 | | | l | | | | |
| | 71人 から 80人 | 2号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 76人~ 90人 | + | 4, 500 | + | 2, 730 + | 20×加算率 | | |
| | まで 81人 | 3号 | 乳 児 4 歳以上児 | | 5, 220 | | 4.500 | l | | | | |
| | から 90人 | 2号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 91人~ 105人 4,660 | + | 4, 500 | + | 2, 420 + | 20×加算率 | | (@ @) |
| 16/100 地域 | まで 91人 | 3号 | 乳 児 4歳以上児 | + | 106人~ 120人 | | 4, 500 | Ì | | | - | (⑥+⑦) × 10/100 |
| | から 100人 | 3号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 4, 250 | _ | 4, 500 | + | 2, 180 + | 20×加算率 | | × 10/100 |
| | まで 101人 | 2号 | 乳 児 4 歳以上児 | | 121人~ 135人 3,920 | + | 4, 500 | | | | | |
| | から 110人 まで | 3号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 136人~ 150人 | | 1, 000 | + | 1, 980 + | 10×加算率 | | |
| | 111人 | 2号 | 乳 児 4 歳以上児 | | 3, 660 | + | 4, 500 | | | | | |
| | から 120人 まで | 3号 | 3 歳 児 1、2歳児 | | 151人~ 180人 3, 160 | | | + | 1, 810 + | 10×加算率 | | |
| | 121人 | 2号 | 4歳以上児 | | 181人~ 210人 | + | 4, 500 | | | | | |
| | から 130人 まで | 3号 | 3 歳 児 1、2歳児 乳 児 | | 2,810 211人~ 240人 | | | + | 1, 680 + | 10×加算率 | | |
| | 131人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 2, 540 | + | 4, 500 | | | | | |
| | がら 140人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 | | 241人~ 270人 2,440 | | | + | 1,560 + | 10×加算率 | | |
| | 141人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 271人~ 300人 | + | 4, 500 | | | | | |
| | 150人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | 2, 360 | | | + | 1, 460 + | 10×加算率 | | |
| | 151人 から | 2号 | 4歳以上児 3歳児 | | 301人~ 2, 150 | + | 4, 500 | _ | 1 070 | 10 \ \ \ \ \ \ \ | | |
| | 160人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | | | | + | 1, 370 + | 10×加算率 | | |
| | 161人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | ※3月分の単価に 加算 | + | 4, 500 | _ | 1, 280 + | 10×加算率 | | |
| | 170人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | | | | F | 1, 200 | □□△加昇率 | | |
| | 171人 | 2号 | 4歳以上児3歳児 | | | + | 4, 500 | + | 1, 210 + | 10×加算率 | | |
| | 以上 | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | | | | | ., 210 | . 3 | | |

| | | | | | | 土曜日に閉 | 所する場合 | | Ī | 主幹教諭等の専任 | | |
|-----------|--------------------------|----------|---|---|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|---|------------------------------|
| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | | 月に1日土曜日を閉 所する場合 | 月に2日土曜日を閉 所する場合 | 月に3日以上土曜日 を閉所する場合 | 全ての土曜日を閉所 する場合 | | 化により子育て支 援の取り組みを実 施していない場合 | | 年齢別配置基準 を下回る場合 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | | | (| 8 | | | (19) | | 20 |
| | 10人 まで | 2号 3号 | 4 歳以上児 3 歳 児 1、2歳児 | _ | (6+7+8+10) × 1/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 2/100 | (6+7+8+10) × 4/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 5/100 | _ | (12, 630 +120×加算率) | _ | (45, 010 +450×加算率) |
| | 11人 から 20人 | 2号 | 乳 児 4歳以上児 3歳 児 1、2歳児 | _ | (6+7+8+10) × 1/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | (6+7+8+10) × 4/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 5/100 | _ | (6, 310 +60×加算率) | _ | ×人数 (22,500 +220×加算率) |
| | まで 21人 から | 3号 2号 | 乳児4歳以上児3歳 | _ | (6+7+8+10) | (6+7+8+10) | (6+7+8+10) | (6+7+8+10) | | (4, 210 | _ | ×人数 (15, 000 |
| | 30人 まで 31人 から | 3号 2号 | 1、2歳児 乳 児 4歳以上児 3歳児 | | × 1/100 (6+7)+8+10) | × 3/100 (©+⑦+®+⑩) | × 4/100 (©+⑦+®+⑩) | × 5/100 ((6+7)+8+(0)) | | +40×加算率) (3.150 | | +150×加算率) ×人数 (11, 250 |
| | がら 40人 まで 41人 | 3号 2号 | 1、2歳児 乳 児 4歳以上児 | _ | × 1/100 | | | , , , | _ | +30×加算率) | _ | +110×加算率) ×人数 |
| | から 50人 まで | 3号 | 3 歳 児 1、2歳児 乳 児 | - | (6+7+8+0) × 1/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | (6+7+8+10) × 4/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 5/100 | _ | (2, 520 +20×加算率) | - | (9,000 +90×加算率) ×人数 |
| | 51人 から 60人 まで | 2号 3号 | 4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児 | _ | (6+7+8+10) × 1/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | (6+7+8+10) × 4/100 | ((6)+(7)+(8)+(0) × 6/100 | _ | (2, 100 +20×加算率) | _ | (7,500 +70×加算率) ×人数 |
| | 61人 から 70人 まで | 2号 3号 | 4歳以上児 3歳児 1、2歳児 | _ | (6+7+8+10) × 1/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | (6+7+8+10) × 4/100 | (6+7+8+0) × 6/100 | _ | (1,800 +10×加算率) | _ | (6, 430 +60×加算率) |
| | 71人 から 80人 まで | 2号 3号 | 乳 児 4歳以上児 歳 児 1、2歳児 | _ | (6+7+8+10) × 1/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | (6+7+8+10) × 4/100 | (6+7+8+0) × 6/100 | _ | (1,580 +10×加算率) | _ | ×人数 (5, 620 +50×加算率) |
| | 81人 から 90人 | 2号 3号 | 乳 児 4歳以上児 歳 児 1、2歳児 | _ | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 1/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 3/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 4/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 6/100 | _ | (1, 400 +10×加算率) | _ | ×人数 (5,000 +50×加算率) |
| 16/100 地域 | まで 91人 から 100人 | 2号 | 乳 児 4歳以上児 3歳 児 1、2歳児 | _ | (6+7+8+10) × 2/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | (6+7+8+10) × 5/100 | (6+7+8+0) × 6/100 | _ | (1, 260 +10×加算率) | _ | ×人数 (4,500 +40×加算率) |
| | まで 101人 から | 3号 2号 | 乳児4歳以上児3歳 | _ | (6+7+8+0) | (6+7+8+0) | (6+7+8+0) | (6+7+8+0) | _ | (1, 140 | _ | ×人数 (4,090 |
| | 110人 まで 111人 から | 3号 2号 | 1、2歳児 乳 児 4歳以上児 3歳児 | | × 2/100 (⑥+⑦+⑧+⑩) | × 3/100 (⑥+⑦+⑧+⑩) | , | (6+7)+8+10) | | +10×加算率) | | +40×加算率) ×人数 (3,750 |
| | 120人 まで 121人 | 3号 2号 | 1、2歳児 乳 児 4歳以上児 | | × 2/100 | × 3/100 | × 5/100 | × 6/100 | | +10×加算率) | | +30×加算率) ×人数 |
| | から 130人 まで 131人 | 3号 | 3 歳 児 1 2 歳児 乳 児 4 歳以上児 | _ | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 2/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 3/100 | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 5/100 | | _ | (970 +10×加算率) | _ | (3, 460 +30×加算率) ×人数 |
| | から 140人 まで | 2号 | 3 歳 児 1、2歳児 乳 児 | - | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 2/100 | | 10 0 0, | (6+7+8+0) × 6/100 | _ | (900 +9×加算率) | - | (3, 210 +30×加算率) ×人数 |
| | 141人 から 150人 まで | 2号 3号 | 4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児 | _ | (6+7+8+10) × 2/100 | | (6+7+8+10) × 5/100 | | _ | (840 +8×加算率) | _ | (3,000 +30×加算率) ×人数 |
| | 151人 から 160人 まで | 2号 3号 | 4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳 児 | _ | (⑥+⑦+⑧+⑩) × 2/100 | | | (6+7+8+10) × 6/100 | - | (790 +8×加算率) | _ | (2, 810 +20×加算率) ×人数 |
| | 161人 から 170人 まで | 2号 3号 | 4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳児 | _ | (6+7+8+10) × 2/100 | | | (6+7+8+0) × 6/100 | - | (740 +7×加算率) | _ | (2, 640 +20×加算率) ×人数 |
| | 171人 以上 | 2号 3号 | 4歳以上児 3歳児 1、2歳児 乳 | _ | (6+7+8+10) × 2/100 | (6+7+8+10) × 3/100 | | (6+7+8+10) × 6/100 | - | (700 +7×加算率) | _ | (2, 500 +20×加算率) ×人数 |

| 地域区分 | 定員区分 | 認定区分 | 年齢区分 | | 配置基準上求めら れる職員資格を有 しない場合 | 定員を恒常的に 超過する場合 |
|--------|------------|------|-----------------|---|-------------------------------|-------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | | 20 | 2 |
| | 10.1 | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (28, 880 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 10人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | +280×加算率) ×人数 | × 61/10 |
| | 11人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (14, 440 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 20人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +140×加算率) ×人数 | × 79/10 |
| | 21人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (9, 620 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 30人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | +90×加算率) ×人数 | × 87/10 |
| | 31人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (7, 220 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 40人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +70×加算率) ×人数 | × 96/10 |
| | 41人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (5, 770 | (⑥~②(⑮を除く。)) |
| | 50人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +50×加算率) ×人数 | × 92/10 |
| | 51人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (4, 810 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 60人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +40×加算率) ×人数 | × 90/100 |
| | 61人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (4, 120 | (⑥~②(⑮を除く。)) |
| | 70人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +40×加算率) ×人数 | × 92/10 |
| | 71人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | | (3, 610 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 80人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +30×加算率) ×人数 | × 89/10 |
| | 81人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (3, 210 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| 16/100 | 90人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +30×加算率) ×人数 | × 91/100 |
| 地域 | 91人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (2, 880 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 100人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +20×加算率) ×人数 | × 96/10 |
| | 101人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (2, 620 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 110人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | +20×加算率) ×人数 | × 95/100 |
| | 111人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (2, 400 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 120人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +20×加算率) ×人数 | × 95/100 |
| | 121人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (2, 220 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 130人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +20×加算率) ×人数 | × 97/10 |
| | 131人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (2, 060 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 140人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | +20×加算率) ×人数 | × 97/10 |
| | 141人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (1, 920 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 150人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +10×加算率) ×人数 | × 98/100 |
| | 151人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (1, 800 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 160人 まで | 3号 | 1、2歳児乳 児 | | +10×加算率) ×人数 | × 98/10 |
| | 161人 から | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (1, 690 | (⑥~②(⑤を除く。)) |
| | 170人 まで | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | +10×加算率) ×人数 | × 99/100 |
| | 171人 | 2号 | 4 歳以上児 3 歳 児 | _ | (1, 600 | (⑥~② (⑮を除く。)) |
| | 以上 | 3号 | 1、2歳児 乳 児 | | +10×加算率) ×人数 | × 99/100 |
| | | | | | | |

加算部分2

| 療育支援加算 ^(注2) | 23 | 基本額 処遇改善等加算 I A (24,930 + 240×加算率) | ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A:特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B:それ以外の障害児受入施設 | | |
|----------------------------|---------|---|--|--|--|
| | | | | | |
| 処遇改善等加算 II ^(注2) | 24) | 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・処遇改善等加算 II 一① 49,980 × 人数 A × 1/2 ・処遇改善等加算 II 一② 6,250 × 人数 B × 1/2 | ※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める | | |
| | | I | | | |
| 冷暖房費加算 | 25) | 1 級 地 1,800 4 級 地 1,240 2 級 地 1,590 その他地域 110 | 2号に掲げる地域 | | |
| | | 3 級 地 1,570 | その他 地 域:1級地から4級地以外の地域 | | |
| | | 1 | 1 | | |
| 施設関係者評価加算 ^(注2) | 26 | A 153,010÷3月初日の利用子ども数 | ※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 A:公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B:それ以外の施設 | | |
| | | B 30, 260÷3月初日の利用子ども数 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 7A == # 1= ## | <u></u> | 0.100 | WORKER AT THE A WITH LINE | | |
| 除雪費加算 | 27) | 6, 120 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 | | |
| | | | | | |
| 降灰除去費加算 ^(注2) | 28 | 77, 440÷3月初日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 | | |
| | | <u> </u> | | | |
| | | 400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 | Vも体がは、支払女体の左眼の言のは眼乳を禁してい | | |
| 高齢者等活躍促進加算 | 29 | 800時間以上1200時間未満 ÷3月初日の利用子ども数 | ※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算 | | |
| | | 1,065,000 | | | |
| | | ÷3月初日の利用子ども数 | | | |
| | | | | | |
| 施設機能強化推進費加算 | 30 | 80,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 | | |
| | | I | | | |
| 小学校接続加算 ^(注2) | 31) | 48, 420÷3月初日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 | | |
| | | | | | |
| | | 基本額 処遇改善等加算 I | | | |
| | | / 76 060 760 / 加色を | | | |
| | | | | | |
| | | ÷各月初日の利用子ども数 | | | |
| | | 基本額 処遇改善等加算 [| - ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A:Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 | | |
| 栄養管理加算 | 32 | | B:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる 職員が栄養士を兼務している施設 | | |
| | | | C:A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設 | | |
| | | + 各月初日の利用子ども数 | | | |
| | | 基本額 | | | |
| | | C 10,000 ÷各月初日の利用子ども数 | | | |
| | | <u> </u> | 1 | | |
| /m = 1 | | 75 000 1 7 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 | | | |
| 第三者評価受審加算(注2) | 33 | 75,000÷3月初日の利用子ども数 | ※3月初日の利用子どもの単価に加算 | | |
| | | | | | |

- (注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整
- (注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定

2 向上支援費について

本資料内の記述は、すべて案となっております。市会での予算議決等を経て確定します ので、あらかじめご了承ください。

保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施 内容に応じ、国の公定価格に上乗せして助成します。

助成項目(単価は基本的に月額です)

1-(1) 職員配置加算(2号・3号)

保育時間(11時間)において市基準の保育教諭配置を確保するための経費です。

横浜市の保育教諭配置基準

| 児童の年齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|---------|-----|-----|-----|------|-------|
| 児童:保育教諭 | 3:1 | 4:1 | 5:1 | 15:1 | 24:1 |

加配分の考え方

| | 1 歳児 | 2歳児 | 4歳以上児 |
|-----|------|-----|-------|
| 国基準 | 6:1 | 6:1 | 30:1 |
| 市基準 | 4:1 | 5:1 | 24:1 |

※ 3歳児を20:1から15:1にするための加算は公定価格に反映されています。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□横浜市基準の保育教諭配置基準を満たしている。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|------------------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書(第1号様式の3) | |

(3) 単価

| | 児童一人あたり単価(定員等に関わらず一律同 | | | | |
|-------|-----------------------|----------------|--|--|--|
| 年齢 ※1 | 配置加算基礎分 | 処遇改善等加算 I 分※ 2 | | | |
| 1歳児 | 37,800円 | 370円 | | | |
| 2歳児 | 15,100円 | 150円 | | | |
| 4・5歳児 | 3,780円 | 30円 | | | |

※1 年齢は、公定価格と同じく年度初日の前日における満年齢に基づく区分です。

※2 処遇改善等加算 I 分は、各単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及び キャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率(%)を乗じて得た額とします。

1-(2) 職員配置加算(休日) ※休日保育実施施設のみ

休日保育を実施する際、市基準の保育教諭配置を確保するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、日曜日、国民の祝日および休日 に横浜市基準の保育教諭を配置している場合に加算します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|----------------------|-----------------------------------|
| 向上支援費加算状況等届出書(第1号様式の | |
| 3) | |
| | kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp |
| 休日保育実施兼加算適用届出書(第10号様 | にデータを添付して提出。 |
| 式) | (当該年度で初めて請求する月の 15 |
| | 日まで) |

(3) 単価

公定価格の休日保育の加算額の休日等に保育を利用する年間延べ利用子ども数に 応じた単価とする。

※加算率は、公定価格の加算率とします。

| 休日保利用子 | | | 職員配置加算 単価(円) | 処遇改善等加算分(円) | | 事業費分(円) |
|--------|---|-------|--------------|-------------|------|---------|
| | ~ | 210 | 80, 580 | 760 | ×加算率 | 8, 400 |
| 211 | ~ | 279 | 86, 320 | 820 | ×加算率 | 11, 160 |
| 280 | ~ | 349 | 97, 880 | 920 | ×加算率 | 13, 960 |
| 350 | ~ | 419 | 109, 440 | 1,030 | ×加算率 | 16, 760 |
| 420 | ~ | 489 | 121, 000 | 1, 140 | ×加算率 | 19, 560 |
| 490 | ~ | 559 | 132, 550 | 1, 250 | ×加算率 | 22, 360 |
| 560 | ~ | 629 | 144, 110 | 1, 360 | ×加算率 | 25, 160 |
| 630 | ~ | 699 | 155, 640 | 1, 470 | ×加算率 | 27, 960 |
| 700 | ~ | 769 | 167, 190 | 1,580 | ×加算率 | 30, 760 |
| 770 | ~ | 839 | 178, 750 | 1,690 | ×加算率 | 33, 560 |
| 840 | ~ | 909 | 190, 310 | 1,800 | ×加算率 | 36, 360 |
| 910 | ~ | 979 | 201, 870 | 1,910 | ×加算率 | 39, 160 |
| 980 | ~ | 1,049 | 213, 430 | 2, 020 | ×加算率 | 41, 960 |
| 1, 050 | ~ | | 224, 950 | 2, 130 | ×加算率 | 42, 000 |

2 連携施設受諾促進加算

地域型保育事業の卒園後の進級先の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。

(1) 加算の要件

横浜市内の地域型保育事業と連携している場合のみ対象となります。(横浜保育室 や横浜市以外の地域型保育事業と連携している場合は対象となりません。)

下記の要件(ア、イ、ウ)、(ア、イ)又は(ア)を満たす場合に加算します。

- □ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している
- □イ 保育内容の支援を行っている(以下のうち3項目以上該当する)
 - ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
 - ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
 - ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
 - ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの 一環として交流保育等を実施する
 - 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
 - ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する
 - ・連携施設への給食の提供を実施している
- □ウ 3号認定の保育を実施している

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|------------------------|-----------------|
| 向上支援費加算状況等届出書(第1号様式の3) | |
| 連携実施(変更)届出書(第3号様式の3) | 年度初めの請求時に提出及び支給 |
| 建捞美胞(发集)油山香(第3万塚式(23) | 条件に変更がある場合にも提出 |
| 地域型保育事業者と締結した連携に関する覚書 | 年度初めの請求時に提出及び支給 |
| (写) | 条件に変更がある場合にも提出 |

[※]上表の書類は、上記要件(受入等)を実施する側が提出する書類です。

(3)単価(※複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。)

要件ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分:229,500円 要件ア、イ両方に該当する場合 B区分: 85,000円 要件アのみに該当する場合 C区分: 57,400円

3 保育者業務支援事業費助成

保育教諭等の業務負担の軽減を図る施設に対し、保育業務の負担軽減につながる取組 (保育支援者の雇用等) や保育・教育の充実のために活用できる経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たしている施設に加算します。

- □月の初日に利用児童が1人以上いる。
- □保育支援者(保育教諭等の業務を支援する者)(注1)を施設に配置し、保育支援者が保育教諭等の負担軽減に資する業務に従事している(注2)。
- □業務の効率化など、保育教諭等の業務負担軽減に取り組んでいる。
- □子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。
- (注1) 「保育支援者」とは、保育に係る周辺業務を行う保育士資格及び幼稚園教諭免 許を有しない者をいいます(保育補助者を除く)。
- (注2) 保育支援者の行う業務の内容の例示
 - ・事務業務・保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
 - ・給食の配膳・あとかたづけ・寝具の用意・あとかたづけ
 - ・外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - ・園外活動時の見守り・その他、保育士の負担軽減に資する業務
- ※ 『雇用状況表』の他の項目に記載の者及び『高齢者等活躍促進加算月別雇用時間 内訳表』の対象者と重複しないこと。
- ※ 保育支援者が事務業務を行う場合、基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途 保育支援者を配置していること。また、「事務職員配置加算」、「事務負担対応加 配加算」、「保育者業務支援事業費助成」の順に適用すること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-----------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 (第2号様式の3) | |

(3) 単価

1号

| 助成額【月額】 | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定員 25 人以下 | 定員 45 人以下 | 定員 60 人以下 | 定員 90 人以下 | 定員 120 人以下 |
| 25,000 円 | 37, 500 円 | 50,000 円 | 75,000 円 | 100,000円 |
| 定員 150 人以下 | 定員 180 人以下 | 定員 240 人以下 | 定員 300 人以下 | 定員 301 人以上 |
| 125,000 円 | 150,000 円 | 175,000 円 | 200,000 円 | 225,000 円 |

2 · 3 号

| 助成額【月額】 | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定員 25 人以下 | 定員 45 人以下 | 定員 60 人以下 | 定員 90 人以下 | 定員 120 人以下 |
| 50,000 円 | 75,000 円 | 100,000 円 | 150,000 円 | 200,000円 |
| 定員 150 人以下 | 定員 180 人以下 | 定員 240 人以下 | 定員 300 人以下 | 定員 301 人以上 |
| 250,000 円 | 300,000 円 | 350,000 円 | 400,000 円 | 450,000 円 |

^{※1}号と2・3号それぞれの利用定員数に応じて助成します。

4-(1) 食育推進助成

創意工夫による食育を推進し、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で 安心な食事の提供をするため、自園調理を行う園に対して助成します。

(1) 加算の要件

以下の各要件を満たす施設に加算します。(加算要件は①と②で異なります)

① 自園調理している場合の利用定員に応じた助成

- □自園調理していること
- ※自園で調理員を雇用し、調理を実施していること、又は調理業務委託により、自園の施設内で調理していることが必要となります。ただし、外部搬入による給食の提供は、加算の対象外となります。
- ※2・3号については、「開所日全て(月から土曜日まで(日曜日・祝日を除く)」 において自園調理している必要があります。(保育の利用希望がなく、給食を提供 しない日がある場合も、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている場合、 自園調理しているとみなします)

② 栄養士を雇用している場合の格付け加算

- □利用定員が41人以上で、1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士を 雇用していること
- ※常勤換算はなく、1人で月の所定労働時間が120時間以上の栄養士が対象です。
- ※加算を受けることができる栄養士の人数は、利用定員 41~150 人までは 1 人、151 人以上は 2 人が上限です。
- ※派遣による雇用も助成対象です。
- ※①の加算を調理業務委託で受けている場合は、委託している人が栄養士だとして も、②の栄養士を雇用している場合の格付け加算は対象外となります。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 単価

【1号】

| 1 | ① 1号の利用定員数に応じて、調理人等を雇用するための経費の助成 | | | |
|---|-------------------------------------|---------|--------|--|
|] | 単価は週1日当たりのもので、週当たり自園調理実施日数を掛けた額を助成。 | | | |
| | ・利用定員40人まで | 16,250円 | 1人分 | |
| | ・利用定員41~90人まで | 32,500円 | 2 人分 | |
| | ・利用定員91人~150人まで | 40,620円 | 2. 5人分 | |
| | ・利用定員151人以上 | 48,750円 | 3人分 | |

【2号・3号】

| 1 | ① 2号・3号の利用定員数に応じて、調理人等を雇用するための経費の助成 | | | |
|---|-------------------------------------|----------|--------|--|
| | ・利用定員40人まで | 97,500円 | 1人分 | |
| | ・利用定員41~90人まで | 195,000円 | 2 人分 | |
| | ・利用定員91人~150人まで | 243,750円 | 2. 5人分 | |
| | ・利用定員151人以上 | 195,000円 | 2人分 | |

【施設全体】

- ② 施設全体の利用定員数に応じ、栄養士の格付け加算を助成
 - 1人あたり35,200円
 - ・利用定員41~150人までは、1人まで
 - ・利用定員151人以上は、2人まで

4-(2) 食育推進助成(休日) ※休日保育実施施設【2・3号】のみ

休日保育を行う際に、自園調理を行うための助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において、自園調理を 行っている。
- ※自園で調理員を雇用する以外に、調理業務委託により、自園の施設内で調理している場合も助成対象(外部搬入及び弁当持参の場合は不可)とします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| | kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jp_にデ |
| 休日保育実施兼加算適用届出書(第10号 | ータを添付して提出。 |
| 様式) | (当該年度で初めて請求する月の 15 日ま |
| | で) |

(3) 単価

(月額 1施設あたり) 31,590円

5 アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費です。利用定員に対するアレルギーの「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて、加算します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- □アレルギー対応マニュアルを作成し※1、マニュアルに沿って対応していること
- □アレルギー児童の生活管理指導表※2が提出されていること
- □利用定員に対する対象児童(月初日時点)(市外児童も含む)の割合が1%(小数点以下切り上げ)以上であること
- ※1 本市作成の『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』でも可です。
- ※2 生活管理指導表は、『保育所における食物アレルギー対応マニュアル』に規定された様式で、全施設・事業共通です。
- ※ 生活管理指導表の保護者から施設への提出日の属する月の翌月(ただし、提出 日が月初日の場合、当月)から対象児童とします。
 - (例) 提出日が4月1日の場合は4月から対象、4月2日の場合は5月から対象
- ※ アレルギー児童数報告書は、各月初日において、生活管理指導表が提出されている児童を記入し、同じ月の 15 日までに区福祉保健センターこども家庭支援課に 提出します。
- ※ アレルギー対応が解除となった児童についても、所在区こども家庭支援課に報告 を行ってください。
 - ※ 生活管理指導表の「気管支ぜん息」のみに該当する児童については、原則として 生活管理指導表の提出は不要です。また、アレルギー児童数報告書への記載はで きません。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

① 施設が所在するこども家庭支援課へ提出する書類

| 必要書類 | 備考 | |
|-------------------------|----------------------|--|
| | 加算適用開始月の15日までに提出 | |
| アレルギー児童数報告書(原本) (第2号様式) | (令和4年4月分については、令和4年3月 | |
| | 末までに提出) | |
| | ※生活管理指導表について、アレルギーの状 | |
| | 況に変化が無い場合、4月に再提出する必 | |
| | 要はありません。ただし、見直し(治療を | |
| アレルギー疾患生活管理指導表(写) | 継続している等、アレルギーの状況を医師 | |
| | が確認していること)が行われているか | |
| | を、保護者との協議を通じて1年に1回以 | |
| | 上ご確認ください。 | |

②こども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当へ提出する書類

| 必要書類 | 備考 |
|----------------|---------------------|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| アレルギー児童数報告書(写) | 区福祉保健センターへ提出したものの写し |
| (第2号様式) | |

(3) 単価

利用定員に占めるアレルギー児童の割合により単価が異なります。

| | 定員150人以下 | 定員151人以上 |
|--------|----------|----------------|
| 1~9% | 26,600円 | 53,200円 |
| 10~14% | 53,200円 | <u>79,800円</u> |
| 15~19% | 79,800円 | 106,400円 |
| 20%~ | 106,400円 | 133,000円 |

※小数点以下切り上げ

6 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員(保育教諭・看護職・栄養士・調理師等)が出産や疾病のため有給で2週間以上療養する場合、その職員の職務を他の職員に行わせたり、代替職員を雇用したりするための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □施設で定める常勤職員(保育士・看護職・栄養士・調理師等)が、年次有給休暇ではない産休・病休を有給(全額支給)で取得し、期間が2週間以上継続すること
- ※助成対象の病休期間は最大で90日までです。
- ※令和4年4月1日以降の休暇・療養期間が対象になります。
- ※施設長は対象外です。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|--|---|
| 向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の3) | |
| 産休等代替職員雇用費実績報告書(第4号様式) | |
| 産休等職員の賃金の全額を支給することがわか る就業規則又は労働契約書(写) | |
| 産前産後休暇の期間がわかる就業規則(写) | |
| 産休等職員の雇用契約書等 (写) | 雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時間等がわかるもの(雇用契約書の写しでわからない場合は、休養前のシフト表等を追加で提出) |
| 産休等職員の妊娠証明書、医師の診断書又は母 子健康手帳(写) | 出産予定日又は療養が必要な期間の記載 のあるもの |
| 出産日を証する書類(写) | 【 産休の場合のみ 】母子健康手帳でも可 |
| 産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払った ことがわかるもの(写) | |

【注意】請求は休暇・療養期間が終了してから行います。休暇・療養期間が年度をまたぐ場合は、年度ごとに請求します。

例)休暇・療養期間が3月1日から4月28日の場合

3月1日から3月31日の分は、3月分として請求します。4月1日から4月28日の分は、5月分以降に請求します。

(3) 単価

休暇・療養している職員の休暇・療養前の勤務実態及び資格種別に応じた助成です。

| 資格種別 | 単価 (時給) | 資格種別 | 単価 (時給) |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 看護職 | 1, 904円 | 栄養士 | 1,260円 |
| 幼稚園教諭・保育士 | 1,224円 | 無資格 (その他) | 1,056円 |

7-(1) 障害児等受入加算

「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、障害児や特別支援児童、医療的ケアが必要な児童の保育・教育に必要な保育士を加配するための経費です。

※ 園からの申請を受け、区福祉保健センターが対象児童を認定してから初めて請求可能 となります。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉 保健センターから認定されている児童が在籍している。
- ※『障害児保育教育対象児童等加配区分認定(変更)通知書(写)』または『医療的ケア対象児童認定(変更)決定通知書(写)』の加配区分開始日の属する月の翌月 (ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成します。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---|---|
| 向上支援費加算状況等届出書 (第1号様式の3) | |
| 障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更)通知書(写) | 【障害児・特別支援児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の 写し |
| 障害児保育教育対象児童等申請・認定確 認書(施設・事業者 →保護者説明用)(写) | 【障害児・特別支援児の場合のみ】 保護者へ説明し、署名をもらった確認書の 写し |
| 医療的ケア対象児童認定(変更)決定通 知書(写) | 【医療的ケア対象児童の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知の 写し |

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定 対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

| | 1号認定 | | 2・3号認定 |
|------------|----------|----------|----------|
| | | (標準時間認定) | (短時間認定) |
| A区分(1:1相当) | 143,500円 | 315,600円 | 229,500円 |
| B区分(2:1相当) | 112,900円 | 248,300円 | 180,600円 |
| C区分(3:1相当) | 73,300円 | 161,200円 | 117,200円 |
| 特別支援 | 43,500円 | 95,700円 | 69,600円 |

※対象児童1人あたりの単価となります。

7-(2) 障害児等受入加算(休日) ※休日保育実施施設のみ

休日保育実施施設として横浜市に届出をしており、休日保育において「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づき、区福祉保健センターが認定した障害児や特別支援児童、 医療的ケアが必要な児童の保育に必要な保育士を加配するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

□休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象 児童として区福祉保健センターから認定されている児童を保育している。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---|--|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 障害児保育教育対象児童等加配区分認定 (変更)通知書(写) | 【障害児・特別支援児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知 の写し |
| 障害児保育教育対象児童等申請・認定確 認書(施設・事業者 →保護者説明用)(写) | 【障害児・特別支援児の場合のみ】 保護者へ説明し、署名をもらった確認書の 写し |
| 医療的ケア対象児童認定(変更) 決定通知書(写) | 【医療的ケア対象児の場合のみ】 区福祉保健センターより送付された通知 の写し |
| 休日保育利用児童報告書 | kd-kyujitsuhoiku@city.yokohama.jpにデータを添付して提出。(加算対象月の翌月15日まで) |

(3) 単価

対象児童の障害等の程度の判定と、保育を必要とする時間の区分により単価設定

| | A区分 (1:1相当) | B区分 (2:1相当) | C区分 (3:1相当) | 特別支援 |
|------|----------------|----------------|----------------|---------|
| 標準時間 | 102, 250 円 | 80,440 円 | 52, 220 円 | 31,000円 |
| 短時間 | 74, 350 円 | 58,510 円 | 37, 970 円 | 22,550円 |

8 被虐待児童対応費

虐待が疑われ認定こども園等を利用する児童で、保育教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認める場合に助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □区福祉保健センター長が被虐待児童と認めた児童が在籍している。
- ※『被虐待児保育教育対象児童認定(変更)決定通知書』の加配区分開始日の属する 月の翌月(ただし、加配区分開始日が月の初日であった場合は、当月)から助成し ます。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 | |
|--------------------|--------------------|--|
| 向上支援費加算状況等届出書 | | |
| (第1号様式の3) | | |
| 被虐待児保育教育対象児童認定(変更) | 区福祉保健センターより送付された通知 | |
| 決定通知書 (写) | の写し | |

(3) 単価

認定区分により単価設定。対象児童の入所日・退所日に応じて日割りします。

| 1号 | 143,500円 |
|-------|----------|
| 2号・3号 | 229,500円 |

※対象児童1人あたりの単価となります。

9 看護職雇用加算

看護職(看護師、保健師、助産師、准看護師)の職員を雇用している場合に、保育教諭 の雇用経費との差額相当分(格付け加算)を助成します。

対象:看護師、保健師、助産師、准看護師

(1) 加算の条件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □月 160 時間、120 時間、80 時間、または 40 時間以上勤務の看護師、保健師、助産 師、准看護師を雇用している。
- ※派遣職員も助成対象です。
- ※<u>看護職を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数の合計が月 160</u> 時間、120 時間、80 時間、または 40 時間以上となること。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 単価

| 労働時間 | 単価【月額】 |
|----------|-----------------|
| 月160時間以上 | 1施設あたり 108,800円 |
| 月120時間以上 | 1施設あたり 81,600円 |
| 月80時間以上 | 1施設あたり 54,400円 |
| 月40時間以上 | 1施設あたり 27,200円 |

※対象者が複数いる場合には、契約している所定労働時間の合計が月160時間、1 20時間、80時間又は40時間以上となっていれば請求可。

10 医療的ケア対応看護師雇用費

医療的ケアが必要な児童のために看護職を配置するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- □区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童が在籍している。
- □医療的ケア対象児童1人につき、月の所定労働時間が2・3号は160時間、1号は100時間以上※の医療的ケア対応看護職を雇用している。(令和4年度より、本加算の取得において、医療的ケア対応看護職のほかに、別途、看護職(月120時間以上の勤務契約)を雇用している必要はなくなりました。)
- ※医療的ケア対応看護職を複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間数 の合計が医療的ケア対象児童1人につき必要時間以上となること。

(例) 2・3号の場合

医療的ケア対象児童3人に対し、医療的ケア対応看護職の所定労働時間の合計が320時間の場合、2名分が加算されます。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|-----------------------------|-----------------------|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |
| 医療的ケア対象児童認定(変更) 決定通知書(写) | 区福祉保健センターより送付された通知の写し |

(3) 単価

| 加算対象児童 | 1号 | 月 100 時間以上 | 275,500円 |
|--------|-------|------------|----------|
| 1人あたり | 2号・3号 | 月 160 時間以上 | 440,800円 |

11 外国人児童保育事業助成

外国人児童の処遇向上のため、保育教諭を雇用するための経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □利用定員に対する外国人児童(保護者のどちらかが外国籍)(市外児童含む)の割合が20%以上(小数点以下切り捨て)である。
- □「40%~」の単価の助成を受ける場合、市基準保育教諭配置数に加え保育教諭が配置されていること

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

①施設が所在する区福祉保健センターこども家庭支援課へ提出する書類

| 必要書類 | 備考 |
|--------------|----|
| 外国人児童報告書(原本) | |
| (第1号様式) | |

②こども青少年局保育・教育給付課 市内施設給付担当へ提出する書類

| 必要書類 | 備考 |
|---------------|---------------------|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |
| 外国人児童報告書 (写) | 区福祉保健センターへ提出したものの写し |
| (第1号様式) | |

(3) 単価

| 外国人児童の入所率 | |
|-----------|----------|
| 20%~39% | 229,500円 |
| 4 0 %~ | 459,000円 |

12 保育補助者雇用経費【幼保連携型のみ】

「保育補助者」を雇用する場合の経費助成です。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □保育補助者を月150時間以上雇用している。
- □園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。
- □保育補助者に保育士資格の取得を促している。
- □向上支援費加算状況等届出書(第1号様式の3)の【実施計画①】(保育補助者の業務内容)と【実施計画②】(保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組)に内容を記載している。
- ※「保育補助者」は、保育士資格及び幼稚園教諭免許を持たず、保育教諭として配置基準に含められない職員
- ※ 『雇用状況表』の他の項目に記載の者及び『高齢者等活躍促進加算月別雇用時間 内訳表』の対象者と重複しないこと。
- ※ 複数人雇用している場合は、契約している所定労働時間の合計が 150 時間以上に つき1人分とみなします。

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |

(3) 単価

利用定員 100 人以下の施設は1人分まで、利用定員 101 人以上の施設は2人分まで 1人あたり194,400円

※利用定員は1~3号の合計

13 ローテーション保育教諭雇用費

代休等のローテーション保育教諭を確保するための経費を助成します。

(1) 加算の要件

以下の要件を満たす施設に加算します。

- □ローテーション保育教諭※が市の配置基準の必要保育教諭及びその他の加算保育 教諭に加えて1名以上配置されている。
- ※ ローテーション保育教諭数は『雇用状況表』の「1 請求月初日の保育教諭数(有 資格者のみ)」の「対象保育教諭数」から「2 国基準の保育教諭数 国基準によ る保育教諭配置 基準保育教諭数の合計」の人数及び「3 横浜市基準の保育教諭 数 横浜市の基準による保育教諭配置」、「3 横浜市基準の保育教諭数 その他加 算の保育教諭」の「外国人児童保育事業助成、延長保育実施加算」の保育教諭数を 除いた人数とします。
- ※ 上限人数は各施設の利用定員によって決まります。(最大5人まで)

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|------------------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書(第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 (第2号様式の3) | |

(3) 単価

| | 助成額【月額】 | | | |
|----|------------|------------|------------|------------|
| 人数 | 定員 30 人以下 | 定員 60 人以下 | 定員 90 人以下 | 定員 91 人以上 |
| 1人 | 300,000 円 | 300,000 円 | 300,000 円 | 300,000 円 |
| 2人 | 529, 500 円 | 529, 500 円 | 529, 500 円 | 529, 500 円 |
| 3人 | | 759,000 円 | 759,000 円 | 759,000 円 |
| 4人 | | | 988, 500 円 | 988, 500 円 |
| 5人 | | | | 1,218,000円 |

※定員は2・3号の利用定員とします。

※本園・分園の場合は、それぞれの定員ごとに、上記人数を適用します。

例) 本園 60 人、分園 30 人の場合

本園 3 人 (759,000 円) と分園 2 人 (529,500 円) の合計である 5 人 (1,288,500 円) が上限となります。

14 保育士育成促進費【幼保連携型のみ】

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として雇用する場合の経費です。

(1) 加算の要件

以下の要件をすべて満たす場合に助成対象として対象者の勤務時間数に応じた金額を施設に加算します。

- □保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している
- □上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60 時間以上勤務している
- □ローテーション保育士(保育教諭)雇用費の上限人数を超えて、保育士(保育教諭) が配置されている

【支給対象期間】

保育士証の登録日の翌月を含む2年度間となります。 ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間となります。

(参考) 支給対象期間について

- 1 令和4年3月2日が登録日の場合(登録日の翌月を含むケース) 令和4年4月から令和6年3月まで
- 2 令和5年2月1日が登録日の場合(登録日の当月を含むケース) 令和5年2月から令和6年3月まで
- 3 令和5年2月2日が登録日の場合(登録日の翌月を含むケース) 令和5年3月から令和6年3月まで
- 4 令和5年3月2日が登録日の場合(登録日の翌月を含むケース) 令和5年4月から令和7年3月まで

(2) 加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

| 必要書類 | 備考 |
|---------------|----|
| 向上支援費加算状況等届出書 | |
| (第1号様式の3) | |
| 雇用状況表 | |
| (第2号様式の3) | |
| 保育士証 (写) | |

(3) 単価

| 区分 | 勤務時間 | 単価【月額】 | |
|-----|----------|-----------------|--|
| A区分 | 月160時間以上 | 1施設あたり 244,800円 | |
| B区分 | 月120時間以上 | 1施設あたり 183,600円 | |

※対象者が複数いる場合には、契約している所定勤務時間の合計が月160時間又は 月120時間以上となっていれば請求可。

15 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準を用いて実施する第三者 評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した 第三者評価契約に係る受審料に適用し、実際に要した額と公定価格における支給額との差 額を支給します。

(1) 加算の要件

以下の要件を全て満たす施設に加算します。

- □かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の定める評価基準に沿ってかながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審し、結果をホームページで公表する施設に加算します。
- □公定価格の「第三者評価受審加算」の加算要件を満たしており、令和5年3月分の請求において、同時に請求を行うこと。
 - ※詳細は「1 公定価格について(43ページ)」を参照してください。

口加算の認定

加算の認定にあたっては、以下の書類により確認します。

【手続き①申請 令和4年12月末期限】

| 必要書類 | 備考 | |
|----------------------------------|------------------|--|
| 第三者評価受審加算(<mark>申請</mark> ・報告)書 | 公定価格「第三者評価受審加算」の | |
| (第5号様式) | 必要書類(様式)と兼用 | |

【手続き②報告 <u>令和5年3月15日期限</u>】

| 必要書類 | 備考 | |
|----------------------------------|------------------|--|
| 向上支援費加算状況等届出書 | | |
| (第1号様式の3) | | |
| 第三者評価受審加算(申請・ <mark>報告</mark>)書 | 公定価格「第三者評価受審加算」の | |
| (第5号様式) | 必要書類(様式)と兼用 | |
| 受審費用の支払いに係る領収書(写) | | |

(3) 単価

- ・1施設につき5年に1回60万円を上限に助成します。
- ・第三者評価受審費は、年額15万円が公定価格化されたため、上限助成額(最大60万円)より公定価格分(年額15万円)を差し引いた額を助成します。

3 延長保育事業について

子ども・子育て支援新制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、教育・保育給付認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を実施することができます。

1 保育時間の考え方

(1) 保育時間(8時間)

保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、8時間とします。子どもの生活 リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯とする ことを基本とします。

(2) 保育時間(11時間)

保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、11時間とします。

(3) 開所時間

延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。

2 延長保育の考え方

各施設・事業者において、保育時間の考え方に基づき、保育時間(8時間)と保育時間(11時間)を設定していただきます。

教育・保育給付認定区分によって、延長保育となる時間帯が異なります。

(1) 「保育短時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間(8時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

(2) 「保育標準時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間(11 時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

3 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士等を配置することとします。なお、「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を適用する場合はその限りではありません。(詳細は別添QA33をご参照ください。)

(2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19 時を超えて19 時30 分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

4 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の開始及び変更の際、「横浜市延長保育事業実施(変更)届」を所在区こども 家庭支援課にご提出ください。

原則、変更適用月の1か月前までにご提出ください。ただし、年度当初(4月)から変更する場合は、原則前年度の8月末までにご提出ください。

5 利用要件

<u>延長保育時間帯に保育が必要であること</u>を利用要件とします。 利用する保護者は、事前に施設に申し込むこととします。

6 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円をガイドライン (上限) とします。

延長保育料は、第二子は50%減免、第三子は100%減免(0円)、AB階層減免は50%減免とします。なお、きょうだい区分(第一子や第二子等)や副食費徴収免除対象者の区分(「免除(A)」「免除(B)」「免除」等)、負担区分(A~E階層)については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

7 延長保育料のガイドライン

別紙のとおりです。

8 延長保育事業の助成制度(単価は、特別に記載の無い限り月額です。)

市独自助成の向上支援費は、11時間までの保育に係る経費を助成するものです。延長保育 事業実施にあたり、通常の保育から切れ目のない延長保育を実施するため、ローテーション のための保育士雇用経費や調理員雇用経費など必要な助成を行います。

(1) 延長保育実施加算

11 時間を超えて自施設で延長保育を実施している施設・事業者に対し、ローテーション 保育士雇用費と施設管理費を助成します。

- ※分園を設置している場合、本園・分園とも11時間を超えて開所する必要があります。
- ※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。
- ※土曜日共同保育を実施している場合、当加算の土曜部分については、実施園のみ請求可能です。(依頼園は請求できません)

ア 支給条件

□11 時間を超えて開所し、市基準配置人数に加えて、1名以上、次の者を雇用している こと

| 保育所、小規模保育事業(A型、B型)、 事業所内保育事業 | 保育士 | |
|---------------------------------|------------------|--|
| 認定こども園 | 保育教諭 | |
| 小規模保育事業(C型)、家庭的保育事業 | 家庭的保育者又は家庭的保育補助者 | |

イ 単価

【保育所・認定こども園】

平日

| 開所時間 | 11 時間超 12 時間未満 | 212, 300 円 |
|------|-----------------|------------|
| 開所時間 | 12 時間以上 13 時間未満 | 328, 200 円 |
| 開所時間 | 13 時間以上 14 時間未満 | 479, 900 円 |
| 開所時間 | 14 時間以上 | 595, 800 円 |

土曜

| 開所時間 | 11 時間超 12 時間未満 | 40,410円 |
|------|-----------------|-----------|
| 開所時間 | 12 時間以上 13 時間未満 | 62,470 円 |
| 開所時間 | 13 時間以上 14 時間未満 | 91,380円 |
| 開所時間 | 14 時間以上 | 113,440 円 |

【小規模保育事業、事業所内保育事業】

平日

| 開所時間 | 11 時間超 12 時間以下 | 212, 300 円 |
|-------------|----------------|-------------|
| 1.4721 41.4 | 12 時間超 | 328, 200 円 |
| 土曜 | | , , , , , , |
| 開所時間 | 11 時間超 12 時間以下 | 40,410 円 |

開所時間11 時間超 12 時間以下40,410 円開所時間12 時間超62,470 円

【家庭的保育事業】

平日

| 開所時間 | 11 時間超 | 122, 300 円 |
|------|--------|------------|
| 土曜 | | |
| 開所時間 | 11 時間超 | 23, 310 円 |

(2) 延長保育従事職員雇用費

各児童の利用実績(15分単位)をもとに年齢区分・時間帯に応じた単価を加算します。 ア 支給条件

- □延長保育の利用実績があること
- □横浜市の延長保育料ガイドラインを上限に延長保育料を設定し、第三子を除き延長保 育料を徴収していること
- イ 単価(延長保育1人あたり15分につき)※休日等も同じ単価
 - ・延長 I (保育時間(11時間)) ×1 ※短時間認定児童のみ

・延長Ⅱ (5:00~22:00) ×1.25

・延長Ⅲ (22:00~24:00) ×1.5

・延長Ⅳ (24:00~5:00) ×1.6

【保育所・認定こども園】

| 年齢 | 延長 I | 延長Ⅱ | 延長Ⅲ | 延長IV |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 280 円 | 350 円 | 420 円 | 450 円 |
| 1歳児 | 210 円 | 260 円 | 320 円 | 340 円 |
| 2歳児 | 160 円 | 200 円 | 240 円 | 260 円 |
| 3歳児 | 50 円 | 60 円 | 80 円 | 90 円 |
| 4、5歳児 | 30 円 | 40 円 | 50 円 | 60 円 |

【小規模保育事業(A型、B型)、事業所内保育事業】

| 年齢 | 延長 I | 延長Ⅱ |
|-----|-------|-------|
| 0歳児 | 280 円 | 350 円 |
| 1歳児 | 140 円 | 180 円 |
| 2歳児 | 140 円 | 180 円 |

【小規模保育事業 (C型)】

| 年齢 | 延長 I | 延長Ⅱ |
|-----|-------|-------|
| 0歳児 | 200 円 | 250 円 |
| 1歳児 | 200 円 | 250 円 |
| 2歳児 | 200 円 | 250 円 |

【家庭的保育事業】

| 年齢 | 延長 I | 延長Ⅱ |
|-----|-------|-------|
| 0歳児 | 100 円 | 130 円 |
| 1歳児 | 100 円 | 130 円 |
| 2歳児 | 100 円 | 130 円 |

(3) 調理人雇用費

間食及び夕食を<u>自園調理している</u>施設・事業者に対して開所時間に応じて助成します。 委託の場合も助成対象とします。

ア 支給条件

- □延長保育実施日全てにおいて、自園調理(委託含む)していること
- ※延長保育を実施している時間帯に、自園で調理員を雇用し、調理を実施している、又は調理業務委託により、自園の施設内で調理していることが必要となります。外部搬入は対象外です。
- ※土曜日共同保育を行っている場合、実施園が本加算の要件を満たす場合には依頼園で も本加算を適用することができます。
- □平日の閉所時刻が19時以降であること

イ 単価

| 閉所時刻 | 助成額 |
|--------------------|----------|
| 19 時以降 19 時 30 分まで | 81,600円 |
| 19 時 30 分超 | 108,800円 |

(4) 延長保育障害児等受入加算

児童が障害児等保育教育児童として決定し、かつ延長保育の利用申込をしている場合に1人当たりに助成します。

障害児保育教育児童、特別支援保育教育対象児童、医療的ケア対象児童又は被虐待児保育教育対象児童を対象とします。

※土曜日共同保育を実施している場合、依頼園でも本加算を適用可能です。

ア 支給条件

- □区福祉保健センターによる対象児童の認定
- □日割りの利用申込者は対象外で、11日以上利用申込者を対象とします。

イ 単価

対象児一人につき

【保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業】

43,900 円

【家庭的保育事業】

13,200 円

(5) 夜間保育所費

夜間保育所に対して助成します。

ア 支給条件

- □夜間保育所として以下の認可を受けた施設であること
- (ア) 開所時間が12時間以上であること
- (イ) 開所時間が24時間であること

イー単価

- (ア) 229,500円
- (イ) 1,298,400 円

(6) 分園加算

平日に12時間以上開所している分園を持つ施設に助成します。

※本園及び分園の平日開所時間が12時間に満たない場合、常時分園を閉所して本園にて延長保育を実施する場合は対象外です。

ア 支給条件

- □平日開所時間が12時間以上
- □分園において延長保育を実施していること
 - ※本園・分園ともに対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士を配置(常時2名以上の保育士を配置することが原則ですが、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を適用する場合はその限りではありません。詳細は別添QA33をご参照ください。)することが必要です。

イ 単価

616,400 円

(7) 延長保育AB階層減免費

延長保育において、利用した児童の保護者から間食代や夕食代を徴収する際、副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」又は「免除(B)」、保育料の階層がA階層又はB階層の場合には基準の代金の半額(10円未満の端数は切り捨て)を徴収し、その残り(10円未満の端数は切り上げ)を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費と します。

日割りしている場合も対象です。

※土曜日共同保育を実施している場合でも本加算の適用は可能です。

ア 支給条件

- □延長保育の利用実績があり、ガイドラインを上限とした実費徴収を行っていること
- □該当児童が「免除(A)」又は「免除(B)」、あるいは、A階層又はB階層であること

イ 単価

利用児童一人につき

| 間食代 | 1月利用 | 1,250円 |
|-----|------|--------|
| | 半月利用 | 630 円 |
| 夕食代 | 1月利用 | 3,750円 |
| | 半月利用 | 1,880円 |

9 休日保育延長保育の助成制度

日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日」という)において、公定価格の「延長保育実施加算」の対象となる施設・事業者で、休日に11時間以上開所している施設・事業者に対し、休日の延長保育事業実施に当たり、必要な経費の助成を行います。

対象は保育所、認定こども園(2号・3号)、小規模保育A型及びB型、事業所内保育(地域枠)です。

(1) 延長保育実施加算(休日)

(2) 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており休日保育において11 時間を越えて開所 している施設・事業者に対し、ローテーション保育士雇用費と施設管理費を助成します。 ※開所時間に応じて助成します。

※事業所内保育事業は地域枠の方の利用がある場合のみの助成とします。

イ 単価(月額、1施設あたりの単価)

【保育所、認定こども園(2号・3号)】

| 開所時間が 11 時間超 12 時間未満 | 93, 580 円 |
|-----------------------|------------|
| 開所時間が 12 時間以上 13 時間未満 | 149, 990 円 |
| 開所時間が 13 時間以上 14 時間未満 | 220, 220 円 |
| 開所時間が 14 時間以上 | 276, 630 円 |

【小規模保育事業A型及びB型、事業所内保育事業(地域枠)】

| 開所時間が 11 時間超 12 時間以下 | 93, 580 円 |
|----------------------|------------|
| 開所時間が 12 時間超 | 149, 990 円 |

(2) 調理人雇用費(休日)

ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、休日の延長保育時間において、間食 及び夕食を自園調理している施設・事業者に対して開所時間に応じて助成します。調理 業務委託の場合も助成対象とします。外部搬入及び弁当持参の場合は加算対象外です。

イ 単価 (月額、1施設あたりの単価)

| 閉所時刻が 19 時以降 19 時 30 分まで | 26, 430 円 |
|--------------------------|-----------|
| 閉所時刻が 19 時 30 分超 | 35, 250 円 |

(3) 延長保育障害児等受入加算(休日)

ア 支給条件

休日保育実施施設として横浜市に届出しており、児童が障害児等保育教育児童として 決定し、かつ休日の延長保育の利用決定をしている場合に1人当たりに助成します。

イ 単価 (月額、1人あたりの単価) 14,220円

(4) 延長保育AB階層減免費(休日)

ア 支給条件

休日の延長保育を利用した児童の保護者から間食代や夕食代を徴収する際、副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」又は「免除(B)」、保育料の階層がA階層もしくはB階層の場合には基準の代金の半額(10円未満の端数は切り捨て)を徴収し、その残り(10円未満の端数は切り上げ)を助成します。

ただし、基準となる間食代、夕食代についてはガイドラインの金額を上限とした実費 とします。

※延長保育の利用料については、別紙「延長保育料ガイドライン」のとおりです。

イ 単価

利用児童一人につき1回あたり

| 間食代 | 夕食代 |
|------|-------|
| 60 円 | 190 円 |

延長保育料ガイドライン

1 延長保育料額(月額)※月曜~土曜日

(1) 単価

| 基本単価(11日以上利用) | 30分あたり1,700円 |
|---------------|--------------|
| 10日以内利用 | 30分あたり850円 |

※30分単位で算定します。

※延長保育の設定時間が30分に満たない場合は、30分あたり金額から按分します。

例:延長保育の時間が15分→15分あたり月額850円

%ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業において、日割・時間割を設定することは可能です。

(2) きょうだい児減免

| 第2子 | 50%減免 |
|-----|--------|
| 第3子 | 100%減免 |

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB階層減免

| 3号: AB階層 | 2号: (副食費免除対象者のうち) 免除(A)(B) 50%減免 | 免 |
|----------|----------------------------------|---|
|----------|----------------------------------|---|

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

2 延長保育 間食代・夕食代 (月額) ※月曜~土曜日

| | 間到 | 食代 | 夕食代 | | |
|--------------------------|---------------------------|--------|-------------------|---------|--|
| | 1月利用 (11日以上利用) 10日以内利用 | | 1月利用 (11日以上利用) | 10日以内利用 | |
| 2号: 免除(A)(B) 3号: AB階層 | 1,250円 | 620円 | 3, 750円 | 1,870円 | |
| 上記以外 | 2, 500円 | 1,250円 | 7, 500円 | 3,750円 | |

※1人あたりの実費を上限とします。

3 延長保育料額 ※休日等(日曜日、国民の祝日及び休日)

(1) 単価

| 1日30分あたり | 80円 |
|----------|-----|

(2) きょうだい児減免

| 第2子 | 50%減免 |
|-----|--------|
| 第3子 | 100%減免 |

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB階層減免

| 2号: (副食費免除対象者のうち) 免除(A)(B) 3号: AB階層 | 50%減免 |
|--|-------|
|--|-------|

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

4 延長保育 間食代・夕食代 ※休日等(日曜日、国民の祝日及び休日)

| | 間食代 | 夕食代 |
|--------------------------|-------|-------|
| | 1日あたり | 1日あたり |
| 2号: 免除(A)(B) 3号: AB階層 | 60円 | 180円 |
| 上記以外 | 120円 | 370円 |

※1人あたりの実費を上限とします。

延長保育事業Q&A

対象者について

1. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案 为で周知しています。

2. 延長保育の利用要件はどのように判断すればよいか。

延長保育事業の利用要件は、「延長保育時間帯に保育が必要であること」としており、児 童福祉施設としての保育所の役割・目的や保育所保育指針の保護者に対する支援等、保育の 必要性について施設長が判断することとします。

3. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育の利用は。延長保育時間帯に、保育が必要であることが要件です。 育休中の方も、疾病や介護など個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設 長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

4. 産前産後や求職中の場合は、延長保育の対象外か。

延長保育の利用は、延長保育時間帯に、保育が必要であることが要件です。

産前産後や求職中の方も、例えば通院や面接の時間が延長保育の時間にあたるなど個別の 事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設長が判断できる場合は、延長保育の対 象となります。

5. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に、保育を利用する要件のあることが必要です。

6.保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

7. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、 福祉保健センターが教育・保育給付認定の基準に照らし合わせ決定します。そのため、その 保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

8. 短時間認定の人も全月もしくは11日以上の延長保育の利用は可能か。

利用することは可能です。その場合は施設が設定する保育時間(8時間)を超える時間帯が延長保育となります。なお、働く時間帯の変更など雇用状況が変わった場合は、区福祉保健センターにて教育・保育給付認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

9. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11 時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

なお、雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて 教育・保育給付認定内容変更の手続きを行っていただくようご案内ください。

10. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

11. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから送付する、施設・事業利用調整結果の書類に記載があります。

12. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に<u>施設・事業所所在区</u>の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。

2 対金について

13. 料金設定はどのように行ったらよいか。

ガイドラインの金額を上限とします。その範囲内であれば日割り等の対応をしていただくことは可能です。

例えば、10 日以内利用について1回(30分あたり)300円という料金設定とした場合、上限は30分あたり850円のため、1回目・2回目各300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

| 4 | 820 日 |
|--------|-------|
| 4~10回目 | 日 0 |
| 3回目 | 250 円 |
| 2回目 | 300 田 |
| 1 回目 | 300 田 |

14. 延長保育料ガイドラインに示されている「30分あたり」とは、どのように考えたらよいか。

30 分単位ごとに、利用日数を考えていただくようにお願いします。

例)開所時間が7:00~20:00、標準時間が7:30~18:30 の施設において、標準時間認定児童が7:30~7:30 の時間帯を5回、18:30~19:00 の時間帯を15 回、19;

00~19:30 の時間帯を2回利用した場合、

7:00~7:30 850 円 (10 日以内利用)

18:30~19:00 1,700円 (11日以上利用)

19:00~19:30 850円 (10日以内利用)

計3,400円がガイドライン(上限)の金額となります。

15. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

開所時間が30分に満たない場合は30分との割合から按分してください。例えば15分延長の場合、15分あたり月額850円となります。ただし、延長保育従事職員雇用費は15分1単位とする利用実績により助成しているため、開所時間は、0分、15分、30分、45分の15分刻みで設定してください。

なお、利用時間が30分に満たない場合には、必ずしも按分する必要はありません。

16. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

17. 土曜日の開所時間を11時間未満としている場合に、標準時間認定の児童のお迎えが 開所時間を超えた場合は延長保育料を徴収してもよいのか。

11 時間以内の利用であれば延長保育料は徴収しないでください。その場合の保育時間帯の設定は平日と同じと考えてください。

標準時間認定児童は月~土曜日の 11 時間分の公定価格が適用されているためです。

18. 事前に申し込みがなく突発的に最大で利用可能な時間帯を超えた場合、保護者からの費用徴収は可能か。

事前に申し込みがないため、延長保育事業を利用する要件があっても施設長が延長保育の利用を承認した児童ではないので、延長保育事業の対象児童ではありません。

そのため、そのような場合の利用料金を定めており、事前に保護者に周知して理解を得ている場合、利用料金を徴収することは可能です。利用料金の設定は、保育士の人件費相当額等、合理的な積算にしてください。

月数回程度、突発的な利用の可能性がある保護者に対しては、延長保育の事前申し込みをご案内いただき、延長保育料ガイドラインの延長保育料の日割の設定をするなどの柔軟な対応もご検討ください。

19. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いは各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収可能です。

20. 産休明け児等で、午後7時を超えて利用しているが、夕食の提供が適当でなく、ミルクのみの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいか。

ガイドラインの上限は 1,500 円ですが、1 人あたりの実費額がそれより少ない場合は実費額となります。

21. 延長保育料の滞納者に対して、延長保育利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく 事項ですが、最終的には延長保育利用の解除もやむを得ないと考えております。

22. 第1子と第2子が別の保育所等に通っている。きょうだい児減免の対象か。

対象となります。(きょうだい児の考え方は利用料(保育料)と同一の考え方です。) きょうだい区分については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

23. きょうだい児減免対象者が、副食費徴収免除対象者のうち免除(A)(B)世帯あるいは AB階層世帯の場合、延長保育料はどうなるか。

両制度とも対象となります。

・減免無しの場合との延長保育料の比較

第2子の場合:(きょうだい児減免 50%)×(A B階層減免 50%)=25%(75%減免) 第3子の場合:(きょうだい児減免 100%)×(A B階層減免 50%)=0 (100%減免)

減免無し延長保育料 1,700 円の場合の第2子延長保育料

1,700 円imes50%imes50%=425 円

→保護者からの徴収額は420円(10円未満切捨)

24. E階層世帯の場合、減免はないのか。

延長保育料の減免はありません。CD階層と同じ取り扱いになります。

25. 市外児童の場合、減免はどのように考えるのか。

2号認定児童については、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせのうえ、 生活保護世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合は減免を適用してください。

3号認定児童については、各施設・事業者で、市外児童の保育料負担区分を把握できている場合は、その負担区分が横浜市のA・B階層(生活保護世帯または市民税非課税世帯)に該当するかどうかによって減免を適用してください。負担区分を把握していない場合は、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせください。

: 利用方法について

26. 間食・夕食は自宅で食べるという保護者からは、間食・夕食を提供しなくてもよいか。

児童の健康を考慮し、適宜間食 (おやつ)・夕食を提供することが前提ですが、保護者と 施設との間で合意の上、間食 (おやつ) や夕食を提供しないことはできます。 27. 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは食事を出さなくてもよいか。

保護者に食事を出すことができない旨を事前に説明してください。

4 延長保育事業の助成内容について

28. 開所時間が11時間の場合の延長保育事業の助成はどうなるのか。

11 時間開所するための基本的な経費は公定価格に含まれることから、延長保育事業の助成は、短時間認定の児童が保育時間(8 時間)を超えて延長保育を利用した場合の助成のみです。

29. 助成額はどのように計算するか。

施設に給付される助成額は次のようになります

助成額=①+②-③

- ① 施設の開所時間や職員の雇用状況に応じて算定し施設に給付される「延長保育実施加算」等
- - ③ 保護者から徴収した延長保育料(間食代・夕食代は含みません。)

30. 減免した分は市の助成対象か。

対象です。間食代・夕食代の場合、「AB階層滅免費内訳報告書」を請求書と合わせて提出ください。延長保育料の場合、報告書はありません。

31. 延長保育障害児等受入加算の要件について、事前に申し込みがなく、勤務先や移動手段の関係で突発的に延長になった場合に加算対象になるか。

延長保育事業は事前申し込みを原則としており、月 11 日以上の利用申込者を延長保育障 害児等受入加算の対象とします。 32. 延長保育障害児等受入加算の要件について、半月以上利用申込者が対象だが、実績は半月に満たない場合に対象になるか。

あらかじめ職員配置等の対応が必要なことから、事前の利用申込が月 11 日以上であれば 加算の対象とします。

33. 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」は、どのような場合に適用できるのか。(※保育所・認定こども園・小規模保育事業A型に限る)

特例は、**国の配置基準において、**各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、「子どもの数に関わらず保育士等を最低2人配置する」という要件について、保育士等のうち1人を保育土資格を有しない者(子育て支援員研修(地域保育コース〈地域型保育〉)を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者(※)、家庭的保育者)とすることができます。

(※:「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」とは、特例を適用する施設で、 常勤(月160時間以上勤務)換算で保育業務に1年以上(=1,920時間以上)従事した経験がある者とします。なお、特例による従事を開始した日から1年以内に子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を修了してください。)

なお、延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた<mark>市の配置基準に基づき保育土</mark> を配置することとしていますが、上記特例を適用することが可能です。 (※小規模保育事業A型については「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育土配置に係る特例」を適用すると、「安全な保育を実施するための職員雇用費」は加算対象外とない++ >

例1 特例の適用が認められる場合

必要な職員数は1.4人を四捨五入して、1人となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育 土資格を有しない者(子育て支援員研修修了者等)でも配置可能となります。

| [参考]市の配置基準 (保育士1人あたり) | 8 | 4 | 5 | 15 | 24 | |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 必要な保育士数 (①÷②) | 9.0 | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 1.4 |
| 国の配置基準 (保育士1人あたり) (②) | 3 | 9 | 9 | 20 | 30 | |
| 子どもの数 (①) | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 12 |
| 年齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4.5歳児 | |

例2 特例の適用が認められない場合 必要な職員数は1.5 人を四捨五入して、2人となり、この場合は、特例実施後でも、保育士 2 人の配置が必要となります。

| | က | 4 | 2 | 15 | 24 | | |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--|
| 【参考】市の配置基準 (保育士1人あたり) | | | | | | | |
| 必要な保育士数 (①÷②) | 9.0 | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.2 | 1.5 | |
| 国の配置基準 (保育士1人あたり) (②) | 3 | 9 | 9 | 20 | 30 | | |
| 子どもの数 (①) | 2 | 2 | 2 | 3 | 9 | 15 | |
| 争 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4-5歳児 | | |

4 実費徴収に係る補足給付事業について【給付対象施設向け】

「実費徴収に係る補足給付事業(以下「補足給付」という。)」は子ども・子育て支援新制度施行に伴い平成27年度から新たに創設されました。

施設・事業者は、日用品、文房具等の購入に要する費用等について、利用者負担(保育料)とは別途、各施設・事業者において実費徴収を行うことが出来ます。この実費徴収額について、低所得世帯(生活保護世帯)を対象に費用の一部を補助する事業として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の一つです。

各施設において実費徴収を行う場合は、制度の趣旨をご理解の上、生活保護世帯の<u>対</u> **象となる方へ下記の内容を案内し、実費分の軽減を行ってください**。

施設から横浜市への請求方法の不明点については、保育・教育給付課市内施設給付担当までお問い合わせください。

1 事業概要

- ◆ 事業の対象施設は、給付対象施設です。
- ◆ 補足給付の<u>対象者は生活保護世帯</u>です。(= 1 ・ 2 号認定子どもは副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」、3 号認定子どもは利用者の負担区分が A 階層)
- ◆ 助成金額

教材費・行事費等:基準額(1人あたり月額)2,500円 まで

- ◆ 施設・事業者は、実費徴収を行う際に、基準額分(補足給付額)を軽減して利用者から実費徴収を行います。
- ◆ 施設・事業者は<u>軽減した金額について、毎月の給付費請求の際に横浜市へ請求</u>します。

<例>

- ・教材費が月額1,500円なら利用者からは徴収せず、1,500円を横浜市へ請求します。(基準額に満たないため)
- ・教材費・行事費合計で月額4,000円なら1,500円を利用者から徴収し、2,500円(基準額)を 横浜市へ、毎月請求します。(基準額を超える部分は本人負担)

2 補足給付の対象となる実費徴収費用

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、**教材費・行事費等**が対象です。行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。

<補足給付の対象の一例>

| 補足給付の対象になる | 補足給付の対象にならない |
|--------------|-----------------------------|
| 教材費、遠足費、制服など | 給食費(主食材料費・副食材料 費)、アルバムなど |

- ※ 施設・事業者の備品・消耗品は対象になりません。施設・事業者が購入した保育・教育の提供に便宜を供するものに限ります。
- ※ 補足給付の対象の例は、<u>別添QAの問17</u>を合わせてご確認ください。また、その他の詳細事項についても、別添QAをご確認ください。

3 請求方法

施設・事業者は対象となる各児童の「補足給付確認書」を記載していただき、保護者に署名をもらいます。保護者から署名をもらった「補足給付確認書」及び実費徴収の内容と金額がわかる挙証資料を毎月15日までに提出してください。

4 請求月について

横浜市への補足給付の請求は、実費徴収を行う予定(もしくは行った)日が属する 月に行います。例外については、<u>別添QAの問19</u>をご確認ください。

なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所がある ので、請求漏れがないようご留意ください。

※補足給付確認書に不備があった場合、再度保護者に署名をもらう必要があります。 署名をいただく前に、確認書の記載内容を今一度ご確認ください。

(例)

・6月10日に遠足に行き、7月15日に遠足代として2,500円の実費徴収を行った場合、7月分の実費徴収の補足給付として補足給付確認書を作成し、横浜市へ2,500円の請求を行います。

5 挙証資料について

挙証資料は、<u>請求物品等名称・金額・実費徴収予定(実施)月が明記されているものを提出してください。</u>対象保護者は補足給付分の実費徴収が軽減となり、補足給付分の請求書は存在しないため、対象保護者以外に配布した請求書(提出時個人情報部分は黒塗り)や園だより、重要事項説明書等、確認できるものを提出してください。

6 HPの掲載場所

補足給付のHPの掲載場所は、横浜市トップページから事業者向け情報→業種分野別から選ぶ「子育て」→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について、の順にお進みください。

事業種別を選択すると、補足給付確認書やその記入例、QAが掲載されていますので、ご確認いただき請求してください。

<URL>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/

| | 実費徴収を行っている | |
|-----------------|--------------------------|--|
| | 「免除(A)」又は「A階層」の児童が在園している | |
| →全て該当する場合は、 | | |
| 補足給付事業をご利用ください! | | |
| | | |

補足給付事業【給付対象施設向け】QA

(1) 補足給付事業とは、どのような事業をいうのか。

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、地域子ども・子育て支援事業の1つで、新たに制度化された事業です。

国が定める公定価格やその他横浜市が支給する助成金等に含まれないもので、日用品・文房具等の購入に要する費用について、市町村の定める利用者負担額とは別に各施設事業者が実費徴収を行うことが出来ることとされています。この実費徴収額について、生活保護世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

(2) 補足給付の対象者は

対象者は、1号及び2号認定子どもは副食費徴収免除対象者のうち「免除(A)」、3号認定子どもは利用者負担区分階層が「A階層」にそれぞれ該当する、生活保護世帯の児童です。 区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

(3) 助成される金額はいくらか

教材費・行事費等の基準額は一人当たり月額 2,500 円に設定されており、この基準額を上限に助成します。

(4) 保護者が支払う金額すべてが対象となるのか

対象となる費用は、実費徴収額のうち、教材費・行事費等です。

[参考] 実費徴収できるものについての条例上の根拠

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (平成 26 年条例第 48 号)

第13条4項

特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供 (次に掲げるものを除く。)に要する費用
- ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
- (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定 子ども77,101円
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700 円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては 77,101 円)

- イ 次の(ア) 又は(イ) に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア) 又は(イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)
- (ア)法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ)法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(5) 給食費(主食費・副食費)は補足給付の対象になるのか。

給食費(主食材料費・副食材料費)は補足給付事業の対象になりません。

(6) PTA会費や保護者会費も含まれるのか

含まれません。

PTAや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の規準に関する条例(平成26年条例第48号)第13条第4項の規定による費用に該当しないため、実費徴収に係る補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。

(7) 補足給付確認書のほかに添付書類(挙証資料)は必要か

補足給付対象の請求物品等名称・金額・実費徴収予定(実施)月が明記されている書類が必要です。また、月割りでの請求をする場合も、総額が分かるように金額が確認できる書類を送付してください。

[例]・対象保護者以外に配布した請求書

※対象保護者以外個人情報については、黒塗りするなど見えない状態で提出してください。

・園だより、重要事項説明書等、実費徴収の内容がわかるもの

(8) 制服代や遠足代等、1年の中で金額に偏りがあるが、複数月で割ることは可能か

事業者の判断により、①一括で請求することも、②複数月で割ること(分割)も可能です。 マヨー 「´ぬ」 * タe ロス 、 ②分割で請求する場合は12か月で割るのではなく、原則最短期間で請求が終わるように計算してください。また、QAの問18と同じ考え方で、実費徴収日(口座引き落とし日)が属する月が分割の開始月になります。

なお、補足給付事業の制度を踏まえ、対象保護者の負担軽減をご配慮のうえ請求していた だきますようご留意ください。

【例】 制服代12,000円の実費徴収

- ① 制服代12,000円全額を4月に実費徴収する場合
- 補足給付額は上限金額である 2,500 円、保護者負担金額は9,500 円
 -)制服代12,000円を複数月で割って実費徴収する場合
- ・4~7月までは上限金額2,500円の実費徴収
- (4か月×2,500円=10,000円。補足給付上限額の請求となります。
 - ・8月は2,000円の実費徴収
- ・すべての月で保護者負担金額は0円

(9) 何年かにまたがって分割することは可能か

最長でも年度内(最大12か月)の中で補足給付と実費徴収の清算を行ってください。 なお、例として、35,000円の教材費等の実費徴収があった場合、上限金額2,500円×12か 月=30,000円となり、5,000円の残金が生じてしまいますが、翌年度の請求に回すことはできません。この場合、5,000円は保護者負担金額としてください。

(10) 「補足給付確認書」の補足給付額・保護者負担額②~④の計算方法が分からない

補足給付額の上限金額より実費徴収額が低い場合は、実費徴収額が補足給付額となります。 また、保護者負担額は実費徴収項目の合計金額から補足給付額を引いた額であり、マイナスにはなりません。

以下で、例を示します。

(例)

- 教材費等(a)3,000円の場合
- 補足給付額⑤は2,500円、保護者負担額(②-⑤)は500円(=3,000円-2,500円)
 - 教材費等(a)1,000円の場合

楠足給付額⑤は1,000円、保護者負担金(②-⑤)は0円(=1,000円-1,000円)

(11) 代表者名は理事長名・園長名のどちらを書けばいいか

どちらの名前を書いていただいても問題ありません。

(12) 補足給付の請求ソフトではどの項目に該当するか

「その他」が該当の項目です。該当児童の請求明細書(児童)に補足給付額(「補足給付確認書」の⑤欄の額)を入力してください。

(13) 年度途中に退所した児童の補足給付はどうなるか。残りのお金は保護者からもらえないのか

分割で実費徴収を払っていた場合、最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。その際の補足給付額は上限金額(2,500円)の支払いとなります。

(14) 年度途中で副食費徴収免除制度の区分及び保育料の階層が変わった児童の給付はどうなるか

副食費徴収免除制度の区分が「免除(A)」から「免除(B)」「免除」「ー」に変わった児童及び、保育料の階層がA階層からB・C・D階層に変わった児童は、(13)と同様です。最終月に残りの実費徴収額全額の支払いを保護者に依頼してください。

また、「免除(B)」「免除」「一」から「免除(A)」に変わった児童及び、B・C・D階層からA階層に変わった児童に対しても当該月から補足給付をお支払いします。途中入所であっても給付対象です。

 1.2号
 3号

 免除(B)
 A階層
 ←補足給付の対象者

 免除(B)
 B階層
 ●

 免除
 D階層
 ■

 E階層
 E階層

(15) 月途中に退所した児童の補足給付は日割り計算するのか

日割り計算はしません。途中退所、「免除(A)」から「免除(B)」「免除」「一」へ、あるいはA階層からB・C階層へ、「免除(B)」「免除」「一」から「免除(A)」へ、あるいはB・C階層からA階層へ変更した場合でも補足給付のお支払いをします。

(16) 補足給付確認書はコピーして保管する必要があるか

補足給付確認書を2部コピーしていただき、原本は市に送ってください。コピーしたものは、施設・事業者と保護者で保管していただくようお願いいたします。施設・事業者側では5年間保管してください。

(17) 補足給付の対象となるものは具体的にどういうものか

補足給付は、実費徴収の対象となるもののうち、教材費・行事費等が対象です。教材費・行事費等とは、保育・教育の提供に便宜を供するものとされています。具体的には例示を参考にしてください。

【参考】給付の対象

- ・施設・事業者の備品や消耗品は対象にはなりません。
- ・施設・事業者が「指定して保護者が購入した物品」は対象になりません。
- ・施設・事業者が購入した「保育・教育の提供に便宜を供するもの」に限ります。

補足給付の対象の例

| 補足給付の | 補足給付の対象になる | 実費徴収の対象となるが 補足給付の対象にならない |
|-------------|------------|-----------------------------|
| スモック | お道具箱 | 写真 |
| 然本 | 文具セット | アルバム |
| 寝具代 | ワークブック | 1・2号認定子どもの給食代 |
| 教材費 | シール | (主食材料費・副食材料費※) |
| オルガン・カスタネット | 歯ブラシ | ※副食費徴収免除対象者の副食材料費(副食費徴収 |
| 衣類 | 英語教材 | 免除加算の対象となるもの)は実費徴収の対象外 |
| ゴム印 | オムツ(処理代含む) | |
| IDカード(追加分) | 制服•体操着 | |
| 名札 | 宿泊行事費 | 実費徴収の対象にならない |
| 防災頭巾 | 展覧会見学費 | 施設整備寄付金 |
| 防災靴 | 保育参加給食費 | PTA会費 |
| クレパス | 遠足積立金 | プールレッスン巻 |
| ወሀ | 送迎費 | 英語レッスン料 |
| けなみ | 駐車場利用料 | 延長保育料 |
| 鉛筆 | 保育園外保育代 | 一時預かり保育料 |
| マーカー | 布団洗濯代 | 3号認定子どもの給食代 |
| 自由画帳 | 共済掛け金 | (主食材料費・副食材料費) |
| 連絡帳 | 災害給付制度加入 等 | |
| | | |

(18) 行事実施日と実費徴収日(口座引き落とし日)が異なる月の場合、どちらの月の補足給付として請求するのか。

実費徴収日(口座引き落とし目)が属する月の補足給付として請求する必要があります。 補足給付は実費徴収に対して発生するためです。

- 例)4月に遠足を実施し、6月に集金した場合。
- →6月分の実費徴収に対する、6月分の補足給付となります。

(19) 当該年度に使用するものの実費徴収について、前年度3月、もしくは翌年度4月に実費徴収している場合、補足給付の対象にできないか。

当該年度に使用するものの実費徴収のなかで、当該年度外に実費徴収せざるを得ないものに関してのみ、当該年度内の最も近い月に合計して補足給付の請求ができます。そのため、前年度3月に実費徴収を行う場合は当該年度の4月分、翌年度の4月に実費徴収を行う場合は当該年度の3月分の補足給付として請求します。

(20) 年度内に請求漏れが発生した場合は、どのようにすればよいか。

年度内に請求漏れが発生した場合は、該当月の補足給付を請求していただく必要があります。その場合は、 (1) の挙証資料の日付をご確認いただき、当該月の補足給付を請求することができます。

なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所があるので請求漏れがないようご留意ください。

第1号様式

横浜市長

補足給付確認書

第1号様式

年 月

Ш

施設名称

囱

住所

代表者名

年 月の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。

| 対象児童名 ①補足給付対象の実費徴収項目 | (認定証番号 | | ^ | | |
|-------------------------|---|------|-----|-------------|-------------------|
| 項目 | | | | | |
| 鉛筆 | (か月目) /(か月)※ | | 00 | 400 円)/総額 | 400 (H) |
| 項目 | | | | | |
| イミコケ | (か月目) / (水月) / (水月) / (水上月) / (水上 | | 000 | | (H) 009 |
| | (1 4,488) | | | | |
| 遠足費 | (1 27.7 目) /(37.7月) ※ | 1, 5 | 000 | 1,500 円)/総額 | 4, 500 (H) |
| | | | | | |
| | (カカ月目) /(カカ月)※ | | | 円)/総額 | (田) |
| | | | | | |
| | (成) / (以) / ((以)) / (()) / () | | | 円)/総額 | (田) |
| @ 25.500 田 を | Z | L | | | |
| -(a)が高い場合 | | 和 | (a) | | 2, 500 (⊞) |

(H) 500 (H) # 付について、確認しました。 必ずの円以上になります。 護者負担 →2,500円が自動計算されます ※⑥は⑧と上限2,500円を比較して低い金額を記入してく ※⑥の金額が市への請求額と相違ないか確認して →@が自動計算されます。 教材費4 ※マイナスにはな 署名をいただいてください。 - (a)低い場合 保護者から日付及び 保護者負担額 ※—括払いではな ② ①で合計し 補足給付

0(田) ш (円)/総額 (円)/総額 (円)/総額 (円)/総額 (円)/総額 皿 _月の実費徴収の補足給付について、次のとおり報告します。 # 施設名称 住所 代表者名 (a) 補足給付確認書 华 か月目) か月)※ か月目) か月月)※ か月目) か月月)※ か月目) か月)※ (認定証番号 対象児童名 ①補足給付対象の実費徴収項 項目 教材費等 (1・2・3号認定

※一括払いではなく分割払いにした場合に配入してください。 ② ①で合計した金額(@)をもとに補足給付額・保護者負担額を計算

| <mark>0</mark> (円) | | 0(田) |
|---------------------|---|----------------------|
| | | |
| 9 | | (a)-(b) |
| 教材費等 (上限2, 500円) | ※⑥は⑥と上限2,500円を比較して低い金額を記入してください。 ※⑥の金額が市への請求額と相違ないが確認してください。 | 教材費等 ※マイナスにはなりません |
| 補足給付額 | ※⑥は②と上限2,500円を比※⑥の金額が市への請求額と | 保護者負担額 |

以上の実費徴収の補足給付について、確認しました。

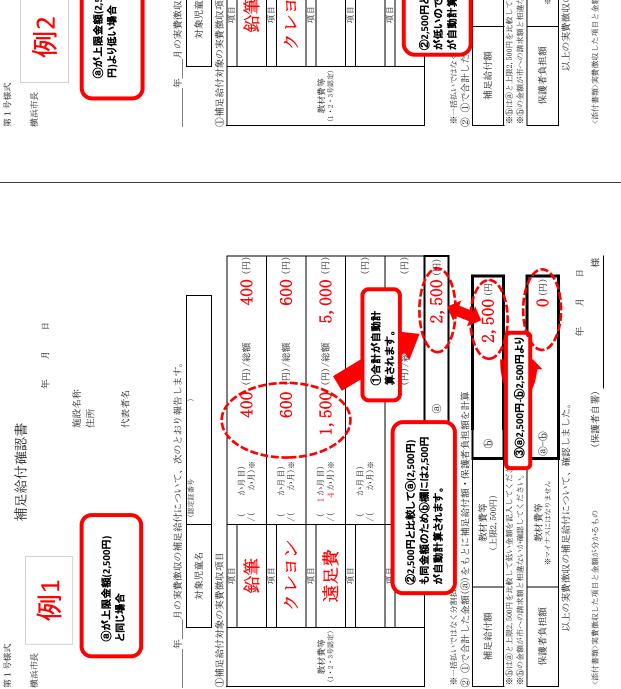
〈添付書類〉実費徴収した項目と金額が分かるもの

撷

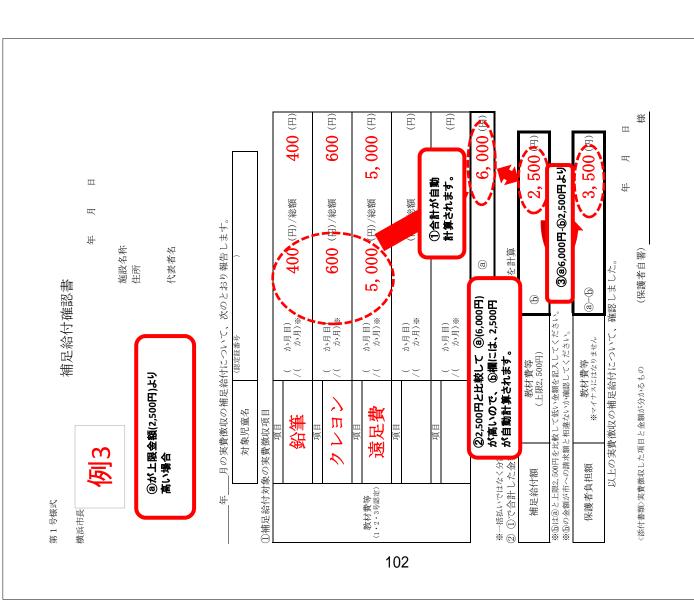
(保護者自署)

〈添付書類/夫寅取収した頃日と金額が万からもの

(保護者自署)



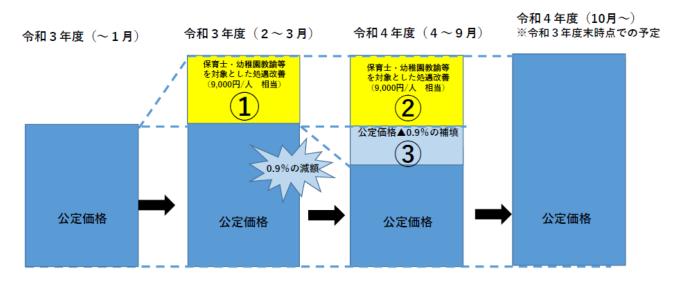
補足給付確認書



【参考1】教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ(3%賃上げ助成)について

いわゆる「3%賃上げ助成」とは、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、 賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円) 引き上げるための助成です。本助成金は、令和4年2月~9月分を対象としており(図1①~ ③)、10月分以降は、令和4年度人事院勧告の内容を踏まえた対応を予定しています。 ※令和3年度人事院勧告に伴う公定価格の減額改定が、令和4年4月から実施されます。こ の影響を反映しないで、賃金水準を保つために、本助成では、3%賃上げ助成分(図①、②) に加えて、国家公務員給与改定対応部分(図1③)を加味して助成額を算出しています。

【図1】公定価格部分



これに加えて、横浜市では、向上支援費の人件費部分に相当する職員配置加算、職員配置加算(休日)、ローテーション保育士雇用費、安全な保育を実施するための職員雇用費も横浜市独自で助成します。公定価格部分同様、令和4年2月~9月分を対象としています。単価は、公定価格の変動を踏まえて設定しています。

【参考2】給付費の額の通知について【幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のみ】

私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業者は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、教育・保育給付認定保護者に対し、給付費の額を通知しなければなりません。給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能となっております。

通知例等については、下記HPに掲載がございますので適宜ご確認ください。

「平成 28 年 4 月 14 日付 『法定代理受領にかかる施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について (周知)』

 $\langle URL \rangle$

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html

なお横浜市作成の請求明細作成ソフトでは以下の帳票を作成できますのでご活用ください。 (横浜市請求明細作成ソフトマニュアルより抜粋。)民間企業作成の請求明細作成ソフトについては各事業者にお問い合わせください。

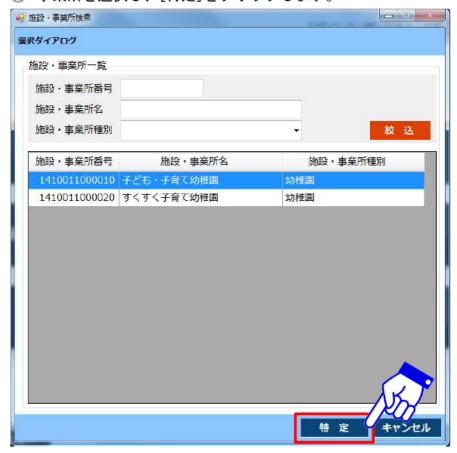
【各児童の実績を通知する場合】

8-3 給付額通知書の印刷

① 帳票メニューから[給付額通知書(利用者向け)]をクリックします。



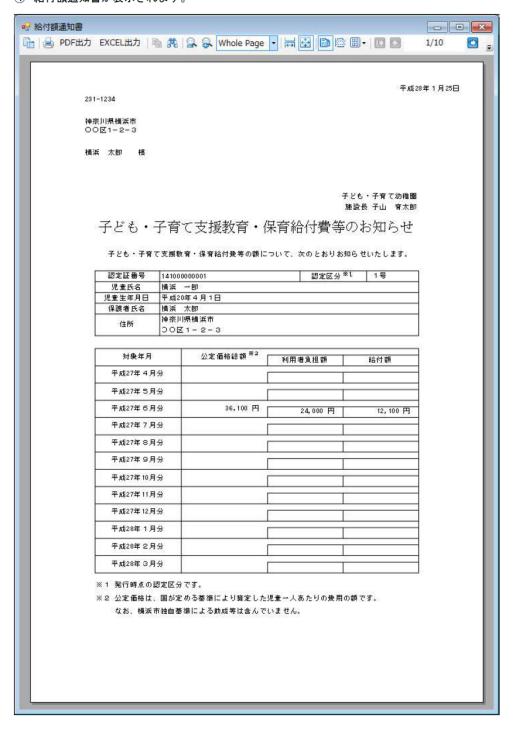
② 事業所を選択し、[特定]をクリックします。



③ 対象年月を選択し、[検索]をクリックして印刷対象データを表示します。その後、印刷を行う対象データのチェックボックスにチェックを付け、[印刷]をクリックします。



④ 給付額通知書が表示されます。



【月別の実績を通知する場合】

8-5 月別請求実績表の印刷

① 帳票メニューから[月別請求実績表]をクリックします。



② 事業所を選択し、[特定]をクリックします。



③ 対象年月を選択し、帳票印刷の場合は[印刷]を、CSV 出力の場合は[CSV 出力]をクリックします。



④ 【[印刷]クリック】月別請求実績表が表示されます。



⑤ 【[CSV 出力] クリック】 ファイル名と保存場所を設定し[保存] をクリックすると、月別請求実績表 CSV ファイルが出力されます。

